

やさしさとふれあいのまち

西東京市基本構想・基本計画



西東京市

◆ 序 論 ◆

1. 市の沿革	8
2. 市の概況	11

◆ 基本構想 ◆

1. はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕	15
2. この計画をつくるにあたって〔計画のフレーム〕	16
3. わたしたちの望み〔基本理念〕	20
4. 理想のまち〔将来像〕	21
5. まちづくりの方向	24

◆ 基本計画 ◆

総論

1. 計画策定の趣旨	38
2. 計画の期間	38
3. 計画の指標	39
(1) 人口	
(2) 財政フレーム	
4. 計画の方針	42
(1) 市民参加と情報公開の推進	
(2) 健全な財政運営	
(3) 公共施設の有効活用	
(4) 新市建設計画の推進	
5. 重点プロジェクト	44
6. 計画の体系	50

各論

創造性の育つまちづくり	56
笑顔で暮らすまちづくり	83
環境にやさしいまちづくり	103
安全で快適に暮らすまちづくり	119
活力と魅力あるまちづくり	133
協働で拓くまちづくり	143

新市建設計画重点施策（アクションプログラム）	157
------------------------------	-----

資料編	167
-----------	-----

やさしさとふれあいのまち

西東京市基本構想・基本計画



西東京市

西東京市市民憲章

(前文)

二十一世紀のはじめ、西東京市は、田無市と保谷市の合併によって誕生しました。

わたくしたちのまち西東京市は、縄文時代の営みの跡や武蔵野の面影を残し、江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史のあるまちです。

わたくしたちは、先人から受け継いだ貴重な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。

(本文)

このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい

このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい

このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい

このまちを こころ豊かな 学びあいのまちにしたい

やさしさとふれあいのまちをめざして

西東京市長 保谷高範



この度、念願でありました西東京市として初めての総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を策定することができました。

これも総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、策定過程におきまして貴重なご意見を賜りました市民の皆様、並びに市内企業・団体等の皆様のご協力による賜物であると、あらためて深く感謝申し上げます。

わが国における社会経済情勢は大きな変革期を迎えており、本市においても少子高齢化の進展、地球規模での環境問題、高度情報通信社会の到来への対応が迫られる一方、地方分権の推進により自治体における自己責任、自己決定が強く求められております。また、多様化、高度化する市民ニーズを的確に捉えるとともに、中長期的な視野にたった計画的かつ安定的な行政運営が必要不可欠となっております。

このような状況の中、合併によって誕生した本市は、これまで合併協議会において作成された新市建設計画を唯一の指針として、4つの重点施策、いわゆる（仮称）合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、そしてひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進を施策の中心としながら各種施策を着実に実行してまいりました。

この度策定いたしました総合計画は、この新市建設計画を包含するとともに、さらに新たな市民ニーズを踏まえ発展させたものであり、言うまでもなく本市における最上位計画として位置付けられるものでございます。

やさしさとふれあいにあふれ、一人ひとりが輝き、そしてまちを楽しむことができる、そのようなまちづくりを進めるためには、誰もが同じ目線に立って、お互いを思いやり尊重することが大切であると思っております。今、まちづくりに求められている市民と行政の協働につきましても、こうしたことを前提としながら、市民と行政が連携、協力し、コミュニケーションを重ねる中で、はじめて成り立つものであるとの認識にたち、心のかよう行政運営を進めてまいりたいと考えております。

最後に、私は、この総合計画の基本理念、理想のまちの実現に向けて、また、真の西東京市を構築し、全国にメッセージを発進する自治体をめざして、誠心誠意努力してまいり所存でございます。市議会議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成16年3月

目 次

◆ 序 論 ◆

- | | |
|---------|----|
| 1. 市の沿革 | 8 |
| 2. 市の概況 | 11 |

◆ 基本構想 ◆

- | | |
|---------------------------|----|
| 1. はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕 | 15 |
| 2. この計画をつくるにあたって〔計画のフレーム〕 | 16 |
| 3. わたしたちの望み〔基本理念〕 | 20 |
| 4. 理想のまち〔将来像〕 | 21 |
| 5. まちづくりの方向 | 24 |



◆基本計画◆

総論

1. 計画策定の趣旨	38
2. 計画の期間	38
3. 計画の指標	39
(1) 人口	
(2) 財政フレーム	
4. 計画の方針	42
(1) 市民参加と情報公開の推進	
(2) 健全な財政運営	
(3) 公共施設の有効活用	
(4) 新市建設計画の推進	
5. 重点プロジェクト	44
6. 計画の体系	50

各論

創造性の育つまちづくり	56
笑顔で暮らすまちづくり	83
環境にやさしいまちづくり	103
安全で快適に暮らすまちづくり	119
活力と魅力あるまちづくり	133
協働で拓くまちづくり	143

新市建設計画重点施策（アクションプログラム）	157
------------------------	-----

資料編	167
-----	-----



市の木：けやき



序 論

1 市の沿革

旧田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また旧保谷市は、江戸時代、幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により住宅都市として発展してきました。

旧保谷市が旧田無市を包み込むような地形をしているという特殊性により、通勤、通学、買物など両市民の日常的な生活行動は行政区域を越え、また市民間の交流も活発に行われていたこともあり、この地域はすでに一体的な生活圏を構成していました。

両市の合併問題については、古くは明治23年ころにありましたが、昭和に入ってから、昭和29年に「町村合併促進法」に基づく「東京都町村合併計画」の策定に関し、都知事からの諮問に対し「1市3町合併」（武蔵野市、保谷町、田無町、小金井町）を要望する旨の答申を行ったのが最初で、その後、昭和38年、昭和40年に合併論議が活発化したものの合併には至りませんでした。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権などの社会環境の変化への対応から、あらためて合併の必要性が論じられるようになり、平成10年2月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設置し、両市合併の必要性、効果を検証・確認するとともに、平成11年7月には新市将来構想策定委員会及び21世紀フォーラム等の市民参加を得ながら新市将来構想を策定しました。しかし、任意協議会においては、市民の負担水準や行政サービス水準などの具体的な協議に踏み込まなかったことから、任意の協議会から法定の合併協議会へ移行し、具体的な合併協定事項を協議することが必要であるという方向が示されました。

平成11年10月には法定協議会である「田無市・保谷市合併協議会」を設置し、新市建設計画をはじめとする合併協定事項を協議するとともに、具体的な合併効果の試算による検証や市民意向の確認方法に関する検討を行いました。

特に新市建設計画は、合併後の新市のまちづくりの方向性を示す重要項目として検討を重ね、任意協議会において策定された新市将来構想をベースとして取りまとめられました。

新市建設計画をはじめとした合併協定事項が新市の名称のみを残しすべて終了した時点では、これらの合併協議の結果について広報紙やパンフレットを全戸配布し情報提供するほか、両市内の各所で市民説明会や出張説明会を行い、市民への理解を図ってきました。

一方、合併に関する市民の意向を確認する方法としては、平成12年7月に満18歳以上の市民を対象に投票方式による市民意向調査を実施し、合併の賛否、新市の名称、特に力を入れてほしい施策について意向を調査しました。その結果、両市ともに合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回り、その後、開催された両市の臨時議会において、配置分合をはじめとする合併関連議案が可決されました。

そして、平成13年（2001年）1月21日、全国に先駆けた都市型合併の先進市として誕生した西東京市は、全国から注目を集めるとともに、新市としてのまちづくりにおいても先駆的な役割を担っています。





2 市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあって、東京都の西北部に位置し（北緯35度44分、東経139度33分）、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市および小金井市、東は練馬区に、西は小平市および東久留米市に接しています。

標高67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れており、その沿岸が2～3mの低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

地質は、関東ローム層（主として関東地方に分布する褐色の土で、砂と粘土から成って空隙に富み、有機物を多量に含んで、植物の育成に適する。）で厚さ10m以上の所が多く、その下は径3～5cmの礫層で、地下水位は河川沿岸の低地に見られるくらいです。

(2) 気候

1年を通じての平均気温は、15.3℃（最高37.8℃、最低－6.6℃）（平成14年）、年間降水量は1,481.5mm、気温は温和で、住宅都市として最適の環境をそなえています。

(3) 面積

本市は東西4.8km南北5.6kmにわたり、面積は15.85km²となっています。

(4) 人口

平成15年1月1日現在の住民基本台帳による本市の総人口は180,276人で、平成11年の176,206人と比較すると約2.3%増加しています。

年齢三階層別人口は、平成15年の年少人口が13.0%、老年人口が17.6%、平成11年は年少人口13.6%、老年人口15.1%となっており、老年人口が増加傾向にあります。



市の木：はなみずき



基本構想

平成15年9月26日議決



平成13年(2001年)1月21日、21世紀最初の合併により、新市「西東京市」が誕生しました。本市は、新市建設計画の基本理念である「21世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざし、新市建設計画をまちづくりの指針として行政運営を行ってきました。

この間、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、地方分権の推進とあいまって、市民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られており、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、新市建設計画との整合性を図りつつ、新たな市民ニーズを踏まえ、西東京市として初めての基本構想を策定し、21世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりをすすめていきます。

基本構想は、いわゆる「西東京市のまちづくり羅針盤」であり、わたしたちの望み〔基本理念〕と、その望みをかなえる理想のまち〔将来像〕を定めています。そして、この基本構想の策定にあたっては、まちに暮らす人の目線の重視、一人ひとりがいきいきと輝く環境づくり、自然との共生の実現、さまざまな分野の人々との連携・協働、安定したサービスを提供できる自治体経営などの視点を大切にしながら策定しました。

以下のような条件のもと、この計画をつくりました。

●目標年次●

平成25年度(2013年度)をこの計画の目標とします。

●想定人口●

平成25年度における想定人口は、おおむね19万2千人とします。

本市の人口は、昭和55年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和55年(1980年)に158,234人であった人口は、20年後の平成12年(2000年)には180,885人となり、22,651人(14.3%)の増となっています。今後は、増加傾向はやや鈍化し、平成25年の目標年次における人口予測については、おおむね192,000人と推計されています。

〔「西東京市人口推計調査報告書」(平成14年3月)より〕

●土地利用について●

本市の土地の利用用途は、住宅地の割合が非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして、良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地や工業集積地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が求められているところもあります。

人々が暮らしやすい環境を保つため、現在の市街地の特性や将来の望ましい姿を踏まえて、土地利用については、次の2点を基本方針とし、都市計画マスタープランを策定していきます。

(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地と、住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地に大別し、土地利用を図ります。

(2) みどりの保全を基調とした土地利用の推進

公園・緑地の整備や生産緑地、農地、屋敷林、樹林地の保全と育成を図り、緑化を促進します。

また、都市計画マスタープランにおいて地域別構想を定め、地域に即したきめ細かなまちづくりをすすめていきます。

●まちづくりの課題●

<市民に愛されるまちをめざして>

21世紀最初の合併により誕生した本市は、これまでの歴史や伝統を大切にしながらも、将来にわたって大きな可能性をもったまちとして、市民とともに、この西東京市を「住みたいまち」「住みよいまち」に育てていくことが求められています。

また、本市がもつ各種の資源を活かしながら、「西東京市のアイデンティティ(CI)」を確立し、そして、まちの個性や魅力を築いていくことも大切です。



<地方分権と住民自治>

まちづくりや福祉など、市民に身近な課題について、いつ・どのようにすすめるかなどを決める権限が、国や都道府県から市町村へと移譲されつつあります。このことによって、これまで以上に市に自己責任能力が求められることになり、職員の政策立案能力がいっそう重要になります。また、市民自身も責任をもって主体的にまちづくりに参加・参画していくことができるよう、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できるしくみをよりいっそう充実させていくことが必要です。

計画的にまちづくりをすすめるためには、「計画-実行-評価-改善」といったサイクルを市民と行政が協力しながらすすめていく必要があります。



基本構想・基本計画案の策定過程において開催された市民ワークショップ

<少子高齢化への対応>

本市においては、当面、子どもの数が大きく減ることはないと推計されています。全国的に少子化がすすむのに対し、本市の子ども数が一定を保つということは、子育て環境のよりいっそうの充実が求められているといえます。安心して子育てのできるまちとして、まちの魅力を高めていく必要があります。

一方、高齢者は今後10年で増加すると予想され、市総人口に占める割合もますます高くなります。市民の多くは、介護が必要となった時の安心を求めており、福祉サービスを質・量ともに充実する必要があります。また、多くの高齢者は、これまでに培った経験と多様な能力を発揮できる活躍の場を求めています。高齢者の活躍できる社会の構築がこれからのまちづくりには欠かせません。



<快適な生活環境の整備>

本市は、住宅都市として多くの市民が暮らしを営むまちであり、道路・市内交通の整備・充実を望む声が大きくなっています。快適な居住空間の整備と、多くの人が集まる駅周辺の整備、道路・交通環境の整備をバランスをとりながらすすめていく必要があります。

市内の緑地環境は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依るところが多い現状であり、宅地化や土地利用の転換などによって減少していく可能性があります。こうした農地・民有地のみどりの保全が課題になっているほか、身近なみどりの活用・創造を望む声も大きく、うるおいとやすらぎのまちづくりが求められています。



<循環型社会の構築>

近年、市民の環境意識の高まりとともに家庭ごみの排出量は減っていますが、一方で事業系ごみの排出量は増えています。ごみの処理量を減らすのみならず、ごみ・リサイクルシステム全体における環境への負荷を減らしていくために、リサイクルの前にリユース(再使用)、ごみとなるものを購入しないなどを実践していくことが必要です。

また、地球環境問題(地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など)が深刻になっており、限りある資源をどう使い、地球規模の環境をどう守るかということが大きな課題となっています。

そのためには、私たちの生活や事業活動を見直すことが大切であり、環境に配慮した循環型で持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。



ビオトープ池を観察する子どもたち



捨てられた空き缶などを集める子どもたち

<情報化への対応>

情報技術の進展により、さまざまな情報のやりとりを容易に行うことができるようになってきました。その進化は日々めざましいものであり、市民へのサービス提供・情報提供を行うためにも、地域情報化をすすめていく必要があります。

一方、市民のだれもが、いつでも必要な情報を入手できたり、市民の考えや自分の考えも容易に伝えられるようにするためには、パソコンや携帯電話などのIT機器を保有していない、あるいは使いこなせない市民に情報格差が生じないように配慮する必要があります。

また、市民が安心して情報のやりとりができるようにするために、個人情報の保護とセキュリティ対策にも十分配慮する必要があります。



長崎県の五島列島にある小学校と市内の小学校との遠隔授業(離島地域における地域公共ネットワーク構築のための実証実験)

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、 まちを楽しむ



西東京市に暮らして、まちを楽しんでいる人はどれだけいるでしょうか？

今、多くの人の生活は、まち（地域）に縁遠くなりつつあります。市外での活動が多いために家の周辺のことを知らなかったり、市内で活動していても、近くにどのような場所があり、どのような人が住んでいるかわからないことがあるからです。

まちにはいろいろな「ひと・もの・こと」があります。例えば、ちょっとの時間子どもを見てくれる近くの人はいるか、ふらっと散歩できる場所はどこか、もし災害が起きたとき、自分はどうしたらいいのか。そのような人や環境などのさまざまなまちの姿を知り、つながりをもつことで、私たちは安心感を得て、元気に活動することができます。

“住む地域とのつながり”をもち、“一人ひとりがいきいきと輝く”ことは、まちに暮らす人の生活に欠かせない楽しみを生み出します。そして、「まちを楽しむ」気持ちは、住むまちを誇り、愛する気持ちをもたらすことにもなります。さらに、そのような人々が暮らすまちには、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や、人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づきます。

『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』ことが、
私たちの望みです。

4

理想のまち〔将来像〕

「私たちの望み」をかなえるまちとは、どのようなまちでしょうか。

私たちの暮らしにはさまざまな場面があるため、「私たちの望み」は いくつかの顔をもっています。

そこで、生活者の視点から考えて4つの「理想のまち」を掲げます。



この理想のまちをめざしてプロジェクトを設定し、重点的に取り組んでいきます。

理想のまち 豊かで活気あるまち

魅力あるまちは、人や企業、情報やものが集まり、何かを生み出す可能性にあふれています。そこでは、買い物や通勤・通学などの日常生活や、事業所や商店街、農地における生産活動など、人が生活しやすく活動しやすい状態が実現されています。

このようなまちの姿に近づくためには、人や企業、団体等が自由に活動できる環境が必要となります。利便性の高い公共交通・道路、生活サービスを提供する施設の集積、活気ある産業が根づくしくみがあり、と同時に、人が集う空間が創出されていることが大事です。また、そのような状態をつくりだすことで、生活の負荷が少ない「職住近接」が実現し、人間の感覚や行動に適合した快適な生活を営むこともできます。

さらに、そのように人が息づく環境には、前提として一人ひとりが尊重され、その生き方が大切にされていることが大事であり、自由な活動や考えを発揮できることも必要とされます。

理想のまち ほっとやすらぐまち

都市の生活で“快適さ”“やすらぎ感”をもたらすもののひとつにみどりや自然がありますが、本市では、農地や雑木林、樹木や川など、数多くの自然を保有しています。それらの自然を守り、「みどりの散歩道」や「市民の憩いの空間」として活かすことにより、自然と共生するやすらぎの生活を実現することができます。

さらに、みどりだけではなく、安心できる空間や人とふれあえる場によっても私たちはやすらぎ感を得ます。例えば、「安全に歩くことができる道路」や「気軽に集える施設」や「人と人とのコミュニケーションのある商店街」などにより、安心できる環境で生活することができます。

都市機能の利便性の向上と同時に、このような「やすらぎを感じる身近な空間」をつくっていくことが大切です。

理想のまち ひと・もの・ことが育つまち

私たちが生活をおくるなかで、例えば映画や音楽、スポーツなどを“知りたい”“楽しみたい”、地域や社会のことを“学びたい”と感じる場面があります。このようなとき、手軽に知り、のびのびと活動することができ、楽しく学ぶことができる機会・場所が身近にあることは重要です。

子どもから大人まで市民が育ち、力を発揮できる環境として、また市民主体の活動を支える人材づくりとして、文化・スポーツ施設などの「娯楽や趣味を楽しむ場」や、学校・生涯学習施設などの「知識を得るための場」、さらにボランティアなどの「活動する場」づくりが求められています。

それと同時に、場だけではなく、知りたい・学びたいと思う歴史資源づくりや文化の創造、情報の受発信ができるしくみの提供、市民のネットワークづくりも重要です。

このような西東京に暮らす市民が育ち、地域資源が活かされ、活動が活気づく「ひと・もの・ことが育つ環境」が理想です。

理想のまち みんなで支えあうまち

高齢社会への対応や商業集積地の魅力づくり、地域コミュニティの再生、省エネ・リサイクル等、今、まちは多くの課題を抱えています。これらへ対応できる地域の活動やしくみの再構築は不可欠となっています。西東京市が住みよい地域として存続し、自立していくためには、市民や企業、行政、NPO等が協働し、地域のサービス・産業・資源をお互いに活かしかい、支えあうしくみが必要です。

「支えあいのしくみ」とは、福祉サービスの充実、地域産業と地域消費の活性化、みどり豊かな自然環境の保全、資源循環の推進などであり、一つひとつのサービスの充実にとどまらず、複合的に連動したしくみのことです。また、このしくみには、それを担う人やコミュニティ、ボランティアが主体的に育ち、互いに影響し、向上しあう環境が求められます。

だれもが安心して暮らすことのできる地域をつくるために、このような地域の資源である「ひと・もの・こと」を見出し、育て、活かし、つなげることにより、みんなで支えあう行動を生み出すことが大切です。

わたしたちの望み

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

豊かで
活気あるまちみんなで
支えあうまち

理想のまち

ほっと
やすらぐまちひと・もの・ことが
育つまち

まちづくりの6つの方向

創造性の育つ
まちづくり協働で拓く
まちづくり笑顔で暮らす
まちづくり活力と魅力ある
まちづくり環境にやさしい
まちづくり安全で快適に暮らす
まちづくり

創造性の育つまちづくり

市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

笑顔で暮らすまちづくり

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

環境にやさしいまちづくり

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。居住環境の心地よさをつくり出す豊かなみどりを守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりをすすめます。

安全で快適に暮らすまちづくり

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。快適な居住空間の整備と駅周辺・道路・交通環境の整備により、日常生活における市民の利便性の向上を図るとともに、防災・防犯に取り組むなど、安全に暮らせるまちづくりをすすめます。

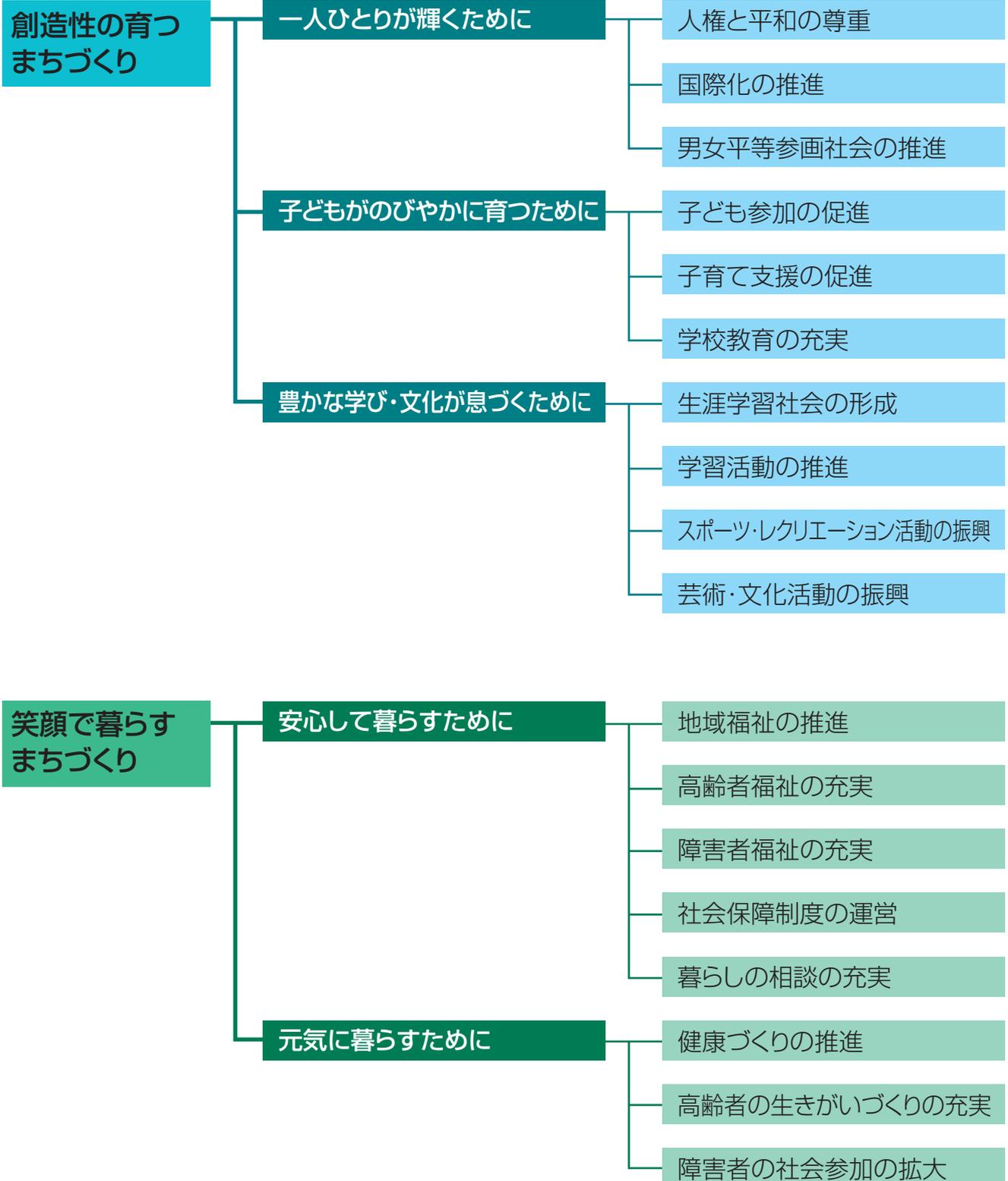
活力と魅力あるまちづくり

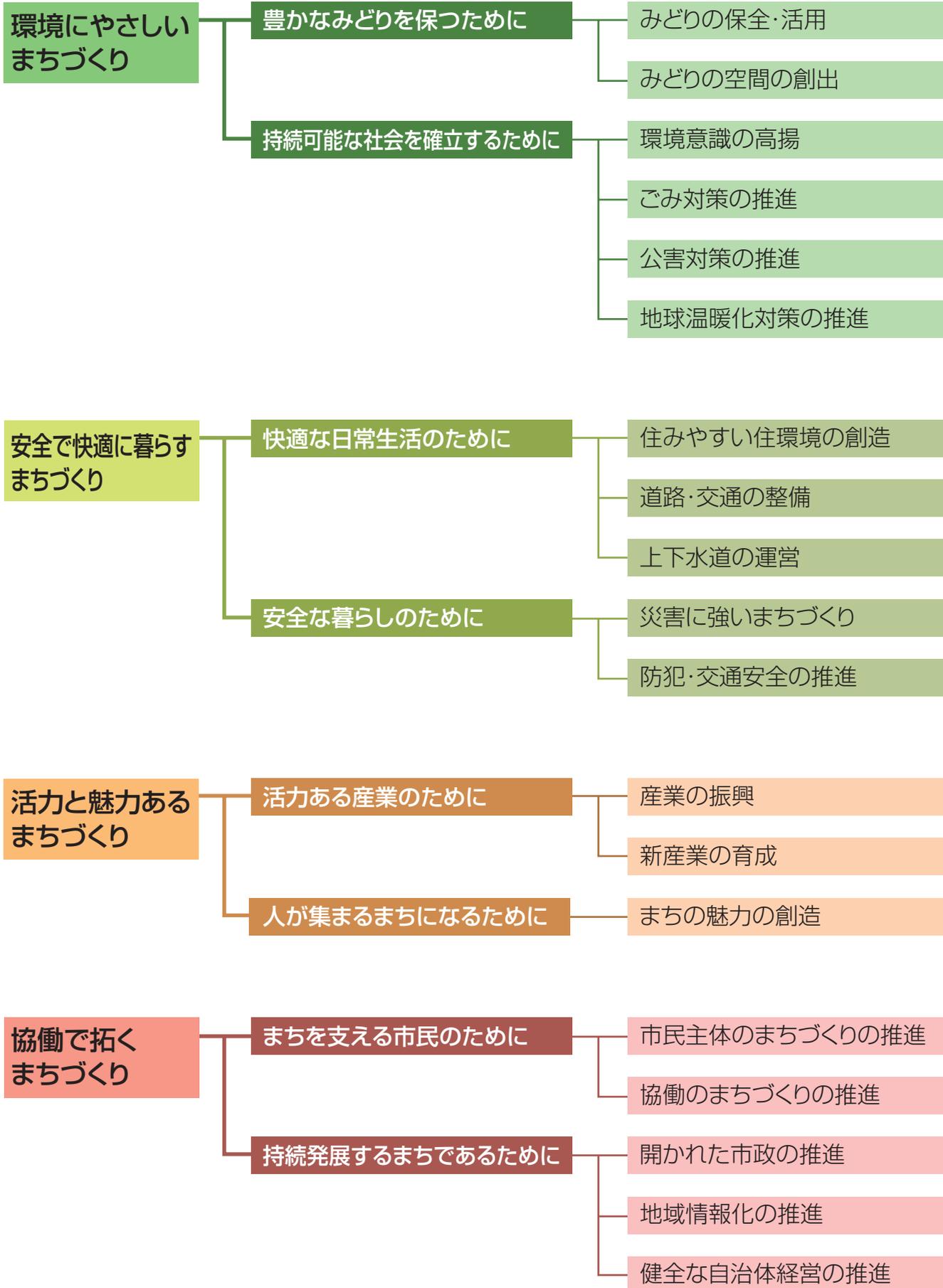
産業構造が変化するなか、市民や企業、行政相互による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれています。これからは、市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりをすすめます。

協働で拓くまちづくり

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政のパートナーシップによる推進が不可欠です。これからは、地域での市民の活動を支えるとともに、市民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、市民・企業・行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりをすすめます。

まちづくりの方向体系一覧





創造性の育つまちづくり

一人ひとりが輝くために〔創1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人ひとりには、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

子どもがのびやかに育つために〔創2〕

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていきます。

また、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

豊かな学び・文化が息づくために〔創3〕

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にすまちをめざします。

笑顔で暮らすまちづくり

安心して暮らすために〔笑1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしぐみが増えているなか、利用者の主体的な選択に対応していくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしぐみの構築をめざします。

元気に暮らすために〔笑2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしぐみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることができる地域社会を実現します。

環境にやさしいまちづくり

豊かなみどりを保つために〔環1〕

豊かなみどりは私たちにやすらぎや潤いを与えるとともに、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

持続可能な社会を確立するために〔環2〕

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

安全で快適に暮らすまちづくり

快適な日常生活のために〔安1〕

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス（はなバス）のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

安全な暮らしのために〔安2〕

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

活力と魅力あるまちづくり

活力ある産業のために〔活1〕

市場のニーズに応じて産業構造が変化するなか、本市においては農業の経営耕地面積の減少、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、よりいっそうの振興を図るとともに、労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携等を推進していくなかで、地域の活力の創出を図っていきます。

人が集まるまちになるために〔活2〕

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集まりやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりをすすめるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

協働で拓くまちづくり

まちを支える市民のために〔協1〕

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

持続発展するまちであるために〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。

市章



デザインの意味

市章は西東京市の誕生を記念して、広く一般から、市のシンボルとなるようなデザインを公募し、全国から寄せられた1,578作品の中から、市章選定委員会において選考を行い、市民アンケートを経て制定したものです。デザインは、“市民一人ひとりをやさしく包み込み市の未来へ突き進む先進性・創造性を躍動感いっぱいに表現”したもので、市の特性を生かしたまちづくりを推進する願いが込められています。また、緑色を用いることで豊かな自然も表現しています。

平成14年1月21日制定



市の花：つつじ



市の花：ひまわり

基本計画

◆総論

1

計画策定の趣旨

この基本計画は、西東京市基本構想に基づき、その基本理念と将来像を計画的に実現するために、本市における現状を整理するとともに、体系的な施策展開を示すものです。

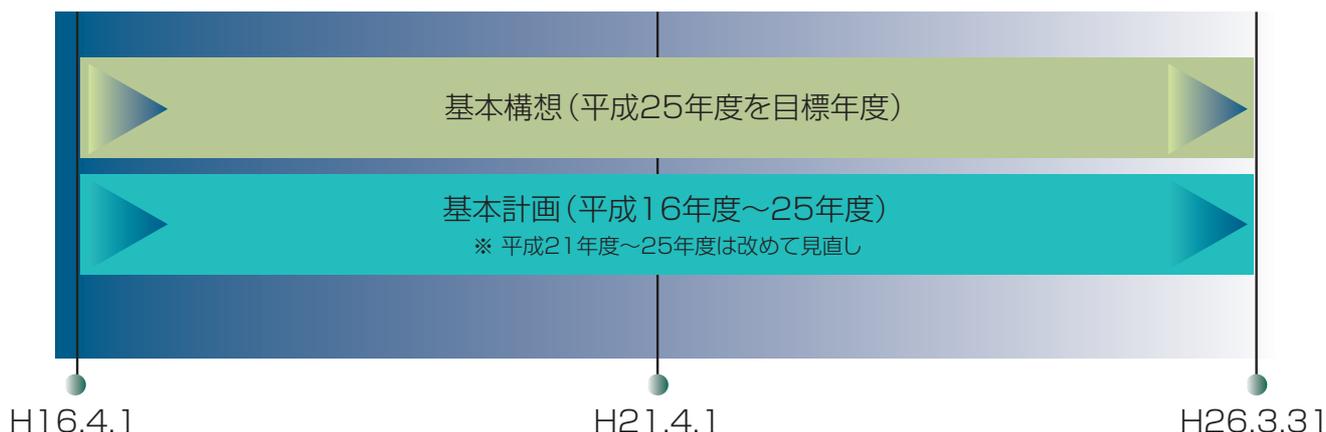
なお、本計画を基本として、毎年度3年を期間とする実施計画を別に策定し、本計画の実効性を確保します。

2

計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

なお、平成21年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の評価、新たな市民ニーズなどを踏まえ、改めて見直しをします。



3

計画の指標

(1) 人口

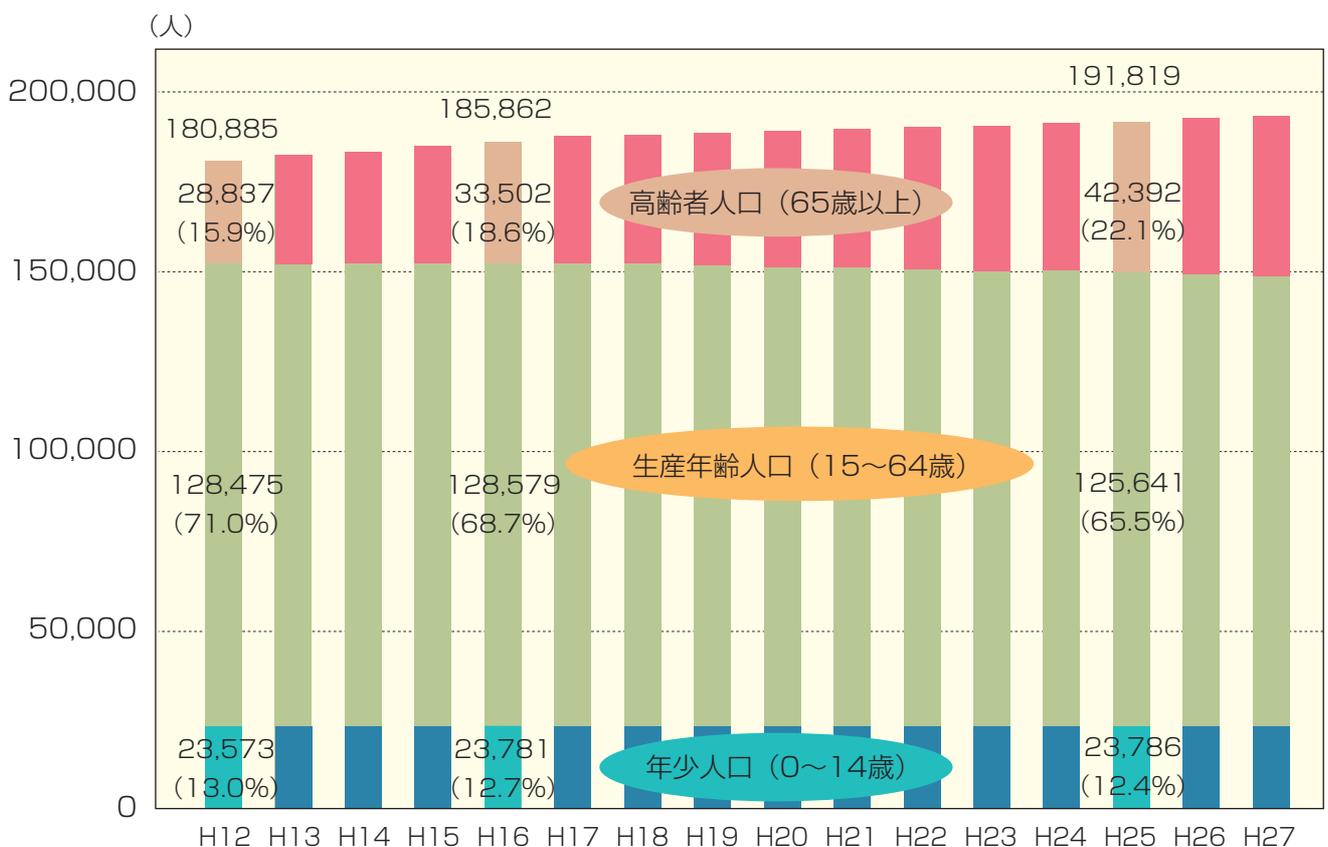
本市の人口は微増傾向がつづき、この計画の目標年度（平成25年度）における人口は、約192,000人になると想定します（平成14年3月「西東京市人口推計調査報告書」より）。

年齢3区分ごとの傾向をみると、年少人口（0歳～14歳）においては、平成12年に13.0%の割合であったものが平成25年には12.4%となり、やや低下する見通しです。しかし、その絶対数はほぼ変わらず、全国的に問題とされている子どもの数の減少は本市では当面おこらない見通しです。

生産年齢人口（15歳～64歳）についても、平成12年の71.0%から平成25年には65.5%と5.5ポイントも割合が低下しますが、絶対数ではほぼ横ばいであり、減少傾向にある全国値とは対照的となっています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は毎年増加すると予想されます。その比率は平成12年の15.9%から平成25年は22.1%となり、6.2ポイント増加し、その傾向は今後も続く見込みです。絶対数も13,000人以上の増加となり、人口増加の傾向はほぼ高齢者層の増加であると予想されます。

【人口グラフ】



「西東京市人口推計調査報告書」（平成14年3月）より

(2) 財政フレーム

基本計画(平成16年度～25年度)期間中の財政計画は、社会・経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境の変化、行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

歳入

(ア) 市税

市税については、今後の経済の見通しを踏まえるとともに、現行の税制度及び将来人口の推計を基本に算定しています。

(イ) 地方交付税

普通交付税については、市税等の動向や過去の実績等を勘案し、現行制度を基本に算定しています。また、基準財政需要額には、合併特例債、臨時財政対策債及び住民税等減税補てん債の元利償還金の措置額を加算しています。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金及び都支出金については、現行制度を基本に、過去の実績等を踏まえ算定しています。

(エ) 市債

市債については、後年度負担に配慮し、新市建設計画事業に伴う合併特例債のほか、適債事業に係る通常債、さらに、減税補てん債及び地方交付税の振り替えとしての臨時財政対策債を見込んでいます。

歳出

(ア) 人件費

職員給与については、退職者の補充を抑制し一般職職員を削減する方針で算定しています。なお、給与の改定は見込んでいません。

(イ) 物件費・扶助費・補助費等

過去の実績等を踏まえるとともに、経常的な事業に係る経費については、シーリングを設定し算定しています。

(ウ) 繰出金

繰出金については、現行制度を基本にするとともに、財源補てん的な繰出金の抑制に努めています。

(エ) 普通建設事業費

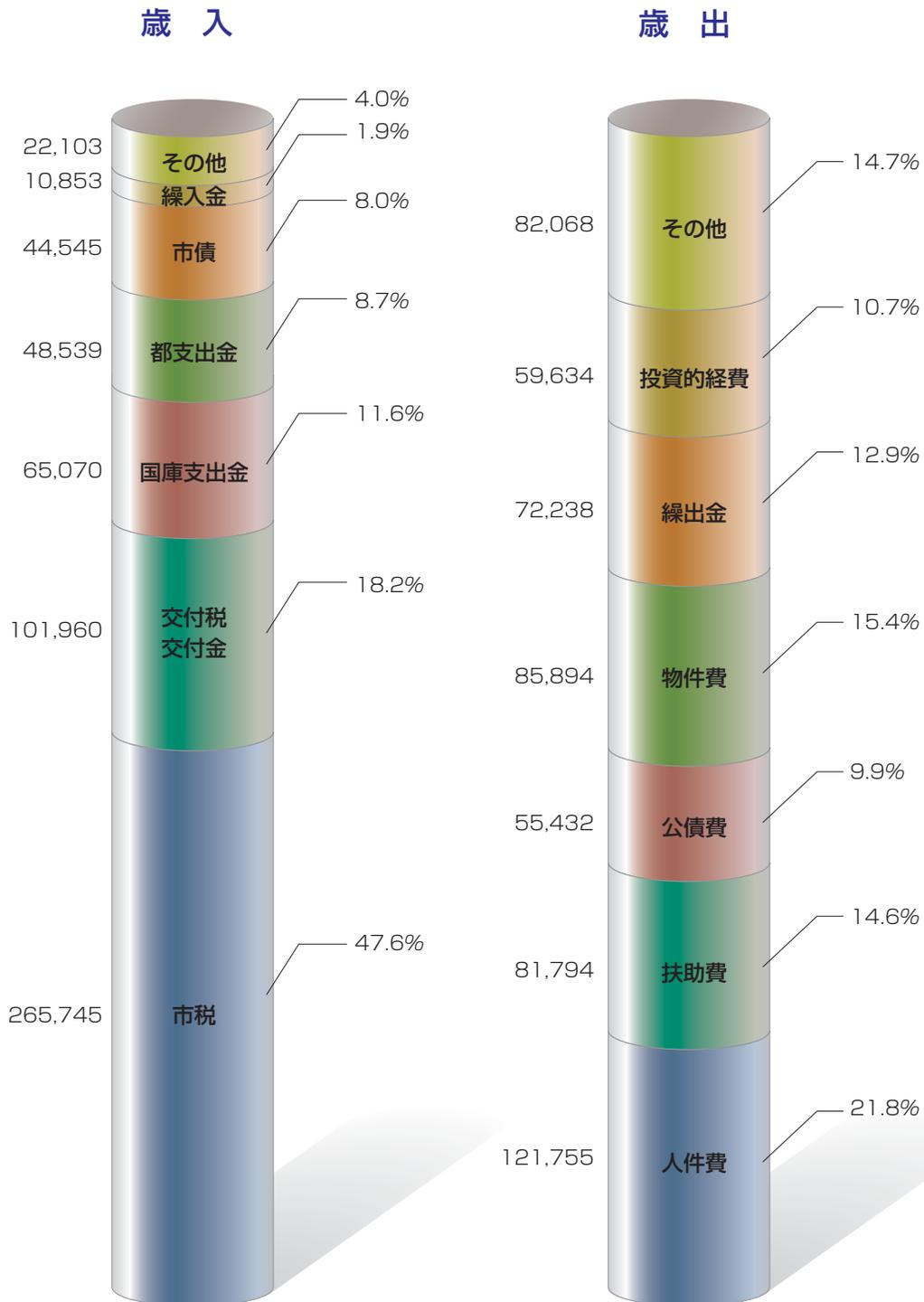
普通建設事業費については、計画事業を基本に見込むとともに、計画以外の事業については、シーリングを設定し算定しています。

※なお、国の三位一体の改革や東京都の第二次財政再建推進プラン等による影響については、毎年度策定をする実施計画の財政計画において精査していきます。

■ 財政見通し(平成16年度～平成25年度)

基本計画10年間(平成16年度～25年度)の財政見通しは次のとおりです。

(単位:百万円)



総額 5千588億1千5百万円

基本計画は次の方針を踏まえ、事業をすすめていきます。

(1) 市民参加と情報公開の推進

市民と市との協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民参加と情報公開の推進を図っていきます。

市民参加

市民が、まちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら事業を推進していきます。

② 情報公開

市民参加を促進するとともに、個人情報等の情報資源の保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信をすすめていきます。

(2) 健全な財政運営

財政の健全性を確保しつつ、まちづくりに対する市民の期待に応えていくため、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立や自立度を高めた持続可能な財政構造への転換を積極的に図っていきます。

① 行財政改革の推進

将来にわたり、健全で安定した行財政運営を確保し、市民サービスの向上を推進するため、行財政改革を着実に実行していきます。

② 自主財源の確保

課税客体の正確な把握と市税徴収率の向上を図るとともに、使用料・手数料等の適正化による自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確保を図っていきます。

③ 特定財源の有効活用

国や東京都の補助制度を有効に活用するとともに、地方債の活用にあたっては後年度の財政負担に配慮しつつ、効果的な活用を努めていきます。

④ 財政運営の適正化

社会経済情勢や各種行財政制度の動向に対応した財政運営を行うとともに、「最少の経費で最大の効果」が発揮できるよう、市民ニーズに応じた財源の的確な配分に努めていきます。

⑤ 財政計画の作成

事業の円滑かつ着実な推進を図るため、社会経済情勢の推移を的確に捉え、財政計画を作成していきます。

(3) 公共施設の有効活用

円滑かつ効率的な事業執行に向け、公共施設の有効活用を前提に事業をすすめていきます。

① 公共施設の統合整備

地域において重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し、統合整備していきます。

② 新たな施設の整備

新たな施設整備については、公共施設の統合を前提として整備に努めるほか、現在ある公共施設の建替え・改修や余剰公共施設の有効活用を図りながら事業をすすめていきます。

(4) 新市建設計画の推進

新市建設計画は、平成13年度から22年度までの10年間における新しいまちづくりの指針を示した計画であり、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要な計画です。

① 新市建設計画の位置付け

新市建設計画の重要性を勘案し、この新市建設計画との整合性を図りながら、事業をすすめていきます。

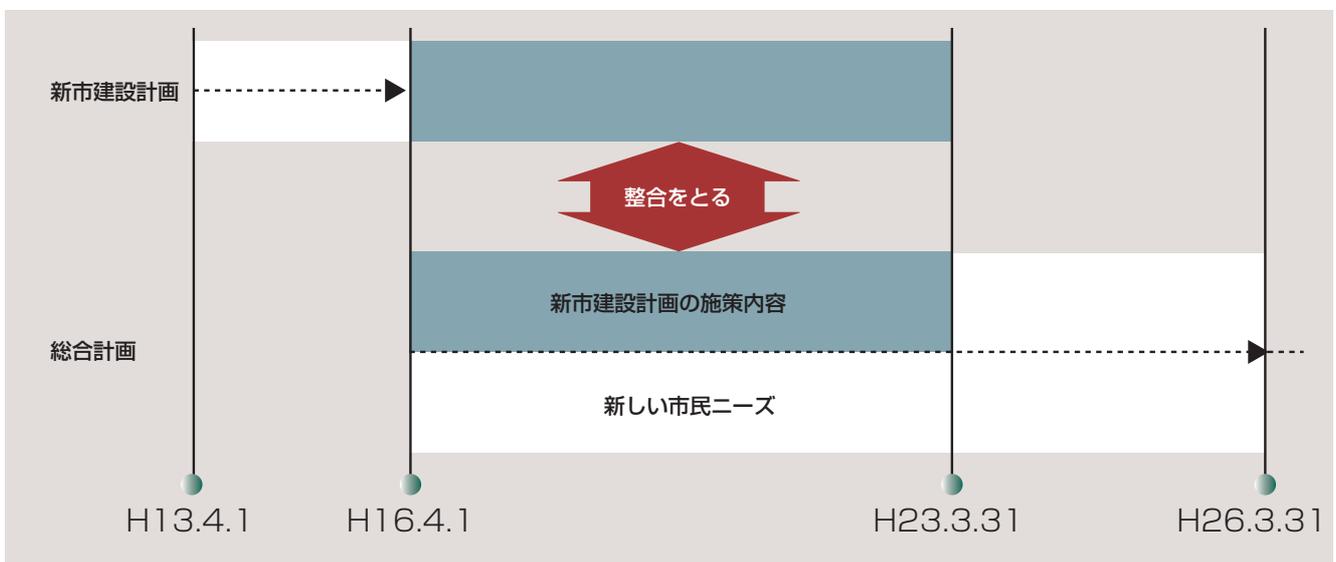
② 新市建設計画の重点施策

新市建設計画の重点施策については、引き続き事業の推進を図るとともに、さらなる事業展開に向けた取り組みをすすめていきます。

◇重点施策◇

- (仮称)合併記念公園の整備
- コミュニティバスの運行
- 地域情報化の推進
- ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

■新市建設計画と総合計画の関係・期間



基本構想で位置づけている「わたしたちの望み」や「理想のまち」に少しでも早く、効果的・効率的に近づくために、以下の4つのプロジェクトに取り組みます。

これら4つのプロジェクトは、「まちづくりの方向」の枠を越えて、分野横断的に力をあわせてすすめるものです。また、行政だけではなく、市内で活動する市民や企業・団体等の連携により実現されるものです。

■西東京ブランド発進 プロジェクト

◇コンセプト(目的)

「豊かで活気あるまち」をめざして、西東京市民が誇りをもてる良好・良質な都市イメージを醸成します。

◇目標

西東京ブランド(ひと・もの・こと)を確立します。

◇具体的な取り組み

市民や企業・団体等と協働でブランドイメージをつくり、「ひと・もの・こと」のキーワードのもとに、ブランドづくりおよび西東京ブランドを展開していきます。



豊かで
活気あるまち



■やすらぎグリーン プロジェクト

◇コンセプト(目的)

「ほっとやすらぐまち」をめざして、みどりの保全・活用・創出によって、人が憩い、集いあえる空間・場を演出します。

◇目標

人々のふれあいを演出するみどりと花の空間を創生します。

◇具体的な取り組み

市内のみどりをネットワークするとともに、散歩道や散策ルートを充実させます。また、まちじゅうにみどりと花の空間を創出します。

ほっと
やすらぐまち

当初から予定する取り組みや事業を実行するだけでなく、コンセプトに沿った新たな取り組みや活動等も含めてすすめることを前提とします。

そして、効果的・効率的にプロジェクトを推進する手段として、目標設定および効果測定を実施し、その評価・改善による進行管理を行います。



みんなで 支えあうまち

■ふれあいサポート プロジェクト

- ◇コンセプト(目的)
「みんなで支えあうまち」をめざして、市民一人ひとりが協力しあって、安心して暮らせる社会をつくります。
- ◇目標
コミュニティの醸成と互助・共助のしくみをつくります。
- ◇具体的な取り組み
人材等の地域資源を生かして、市民のもついろいろな頼みごと・困りごと・お願いごとと、それらをサポートするしくみをつくります。



ひと・もの・ことが 育つまち

■いきいきチャレンジ プロジェクト

- ◇コンセプト(目的)
「ひと・もの・ことが育つまち」をめざして、子どもも大人も地域に暮らす人々がさまざまなことにチャレンジし、いきいきと活動できる機会を増やしていきます。
- ◇目標
だれもが生涯、学び、楽しみ、活動できるしくみをつくります。
- ◇具体的な取り組み
市民の主体的な知的欲求に応える生涯学習メニューの充実、生涯スポーツの場づくりのほか、習得したことを実践できる機会づくりを行います。



西東京ブランド発進プロジェクト

豊かで活気あるまち

主要施策の概要

キーワードは、「西東京ブランド」。

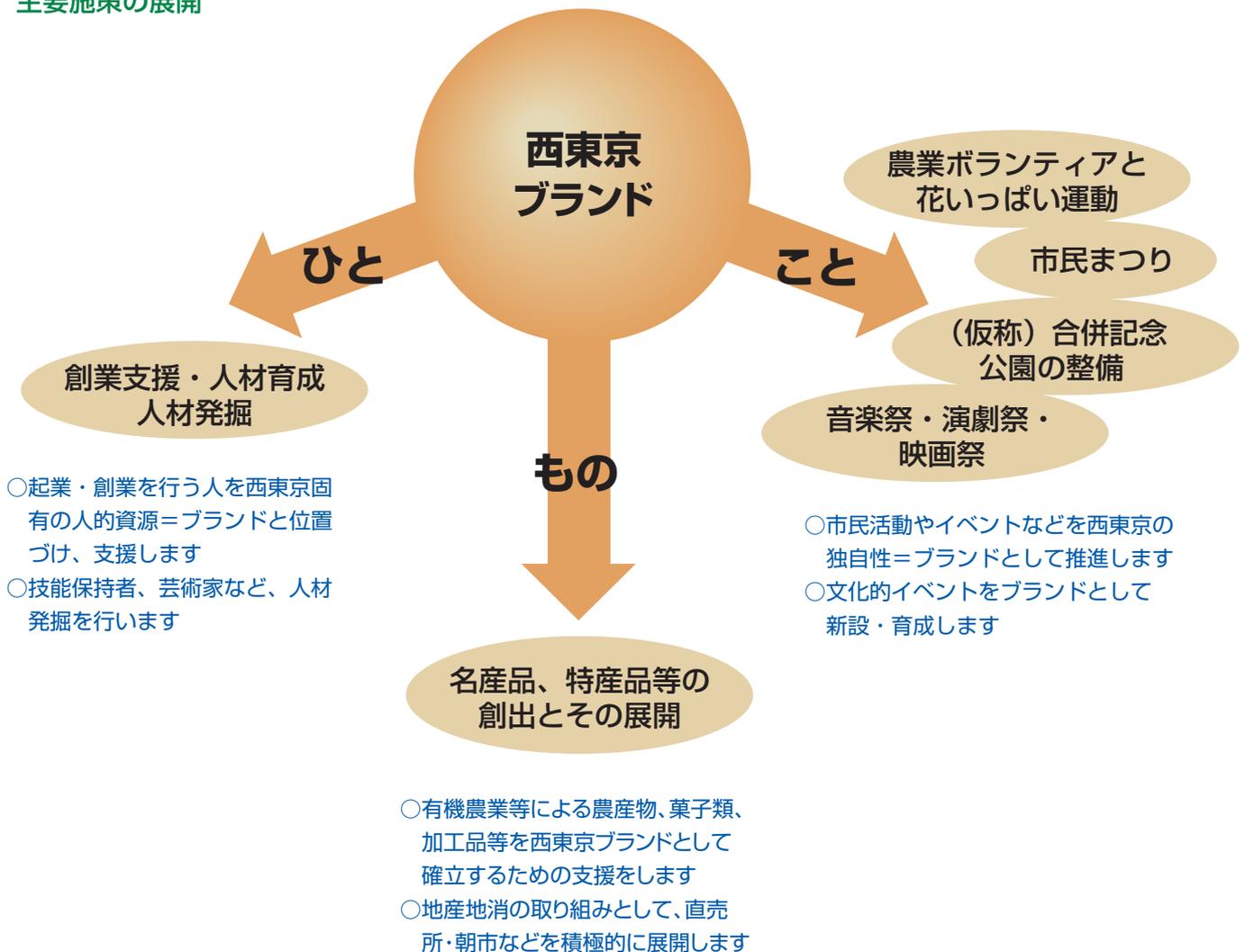
「ひと」に関するもの（創業支援・人材育成など）、「もの」に関するもの（名産品・特産品等の創出とその展開など）、「こと」に関するもの（（仮称）合併記念公園の整備やイベントの拡充・新設など）というそれぞれの分野で、「西東京ブランド」の確立をめざします。

<指標案>

- 西東京市に住み続けたいと考える人の割合
- 「西東京ブランド」の数

（「西東京ブランド」の定義と目標数値は、（仮称）重点プロジェクト推進委員会で検討）

主要施策の展開





主要施策の概要

キーワードは、「みどり・花」。

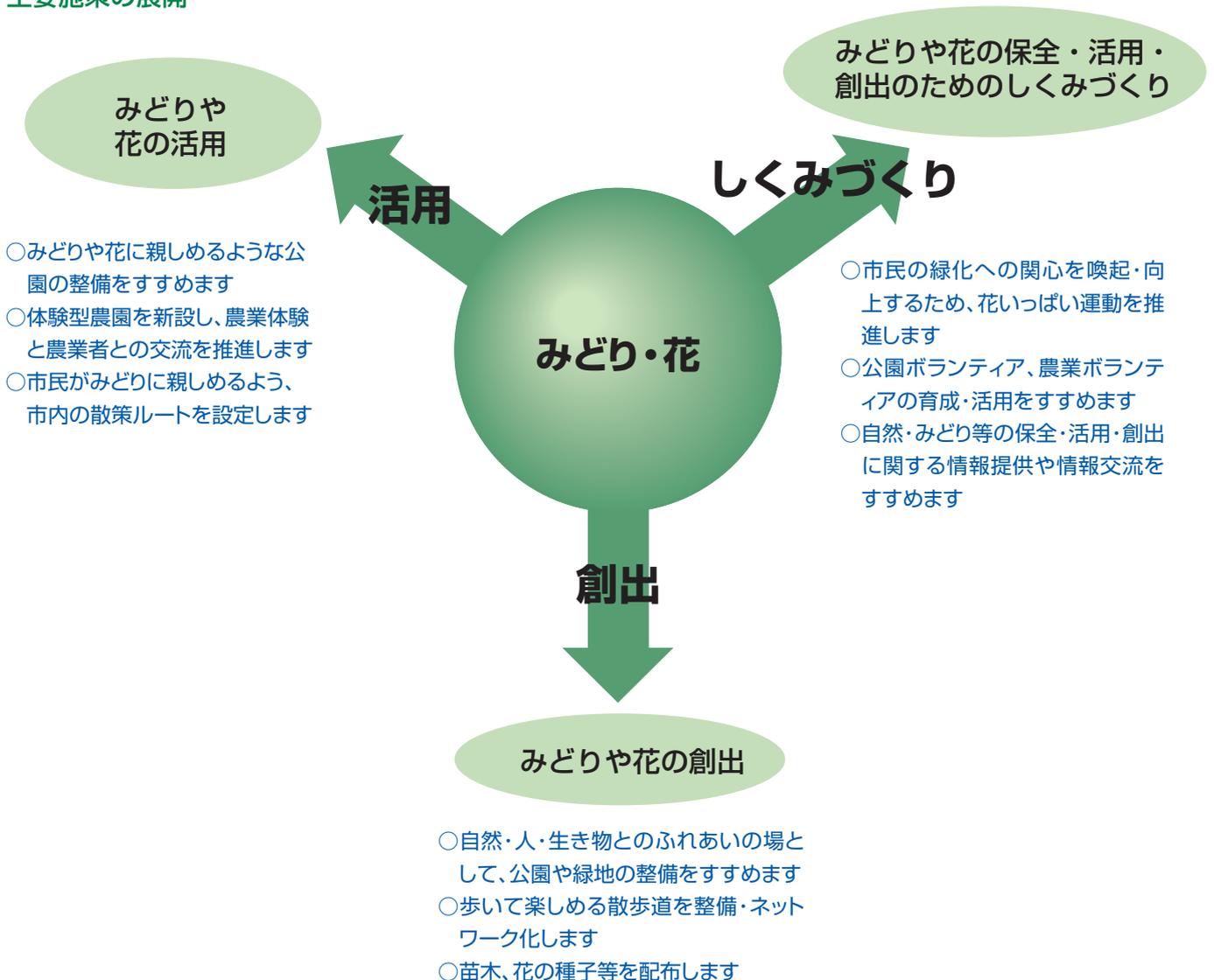
みどり・花の活用・創出・しくみづくりをとおして、豊かな自然環境を実現するとともに、市民がそれらに親しめるような事業を展開します。

<指標案>

- 自然環境に対して満足している市民の割合
- 緑被率

(目標数値は、(仮称)重点プロジェクト推進委員会で検討)

主要施策の展開





いきいきチャレンジプロジェクト ひと・もの・ことが育つまち

主要施策の概要

キーワードは、「チャンス・アンド・チャレンジ」。

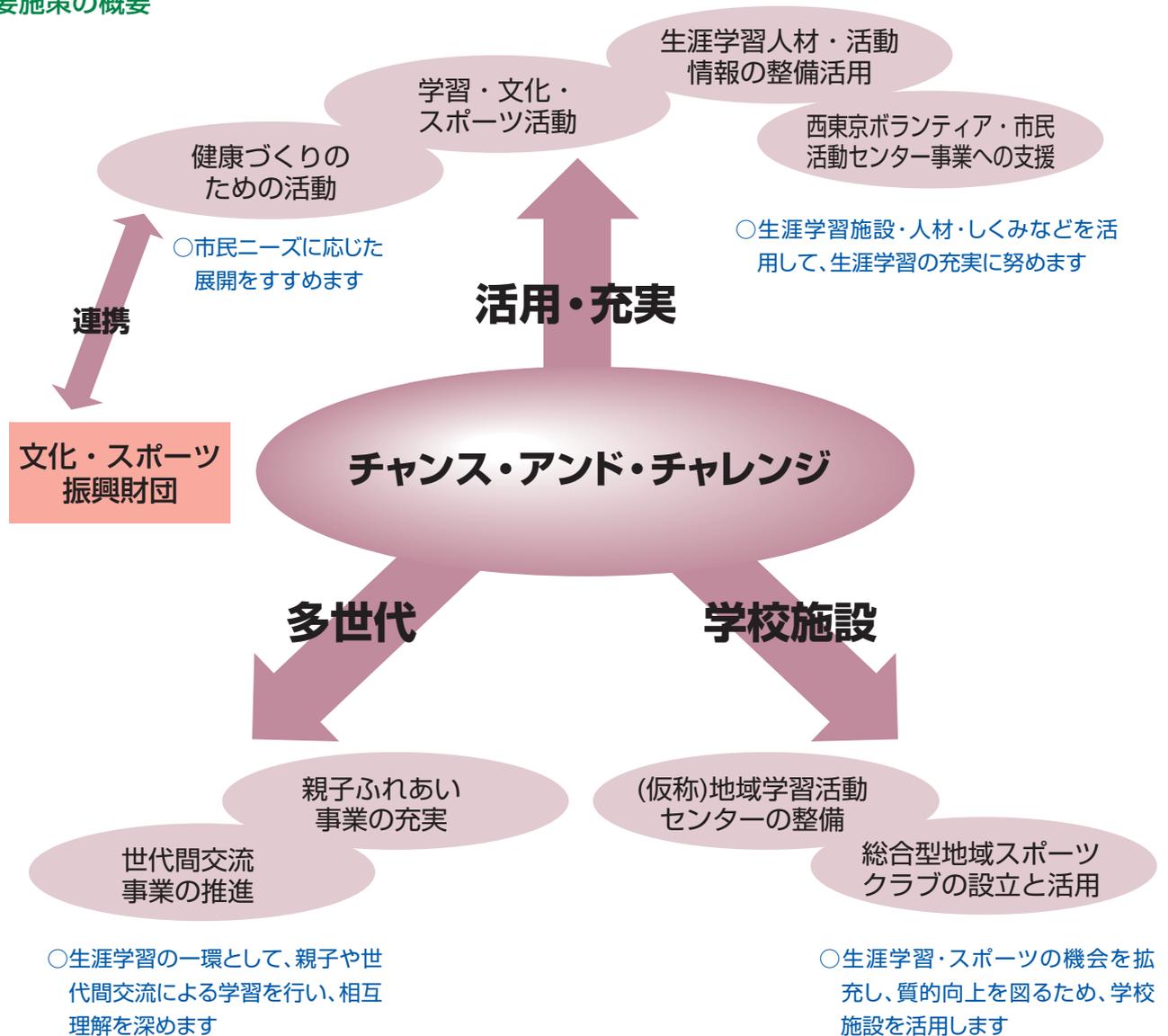
市民が、自己実現をめざして、いろいろなことにチャレンジする機会を提供します。施策の展開に当たっては、さまざまな部署や団体が行う事業の連携をすすめていきます。

<指標案>

- 生涯学習の環境に満足している人の割合
- 生涯学習への参加延べ人数

(対象事業や目標数値は、(仮称)重点プロジェクト推進委員会で検討)

主要施策の概要





主要施策の概要

キーワードは、「コミュニティ」。

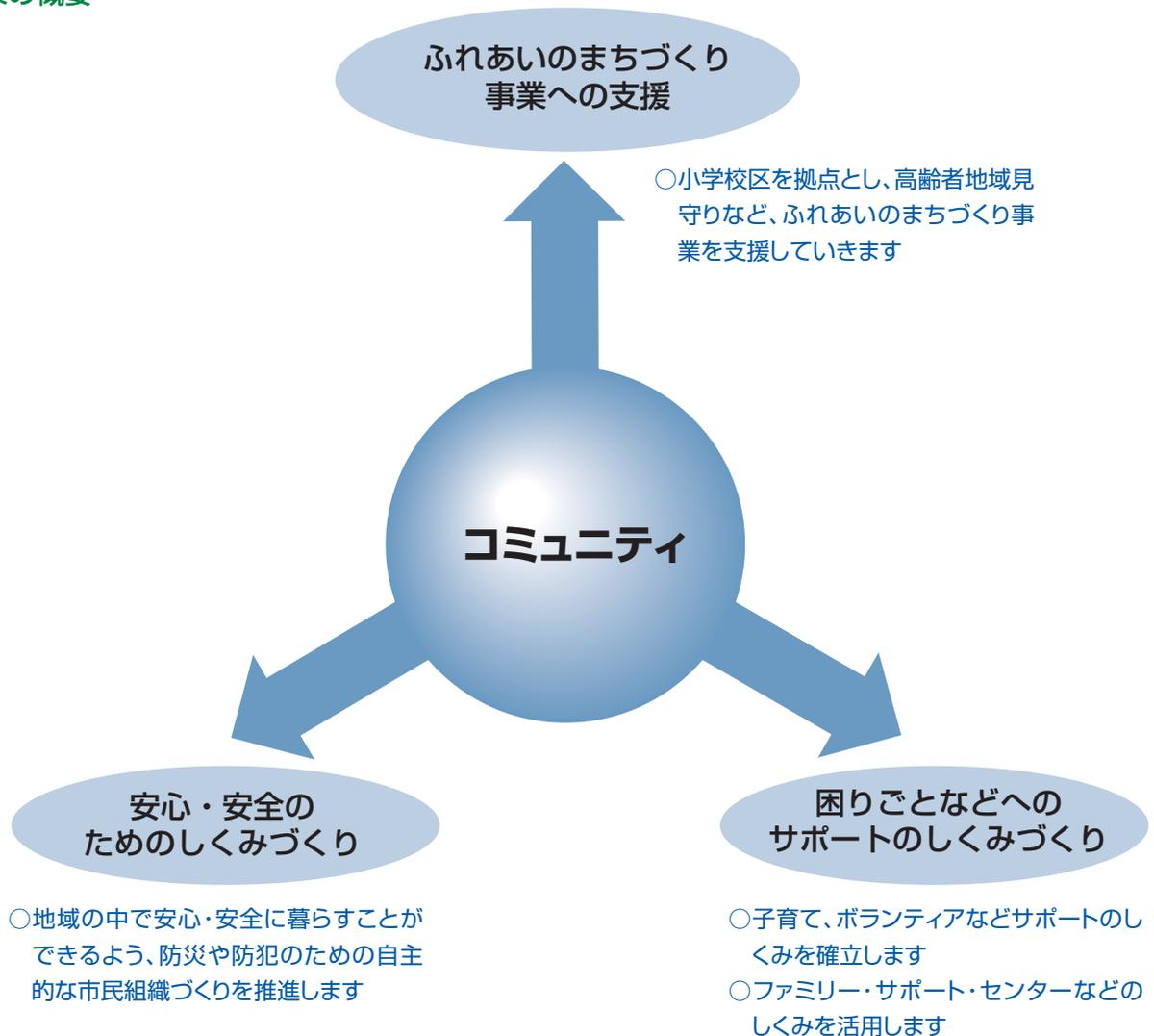
安心・安全のまちづくり、困りごとなどへのサポートのしくみづくり、ふれあいのまちづくり事業などをすすめていくなかで、コミュニティを醸成していきます。

<指標案>

- 地域の中で支えあうしくみができていると思う人の割合
- 地域活動に参加している市民の数

(「地域活動」の定義や目標数値は、(仮称)重点プロジェクト推進委員会で検討)

主要施策の概要



創造性の育つ まちづくり

一人ひとりが輝くために

人権と平和の尊重

- 人権尊重意識の醸成
- 平和意識の醸成

国際化の推進

- 地球市民意識の醸成
- 外国籍市民への支援

男女平等参画社会の推進

- 男女平等の意識づくり
- 男女平等参画の促進
- 女性の人権擁護

子どもがのびやかに育つため

子ども参加の促進

- 子どもの権利の尊重
- 子どもへの支援

子育て支援の促進

- 子育て支援サービスの充実
- 子育て環境の整備

学校教育の充実

- 学校教育環境の向上
- 学校教育施設の整備
- 教育相談機能の充実
- 家庭、地域と学校との連携

豊かな学び・文化が息づくために

生涯学習社会の形成

- 生涯学習活動の促進
- 学びを生かすしくみづくり

学習活動の推進

- 公民館事業の新たな展開
- 図書館事業の充実

スポーツ・レクリエーション活動の振興

- スポーツ・レクリエーションの振興
- スポーツ環境の整備

芸術・文化活動の振興

- 芸術・文化活動の充実
- 芸術・文化環境の整備
- 文化財の保護

笑顔で暮らす まちづくり

安心して暮らすために

地域福祉の推進

- 計画的な福祉の推進
- 地域福祉をすすめるしくみづくり
- 人材の育成
- 情報提供・相談窓口の充実
- 権利擁護の推進

高齢者福祉の充実

- 日常生活への支援
- 介護予防の推進
- 介護サービスの充実

障害者福祉の充実

- 地域生活支援体制の整備
- 障害者福祉推進基盤の整備

社会保障制度の運営

- 生活保護制度の適正な運営
- 国民健康保険制度の健全な運営
- 老人保健医療制度の健全な運営
- 介護保険制度の健全な運営

暮らしの相談の充実

- 相談事業の推進
- 消費者センターの活用

元気に暮らすために

健康づくりの推進

- 計画的な健康づくりの推進
- 市民の主体的な健康づくりへの支援
- 地域医療の充実

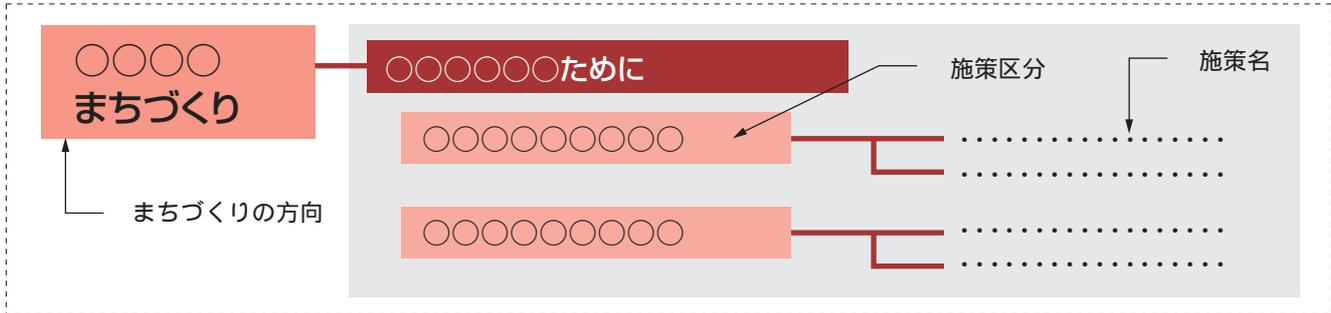
高齢者の生きがいづくりの充実

- 就労の支援
- 生きがいづくりの支援

障害者の社会参加の拡大

- 雇用・就労の支援
- 社会参加の支援

体系の見方



環境にやさしいまちづくり

豊かなみどりを保つために

みどりの保全・活用

公園・緑地の保全・活用

農地の保全・活用

みどりの空間の創出

公園・緑地の拡充

身近なみどりの創出

持続可能な社会を確立するために

環境意識の高揚

環境を大切にするしくみづくり

環境学習の推進

ごみ対策の推進

ごみの減量

資源循環の推進

廃棄物処理対策の推進

公害対策の推進

公害の防止

大気汚染の防止

地球温暖化対策の推進

省資源・省エネルギー対策の推進

新エネルギー導入の推進

安全で快適に暮らすまちづくり

快適な日常生活のために

住みやすい住環境の創造

美しいまちなみへの誘導

住みやすい住宅地の整備

人にやさしいまちづくりの推進

駅周辺の整備

公共住宅の充実

道路・交通の整備

道路網の整備

交通体系の整備

自転車の活用

上下水道の運営

上水道の安定供給

下水道の維持管理

安全な暮らしのために

災害に強いまちづくり

防災基盤の整備

救助・救急体制の充実

雨水溢水対策の充実

防犯・交通安全の推進

防犯体制の充実

交通安全の推進

活力と魅力あるまちづくり

活力ある産業のために

産業の振興

- 農業の振興
- 商工業の振興
- 地域労働環境の向上

新産業の育成

- 起業家への支援
- 産学公連携の推進

人が集まるまちになるために

まちの魅力の創造

- 水に親しめる環境の整備
- 歩いて楽しめる散歩道の整備
- 観光資源の研究

協働で拓くまちづくり

まちを支える市民のために

市民主体のまちづくりの推進

- コミュニティ活動の支援
- コミュニティ施設の充実
- 市民交流の推進

協働のまちづくりの推進

- 市民参加の推進
- 市民との協働
- ボランティア活動の推進

持続発展するまちであるために

開かれた市政の推進

- 広報広聴の充実
- 積極的な情報公開

地域情報化の推進

- 暮らしの情報化
- 地域経済の情報化
- 行政の情報化

健全な自治体経営の推進

- 行財政改革の推進
- 行政評価の実施
- 行政サービス体制の見直し
- 市民が利用しやすい庁舎づくり
- 分権時代にふさわしい職員づくり
- 広域行政の推進



市の花：コスモス



市の花：すいせん

基本計画

◆各論

創造性の育つまちづくり

市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。

一人一人の個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

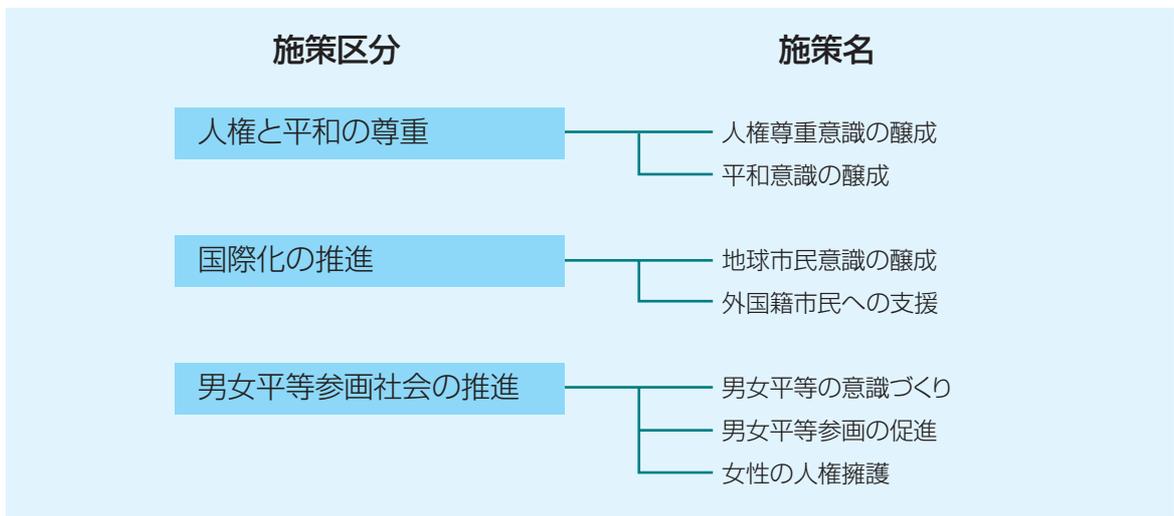
『創造性の育つまちづくり』は、次の3つの視点で取り組みます。

一人ひとりが輝くために〔創1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。



子どもがのびやかに育つために〔創2〕

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていきます。

また、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。

あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

施策区分

施策名

子ども参加の促進

子どもの権利の尊重
子どもへの支援

子育て支援の促進

子育て支援サービスの充実
子育て環境の整備

学校教育の充実

学校教育環境の向上
学校教育施設の整備
教育相談機能の充実
家庭、地域と学校との連携

豊かな学び・文化が息づくために〔創3〕

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にすまをめざします。

施策区分

施策名

生涯学習社会の形成

生涯学習活動の促進
学びを生かすしくみづくり

学習活動の推進

公民館事業の新たな展開
図書館事業の充実

スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ・レクリエーションの振興
スポーツ環境の整備

芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動の充実
芸術・文化環境の整備
文化財の保護

人権と平和の尊重

現状 課題

平和は私たちの願いです。しかし、今もなお地球上のどこかで戦争が行われ、多くの人々が傷つき命を失い、生活の場を追われています。

本市では「非核・平和都市宣言*」を行い、また4月12日を「西東京市平和の日*」と定めるなど、平和意識を高めています。

平和を築くためには、お互いに理解しあい、尊重しあう心が必要です。

日本国憲法では、すべての国民が個人として尊重されること、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により差別されないことがうたわれています。しかし、現実社会では、慣習やしきたり、異なる文化への理解不足などからさまざまな差別がおきています。

このため、一人ひとりが理解を深めるための学習や交流の機会を増やしたり、市民の草の根の活動を支えたりするなど、人権尊重と平和意識の醸成をめざした取り組みをいっそうすすめていく必要があります。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などが差別されることのない地域社会の実現が求められています。

背景 データ

■ 非核・平和都市宣言

非核・平和都市宣言

私たちは生きている。
おおくの人々が、それぞれの習慣や宗教をもち
様々な考えたと、異なる環境の下で生活している
この地球上で

私たちは持っている。
この地球上で、健康で幸せな生活をする権利を
異なる考え方の人々を差別しない義務を

私たちは知っている。
おおくの人々が、今なお戦争で傷つき命を失っていることを
住みなれた平和な生活の場を追われて飢えていることを

私たちは訴える。
必要なのは笑顔での話し合いであることを
必要なのは人類愛と思いやりであることを

私たちは宣言する。
あらゆる人を傷つける地雷や武器をなくすことを
あらゆるものの破滅を招く核兵器をなくすことを
地球上から戦争をなくすことを

私たち市民のこの声と願いを
世界に広く訴えるために
非核・平和都市 西東京市の
宣言とする。

平成14年1月21日

西東京市

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

施策 内容

●人権尊重意識の醸成〔創1-1-1〕

- さまざまな行政分野や市民生活のあらゆる場面で人権尊重意識が反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- 小中学校における人権教育を推進するとともに、さまざまな場所での学習機会を充実していきます。
- 人権擁護委員による人権相談や啓発活動を行うとともに、関係機関等との連携をすすめていきます。

●平和意識の醸成〔創1-1-2〕

- 「非核・平和都市宣言」の理念を実現し、永遠の平和を築くため、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、被爆地への市民派遣、パネル展示などの啓発活動をすすめていきます。



田無駅前の平和のリング

用語解説

「非核・平和都市宣言」

核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言された。

「西東京市平和の日」

昭和20年4月12日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となった。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

国際化の推進

現状 課題

交通の発達、経済のグローバル化、インターネットの普及などにより、世界はますます身近なものになっています。産業・就業の面でも、日常生活でも、外国との関わりをもつ機会が増えています。これら外国の人々とよりよい関係をつくっていくために、多様な文化や言語を理解することはとても重要なことです。

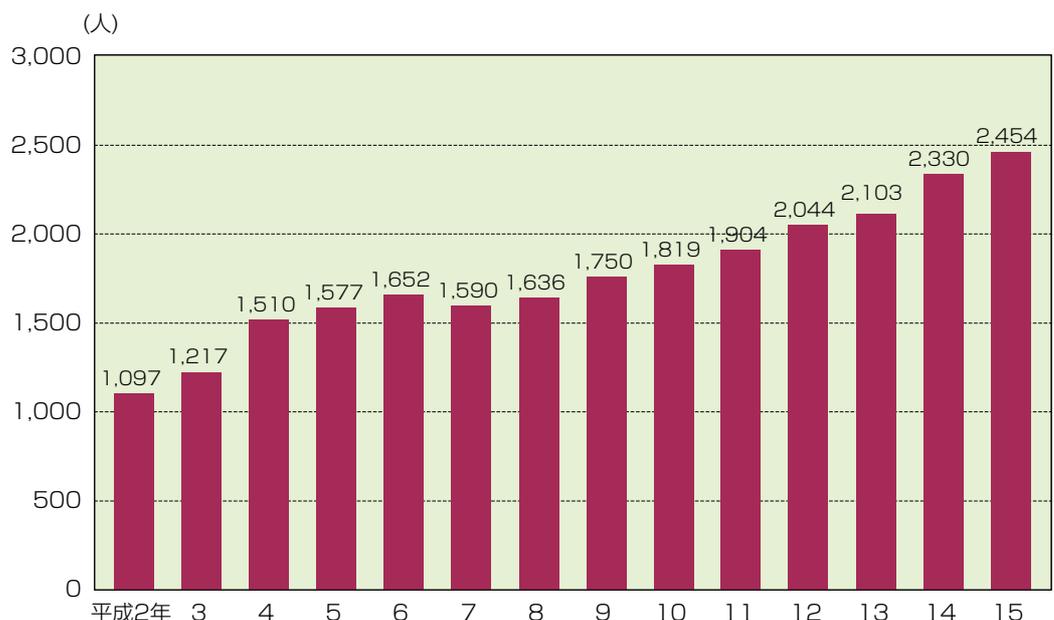
市内の外国人登録人口は、平成15年1月現在2,454人で、10年間で877人増加しています。

本市では、日本語ボランティア養成講座の開催による外国人の日本語習得の支援や異文化理解のための講演会などにより、相互理解を深めるための取り組みをすすめてきました。今後は、外国人が地域の一員として快適に暮らすことができるよう、市民が国際社会の一員（地球市民）であることを意識するよう取り組んでいく必要があります。

また、市内に在住する外国人に、必要な情報が伝わるような取り組みや、日常生活における文化や言語の違いを認めあい、共生していくための相互理解の促進が求められています。

背景 データ

■ 西東京市外国人登録人口推移 (各年1月1日現在)



国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、
外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

施策 内容

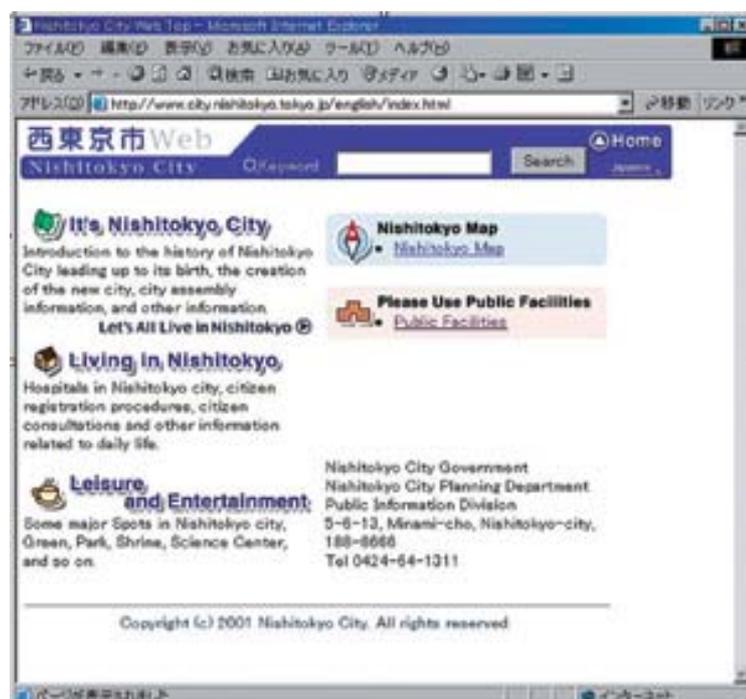
●地球市民意識の醸成〔創1-2-1〕

- 外国人と日本人との相互理解の促進を図ることにより、すべての市民が「地球市民」としての意識をもてるよう取り組みをすすめます。
- 公民館などにおける、国際感覚を養うための学習や体験講座等に取り組みます。
- 小中学校においても、日常生活における相互理解を深め、国際理解教育を推進します。
- さまざまな国や地域との国際理解を深めるため、国際友好都市について調査します。

●外国籍市民への支援〔創1-2-2〕

- 外国籍市民が不安のない、快適な生活を送れるよう、日本語習得の支援をするとともに、外国語による情報提供（情報発信）ができる体制づくりをすすめていきます。
- 外国語によるホームページ、各種パンフレットや案内表示の整備をすすめ、日常生活の支援とともに、災害時の安全確保にも努めます。

■ 英語による西東京市のホームページ



男女平等参画社会の推進

現状 課題

人はだれもが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した生活をおくる権利をもっています。すべての女性や男性が、多様な生き方を選択し決定することができる社会環境づくりが必要です。そして、社会の一員として等しく社会活動に参画し、その利益を享受すると同時に責任を担うことも必要です。

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法*」でも、各自治体で地域の特性に合わせて男女平等の社会をめざして取り組むことが必要であるとされています。

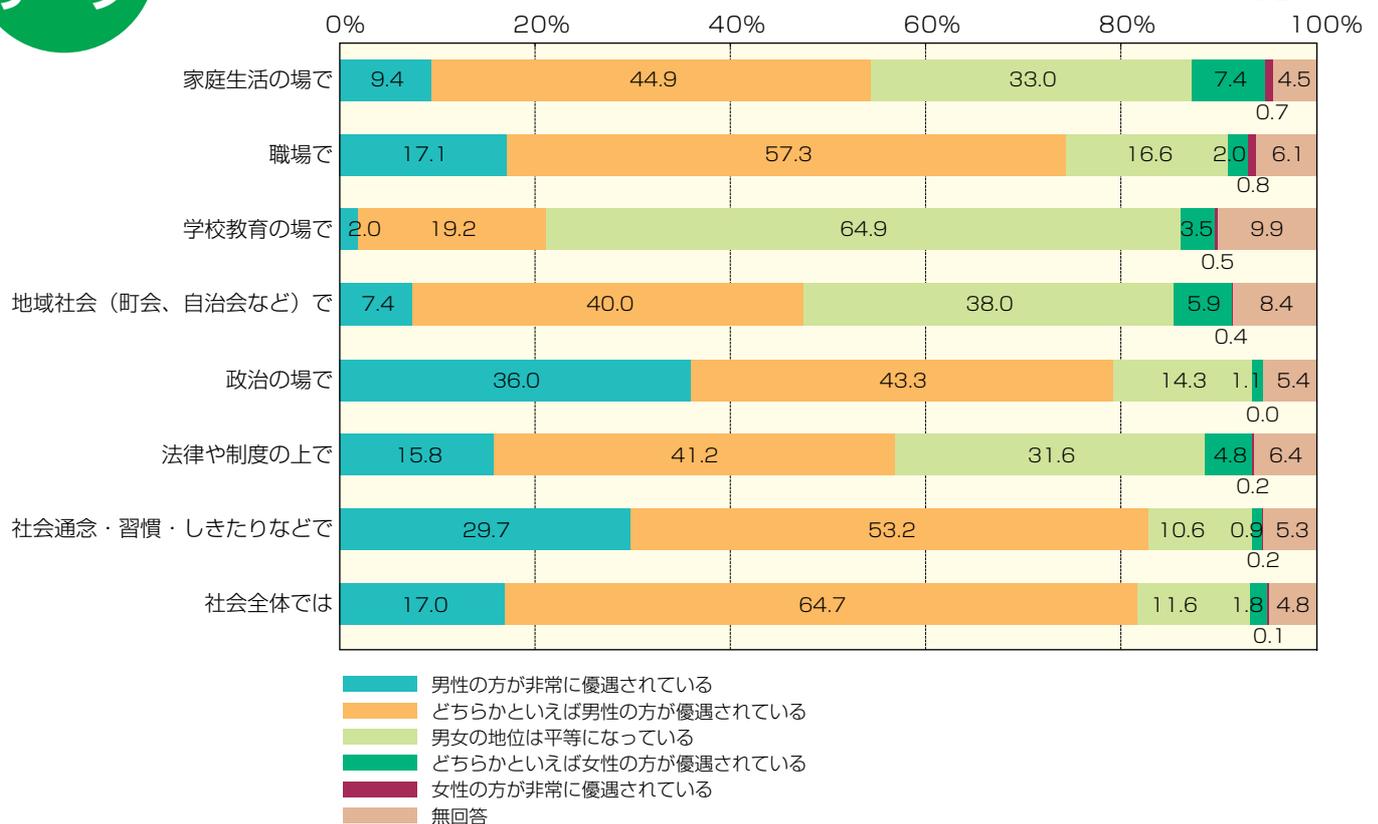
本市では、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動に取り組んでいますが、さらにより多くの市民に男女平等の理念や取り組みについて伝えていく必要があります。平成14年7月からは、女性相談窓口を開設していますが、今後は、庁内各課で取り組んでいる相談や、関係機関との連携が重要です。

また、実際に男女が家庭や社会に参画していくために必要な支援を行ったり、性別を理由とした人権侵害からの救済に取り組むなど、あらゆる施策を男女平等の視点で見直し、取り組みをすすめていく必要があります。

背景 データ

■ 男女の地位 (平成14年度男女平等参画社会に関する市民意識調査より)

回答848人



女性も男性も互いに認めあい、対等なパートナーとして協力しあうことができる社会をめざします。

施策内容

●男女平等の意識づくり【創1-3-1】

- 「男女平等参画推進計画*」を策定し、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を発揮して、職場、家庭や地域社会等のあらゆる場に参画していくという、男女平等の意識づくりに取り組みます。
- より多くの人に考えてもらうきっかけをつくるために、情報誌の発行やフォーラムの開催を行うとともに、男女平等参画推進に関する学習や活動の拠点について検討します。

●男女平等参画の促進【創1-3-2】

- あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるほか、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分発揮できる環境整備を東京都等と連携してすすめます。
- 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進するとともに、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

●女性の人権擁護【創1-3-3】

- 女性も男性も、相互に身体の特徴を十分に理解し、お互いを個人として尊重しあえる意識の普及に努めるとともに、女性をめぐる健康上の問題に対して支援します。
- 女性に対する暴力などから人権を守るため、相談窓口体制の充実や、緊急一時避難場所（シェルター）*などについて、関係機関と連携をとりながら対応を図っていきます。

用語解説

「男女共同参画社会基本法」

平成11年6月に制定された法律。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念としている。また、国・地方公共団体・国民の責務を定めている。

「男女平等参画推進計画」

国の男女共同参画社会基本法にのっとり、本市の地域特性を踏まえて策定する行動計画。

「緊急一時避難場所（シェルター）」

配偶者や恋人などの親しい間柄の人から暴力を受け、身の危険を感じたときに緊急に逃げ込める場所のこと。安全を守るためには、離れた場所である必要があるため、広域的連携や民間との連携が必要となっている。

子ども参加の促進

現状 課題

少子化の進行や核家族化、都市化の進展などにより、家庭や地域社会における子どもとのふれあい、子ども同士のふれあいが希薄になってきているなか、子どもの自立性や社会性が育ちにくくなっています。また、近年社会問題となっている児童虐待やいじめへの対応は、緊急の課題となっています。

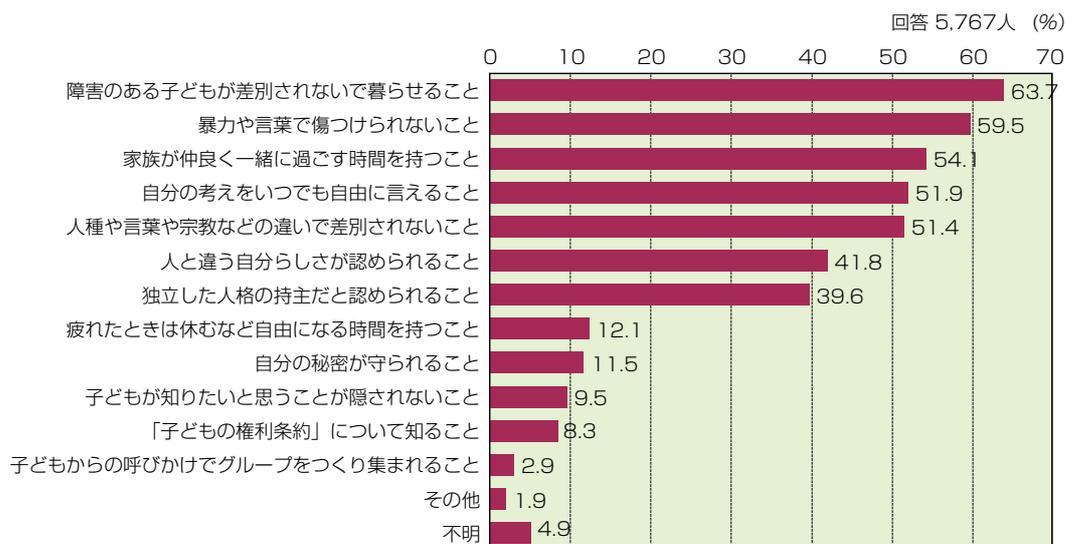
子どもの権利条約*では、子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、権利行使の主体としてとらえることが重要といわれています。子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にすることが求められています。

今後は、虐待やいじめなどの状況から子どもを救済するしくみづくりを行うと同時に、子ども自身が主体的に計画し、行動していく機会を増やしていく必要があります。

また、家庭・学校・地域・行政が連携した地域ぐるみでの多様な社会参加活動を推進していくことも求められています

背景 データ

■ 子どもの権利について大切に思うこと（平成13年度市民意識調査より）



さまざまな場面において子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参加・参画して育つことのできる環境を整えていきます。

施策内容

●子どもの権利の尊重〔創2-1-1〕

- 子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動をすすめるとともに、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済のしくみづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。
- 子育て支援計画*を策定し、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。

●子どもへの支援〔創2-1-2〕

- 子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが中心となって参加できる事業を充実していきます。
- 児童館については、建替えや改修を計画的にすすめるとともに、青少年の居場所となるような機能をもった施設として再構築を検討していきます。
- 地域社会での子どもの育ちを支援するために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。
- いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にする等、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。



児童館の行事に参加する子どもたち

用語解説

「子どもの権利条約」

1989年に国連で生まれた子どもを守る国際的なきまりで、正式には「児童の権利に関する条約」という。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)をすすめることをめざしている。わが国は1994年(平成6年)4月に批准した。

「子育て支援計画」

すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援の推進をめざした本市の計画。

子育て支援の促進

現状 課題

すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長と子育て支援を推進していくことにより、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることが大切です。

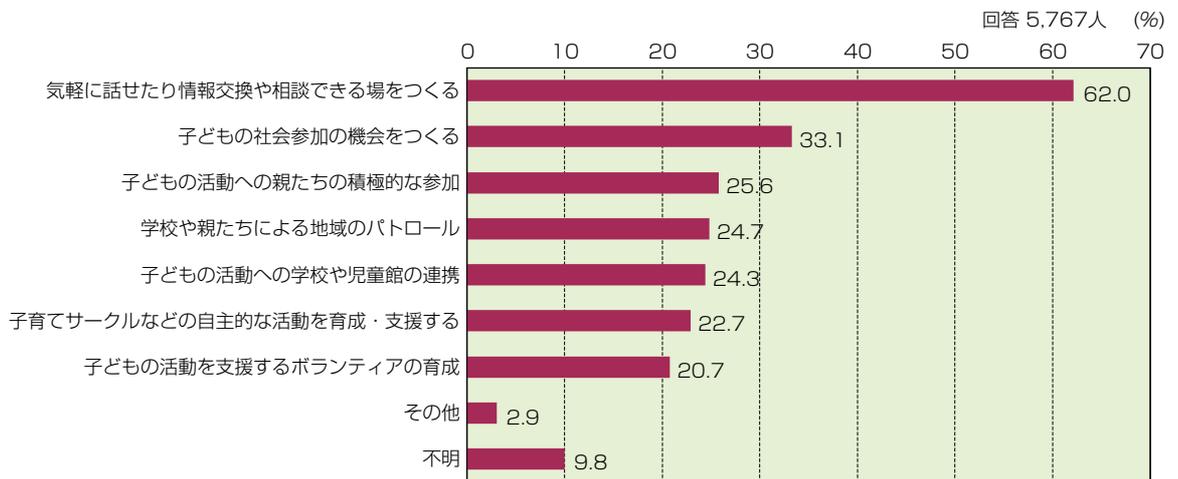
本市では、保育園や認証保育所での施設保育や病後児保育*・一時保育*の実施、学童クラブ*での放課後対策、親と子のふれあいのピッコロハウス、地域で支えあうファミリー・サポート・センター*など、子育て環境の整備に努めています。

今後は、これらの施策について、子どもの立場を踏まえながら充実を図っていくとともに、相談、交流、一時保育、発育・発達支援など、子育てに関するさまざまな課題に対して総合的に支援していくことが求められています。

また、子育ては家庭だけの問題ではなく、家庭・地域・行政が共通の問題としてとらえ、広く社会全体で支えていくことが必要です。

背景 データ

■ 安心して子育てをすすめるための地域の取り組み (平成13年度市民意識調査より)



用語解説

「病後児保育」

病気回復期にあつて、保育園や幼稚園などに通園できない子どもや、保護者に用事があるため看護する人がいない子どもを、小児科医院に併設した場所で預かる保育のこと。

「一時保育」

保護者の急用等で、保育に欠ける状態になったときに一時的に子どもを預かる登録制の保育のこと。

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりをすすめます。

施策 内容

●子育て支援サービスの充実〔創2-2-1〕

- 子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。
- 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開、一時保育の充実など、総合的な子育て支援をすすめます。
- 子育てに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実するとともに、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。
- 子育ての負担を軽減するため、乳幼児医療費の助成を充実していくとともに、ひとり親家庭への適切な支援を行っていきます。

●子育て環境の整備〔創2-2-2〕

- 保育園の建替えや大規模改修を計画的にすすめると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。
- 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。
- 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営を民間へ委託していくことも検討していきます。
- 子育てに関する相談、交流、一時保育、発育・発達支援などを総合的に支援していく、（仮称）こどもの総合支援センターの建設を推進していきます。
- 学童クラブの計画的な整備をすすめるとともに、子どもの立場に立った機能の見直しを図っていきます。
- 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、地域デイサービス支援の拡大や地域交流をすすめていきます。

用語解説

「学童クラブ」

放課後帰宅しても、保護者が働いていたり、病気で面倒をみてもらえない小学校低学年（1年～4年）の児童のための施設。

「ファミリー・サポート・センター」

市内在住の子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預かりたい人（サポート会員）が会員となり、その会員間で「子どもを預かる」という相互援助活動を行う事業。

学校教育の充実

現状 課題

少子高齢化・高度情報化・国際化・科学技術の進展、地球環境問題など、社会のさまざまな変化が児童・生徒の教育環境にも影響を与えています。このような状況のなか、学校教育に求められる内容にも変化が生じています。

これからの学校教育では、基礎的・基本的な学力の定着に加え、自らが学び主体的に学習する力を培い、一人ひとりの個性を伸ばしていくことが求められています。教育課程や教育環境を充実させ、情報教育や国際理解教育、総合的な学習のいっそうの推進を図る必要があります。

また、いじめや不登校への対応など、児童・生徒の体の健康はもとより、心の健康についてもサポートする環境を整えていく必要があります。障害等がある子どもたちについては、その障害等の状態に応じた適切な教育が受けられ、もっている力を十分に発揮できるよう努めていくことが必要です。

また、一方で、地域に開かれた学校経営や地域活動・学習の拠点としての役割が期待されており、地域と学校との連携をすすめていくことが必要です。

本市では、これらの学校を取り巻く環境を踏まえ、学習指導要領に基づき、学校教育の推進を図るとともに、「西東京市教育プラン21*」を策定して、より充実した教育環境づくりをすすめていくことが求められています。

背景 データ

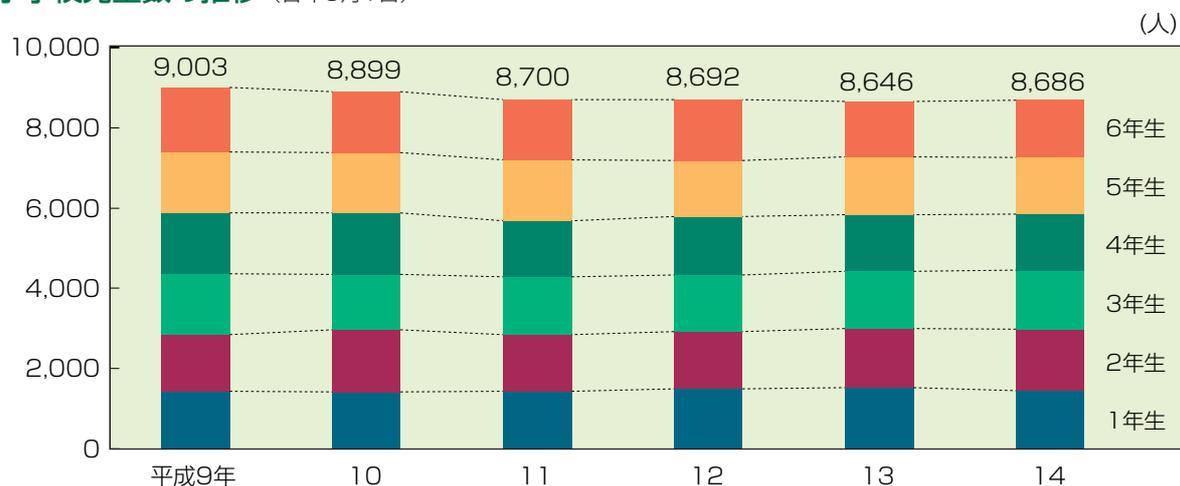
■ 西東京市の総合的な学習の実施例

地域との交流	昔遊びをしよう（小） 茶道体験教室（小）
進路	職場体験（中） 上級学校訪問（中）
異年齢	たて割り班活動（小）
福祉・ボランティア	手話体験（小） ボランティア講演会（中）
国際理解学習	広げよう世界の輪（小） 外国を知ろう（小） 国際理解学習（中）
自然体験	農業体験（小） 「いのち」（小動物の飼育と花の栽培）（小） 自然観察会（小）
環境学習	地球環境のことを学ぼう（小） クリーン作戦2001（中）
音楽	日本の古典音楽を知ろう（小） ミニコンサート（小）
情報学習	パソコンでアクセスしよう（小） パソコン倶楽部（中）

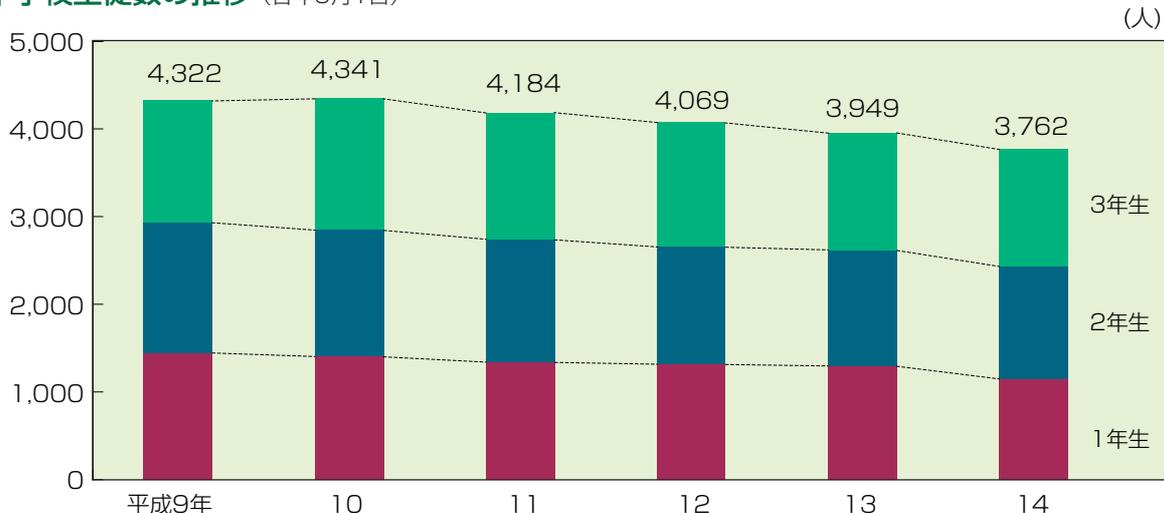
（小）は小学校 （中）は中学校

一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりをめざします。

■ 小学校児童数の推移 (各年5月1日)



■ 中学校生徒数の推移 (各年5月1日)



■ こんな学校へ行きたい! (平成14年度実施子どもワークショップより)

- ・ もっとパソコンがあったほうがいい
- ・ 個人のレベルに合わせて進める学校
- ・ 教室を広くしてー
- ・ 生き物や緑の多い明るい学校
- ・ 小学校も教科ごとに先生をかえて!!
- ・ 給食の学校
- ・ きれいなトイレの学校
- ・ 好きなことがならえる学校
- ・ 冷暖房を完備したキレイな学校
- ・ 学校の校舎をもっとあたらしくしてほしい など

施策 内容

●学校教育環境の向上〔創2-3-1〕

- 児童・生徒の確かな学力の向上に向けて、きめ細かな学習指導の実施、専門家や外国人等の外部講師の積極的な活用などを図っていきます。
- 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などをすすめていきます。
- 教育情報センターの活用を図るとともに、普通教室等にもパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、情報活用能力の育成を図ります。
- 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、ランチルームの整備などを図るとともに、給食調理の民間委託をすすめていきます。中学校では、学校関係者、保護者、栄養士などで構成する協議会において、弁当外注方式による給食の検証を加えながら継続実施していくとともに、中学校給食のあり方について検討していきます。
- 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員（司書）の配置を継続していく取り組みをすすめるとともに、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努めていきます。

●学校教育施設の整備〔創2-3-2〕

- 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館等の建替えや大規模改修、扇風機の設置、トイレの改善など、教育施設の計画的な改修に努めます。また、安全な校舎・体育館を確保するため、耐震補強工事を実施していきます。
- 児童・生徒数の中長期的な動向や、国や東京都の少人数学級への考え方などを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の調査研究にあわせ、学校統廃合についても検討を行います。

用語解説

「西東京市教育プラン21」

西東京市教育委員会が定めた教育目標・基本方針を踏まえて、児童・生徒一人ひとりが基礎・基本を確実に身に付けることのできる学校教育の推進、および市民が生涯を通じて学び、社会参加できる生涯学習活動の推進のための考え方、施策を定めた計画。

「スクールカウンセラー」

学校において、児童・生徒、保護者に対するカウンセリングや相談、教職員へのアドバイス、教育相談に関する研修、関係機関との連携等を行う心理学の専門家（主に臨床心理士）のこと。

施策 内容

●教育相談機能の充実〔創2-3-3〕

- 心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリング等を行い、教育相談の充実を図ります。
- 小学校への学校訪問教育相談員、スクールピアの派遣、スクールカウンセラー*の配置等により、校内の教育相談体制を整え、児童の不登校など不適応行動の早期発見・予防に努めます。
- 教育相談機能のネットワーク化を推進し、学校や地域・他機関と協力しながら、子どもや保護者に対して支援を行います。
- 不登校児童・生徒に対応するため、養成したピアカウンセラー*の派遣を検討し、学校生活への適応を促すとともに、フリー教室*設置の検討やスキップ（適応指導）教室*の充実に努め、学習支援や学校生活復帰への援助を行っていきます。
- 発達段階初期の乳幼児から相談を受けるとともに、障害児等の就学相談を適切に行うため関係機関とのよりいっそうの協力・連携を図ります。

●家庭、地域と学校との連携〔創2-3-4〕

- 地域社会における教育力を高めるとともに、児童・生徒の問題行動を未然に防止するために、家庭、地域と学校とのつながりを深める取り組みをすすめます。
- 学校運営連絡協議会をいっそう充実させ、地域住民の意見を積極的に取り入れるほか、特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図るなど、学校への住民参画を推進します。
- 地域住民に身近な学校施設の開放をすすめ、地域活動における多面的な活用を図るとともに、（仮称）地域学習活動センター*として地域の生涯学習活動拠点としての機能も充実していきます。

用語解説

「ピアカウンセラー」

専門家ではなく“仲間”として、困っている人、悩んでいる人に手を差し伸べ、話に耳を傾けていく人のこと。

「フリー教室」

一人ひとりの個性に応じた得意分野を伸ばす指導を行いながら、出席できる教科は出席し、学校生活と切り離れず、完全な不登校になるのを防ぐための教室のこと。

「スキップ（適応指導）教室」

いろいろな理由から登校していない小・中学生に対して、指導員とのかかわりやグループ活動を通して悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、集団へ適応できるようにすることを目的とした教室のこと。

「（仮称）地域学習活動センター」

学校施設や地域の人材を活用しながら、市民の学習・文化、スポーツ、体験事業等の実施を行う生涯学習の拠点となるセンターのこと。

生涯学習社会の形成

現状 課題

長寿社会を迎え、また、社会の変化により自由に使える時間が増加するなかで、心の豊かさや生きがいを求め、市民の自主的・創造的な学習意欲が高まっています。また急速に変化する時代に対応していくためには、学校教育だけではなく、生涯学び続けていくことが大切になってきています。

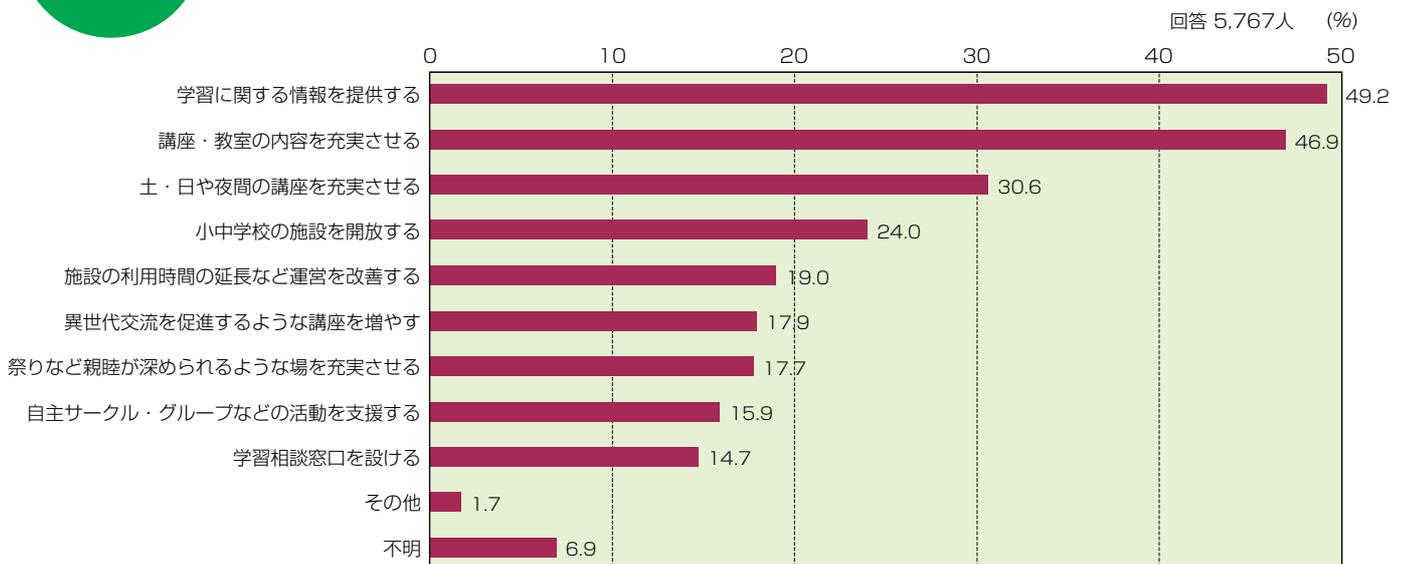
このため、市民一人ひとりが、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるよう、支援していくことが求められています。

また、これら市民の学びあいが、仲間づくりやまちづくりへと継続し発展していくよう、学習面から地域のコミュニティづくりを支援していくことが必要です。

今後は、多様な生涯学習を市民が主体的・日常的に展開できるよう、身近な学習活動拠点の整備や、生涯学習にかかわる的確な情報の提供をすすめていくとともに、一人ひとりが学んだことや能力を、地域に活かせるしくみづくりが必要です。

背景 データ

■ 生涯学習をすすめるために必要な取り組み (平成13年度市民意識調査より)



市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるまちづくりをすすめます。

施策 内容

●生涯学習活動の促進〔創3-1-1〕

- 生涯学習推進計画を策定し、市民の生涯にわたる学びを支援するため全庁的、体系的に多様な取り組みをすすめます。
- 市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動を、日常的に展開できるよう支援します。
- 学校を地域の生涯学習の拠点として位置付けるなかで、（仮称）地域学習活動センターを設置し、学習・文化、スポーツ、体験事業等を実施します。
- 市民の学習ニーズに応えるため、事業や団体などの情報を提供していくほか、インターネット等を活用した生涯学習情報の収集提供システムの検討をすすめます。

●学びを生かすしくみづくり〔創3-1-2〕

- 一人ひとりの学習活動の成果や習得した技能を生かした学びあいや教えあいの市民交流の機会づくりをすすめます。
- 文化・スポーツ等のさまざまな分野での専門的知識や技能をもつ地域人材の情報を把握し、ボランティア・市民活動センターとも連携しながら、学校や地域、各団体が積極的に活用できるようなしくみづくりをすすめます。
- 市民の主体的な学習機会の充実を図るため、武蔵野大学や市内都立高校・私立高校と連携し、公開講座の企画や参加のしくみづくりをすすめるとともに、NPO*主催の学習活動の活性化に努めます。

用語解説

〔NPO〕

〔Non-Profit Organization〕を略したもの。一般的に民間非営利組織と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことをさす。

学習活動の推進

現状 課題

市民が生涯にわたって主体的な学習活動ができるよう、公民館・図書館を中心として、地域における学習活動の場と学習機会を提供しています。

公民館は、幅広い市民を対象として、主催事業や講師派遣事業などを実施するほか、市民の主体的な学習活動の場を提供し支援しています。平成14年度の利用状況は、利用件数23,457件、利用者数350,564人となっています。

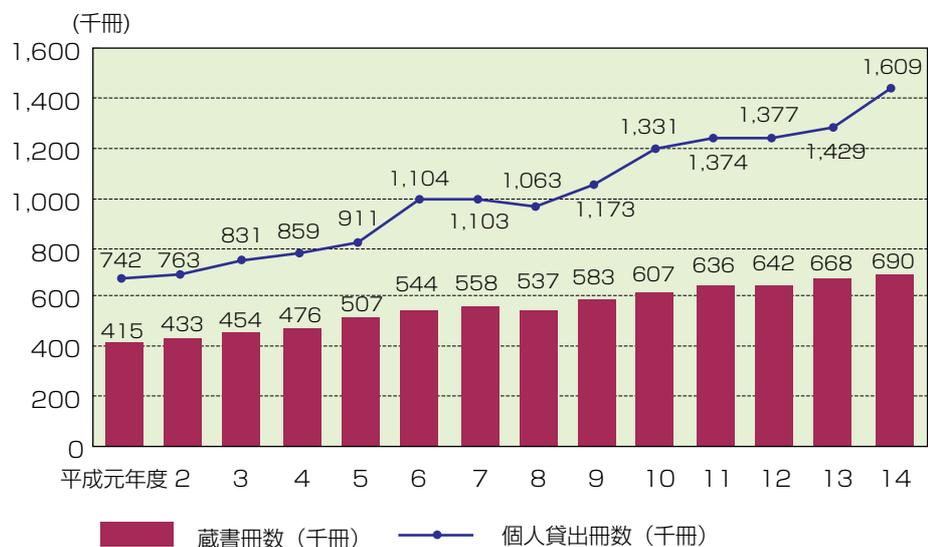
今後は、地域における学習の場、つながりの場としての機能が期待されることから、地域社会に密着した学びあいの場として、市民主体の学習活動への支援や地域のコミュニティづくりに向けた事業展開を図っていく必要があります。

図書館では、市民の学習意欲に応えるための図書館資料の充実や、本に親しむための取り組みを行うとともに、インターネットによる蔵書検索・予約など、より利用しやすい環境を整えています。平成14年度の貸出利用者数は延532,633人、1日平均貸出冊数は5,511冊となっています。

今後は引き続き図書館資料の充実に努めるとともに、さまざまな利用者に対応できるサービスの拡充、IT時代にふさわしいサービスの展開が求められています。

背景 データ

■ 市立図書館の蔵書数／貸し出し数の推移



市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

施策 内容

●公民館事業の新たな展開〔創3-2-1〕

- 地域社会における市民の主体的な学習活動に応えるため、公民館主催事業や自主グループ活動への講師派遣などを行うとともに、幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。
- 市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法等を検討するとともに、施設の計画的な改修を行っていきます。
- 地域コミュニティの活性化に向けて、関係団体の日常活動を支援するとともに、地域の生涯学習の拠点として、新しい展開をすすめていきます。
- 家庭教育を支援する拠点としての機能について検討していきます。

●図書館事業の充実〔創3-2-2〕

- 市民ニーズに的確に対応できるよう図書館資料の収集やレファレンスサービス*の充実を図っていきます。中央図書館を中心としたネットワークを充実し、サービス向上に努めていきます。
- 子どもの読書活動を通し、健やかな成長を図る取り組みを推進していきます。
- 視覚障害者などへのサービスとして、録音図書や点字図書の充実に努めていきます。
- 市民が利用しやすい図書館に向けて、管理・運営方法等を検討するとともに、施設の計画的な改修を行っていきます。



用語解説

「レファレンスサービス」

利用者から質問・相談を受けて、調査や研究に必要な本の紹介や本を探す手伝いをするサービス。身近な事柄や調べ物についても、資料にもとづいて質問に回答したり、電子メールや電話、文章による質問を受けたりもする。

スポーツ・レクリエーション活動の振興

現状 課題

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康の維持と楽しみを生み出し、仲間同士のふれあいや地域の人々との交流を深め、より豊かで充実した社会生活を過ごすことができます。

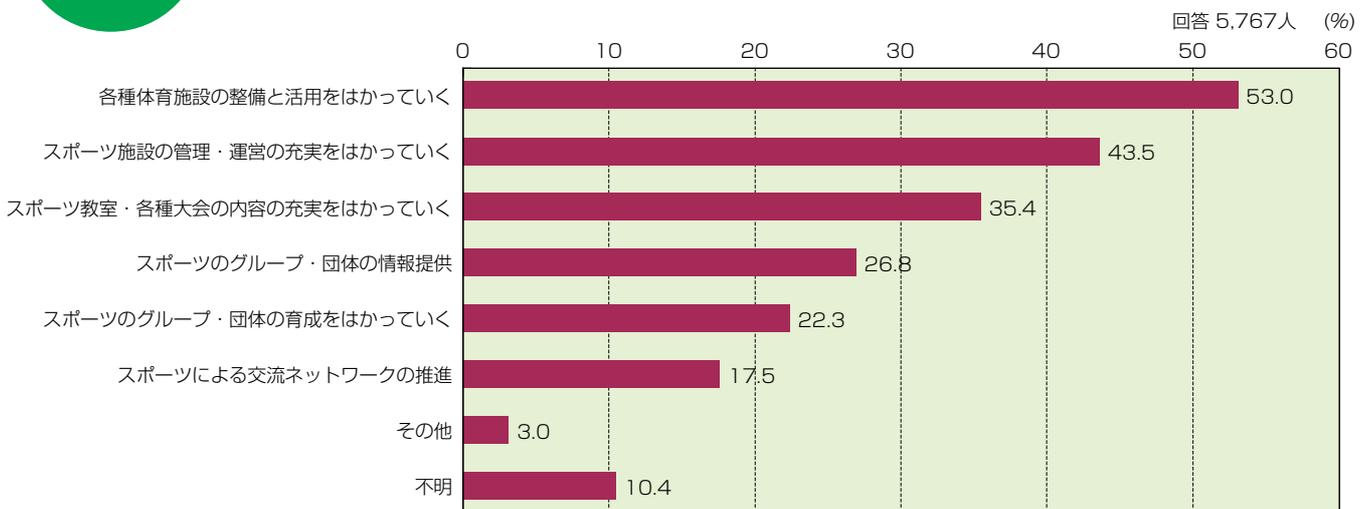
市内にはスポーツセンター、総合体育館、向台運動場などさまざまなスポーツ施設があり、多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ教室や総合体育大会、市民スポーツまつり*などを開催しています。今後とも文化・スポーツ振興財団*や体育協会等と連携を取りながら、市全体のスポーツの振興を図っていく必要があります。

個人・団体を問わず、すべての市民が気軽にスポーツを楽しみ交流できる地域づくりが求められています。また、市民が主体的、継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体や指導者の育成が望まれています。

すべての市民が、生涯にわたりあらゆる機会・場所において、それぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう環境整備をすすめていく必要があります。

背景 データ

■ スポーツ振興のために必要な取り組み（平成13年度市民意識調査より）



市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

施策内容

●スポーツ・レクリエーションの振興【創3-3-1】

- 市のスポーツ振興の指針となるスポーツ振興計画を策定し、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。
- 文化・スポーツ振興財団や体育協会等とのさらなる連携を取りながら、市全体のスポーツの有機的な振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開をめざしていきます。
- 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ*を設立するとともに、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保・養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりをすすめます。

●スポーツ環境の整備【創3-3-2】

- 市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。
- 市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行っていくとともに、老朽化が著しい西東京市体育館については、アリーナや武道場、多目的体育室等を備えた施設として建替えをすすめています。
- ひばりが丘団地の建替えに伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市基盤整備公団と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。
- 平成25年に多摩を中心として開催される予定の、国民体育大会への取り組みについて検討します。

用語解説

「市民スポーツまつり」

毎年、体育の日に開催されている市主催の運動会で、当日は競技のほか、さまざまなイベントが催される。

「西東京市文化・スポーツ振興財団」

西東京市の地域文化の創造と、スポーツおよびレクリエーション活動の促進を図るため設立された財団。文化・スポーツ活動の奨励・普及のほか、情報収集・提供や施設の管理運営を行っている。

「総合型地域スポーツクラブ」

地域住民が主体的に運営し、多様なスポーツ種目を楽しむことを目的としたスポーツクラブのこと。

芸術・文化活動の振興

現状 課題

芸術・文化は、市民がゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現し、自己充実させていく活動です。市民の自主的、創造的な文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくことが望まれています。

市内には、芸術・文化活動の拠点としてこもれびホール*、市民会館などがあり、音楽や演劇などすぐれた芸術に身近にふれられるとともに、自らを表現する活動や発表の場として活用されています。

また、市民文化祭や姉妹都市との文化交流などを実施し、市民主体の文化活動のいっそうの向上と市民の交流を図っています。

今後は、身近な地域でさまざまな芸術・文化に親しめる環境の整備や、市民が主体的に活動・発表できる機会の充実が必要です。

一方、郷土の歴史・文化を理解しこれに親しむことは、地域への愛着を深め、積極的なまちづくりへの参加を促す効果が期待されます。

市内にある遺跡や出土品などの保存、先人たちが使用した民具等の収集・整理、それらの伝承や展示などをすすめ、郷土の歴史・文化への理解を深めていくことが大切です。

背景 データ

■ 文化を発展させるために必要な取り組み (平成13年度市民意識調査より)



市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまをめざします。

施策内容

●芸術・文化活動の充実【創3-4-1】

- 文化・スポーツ振興財団を支援し、こもれびホールを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていくとともに、今後は市民会館やコール田無*においても文化振興事業の拡充に努めていきます。
- 市民の芸術・文化の発表および交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図るとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。

●芸術・文化環境の整備【創3-4-2】

- 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。
- 邦楽や茶道・華道等、市民の伝統文化活動の継承を図っていくため、伝統文化に親しめる施設について検討します。
- 老朽化がすすんでいる市民会館については、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として、再構築を図るよう検討していきます。

●文化財の保護【創3-4-3】

- 市内に2か所ある郷土資料室を郷土資料館として統合整備し、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。
- 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡*の保存とその活用に向けた取り組みをすすめていくとともに、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めていきます。
- 文化財に関する資料の作成や講座等を実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めていきます。

用語解説

「こもれびホール」

コンサート・講演会ができるホールを有した本市の文化・芸術活動の拠点施設。

「コール田無」

多目的ホールや音楽練習室、イベントルーム、会議室、乳幼児交流施設（ピッコロハウス）等を有する多目的文化施設。

「下野谷遺跡」

市内で発見された遺跡の一つで、全国でも有数の縄文時代中期の大集落跡。



笑顔で暮らすまちづくり

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であると同時に、地域での人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

笑 顔で暮らすまちづくり

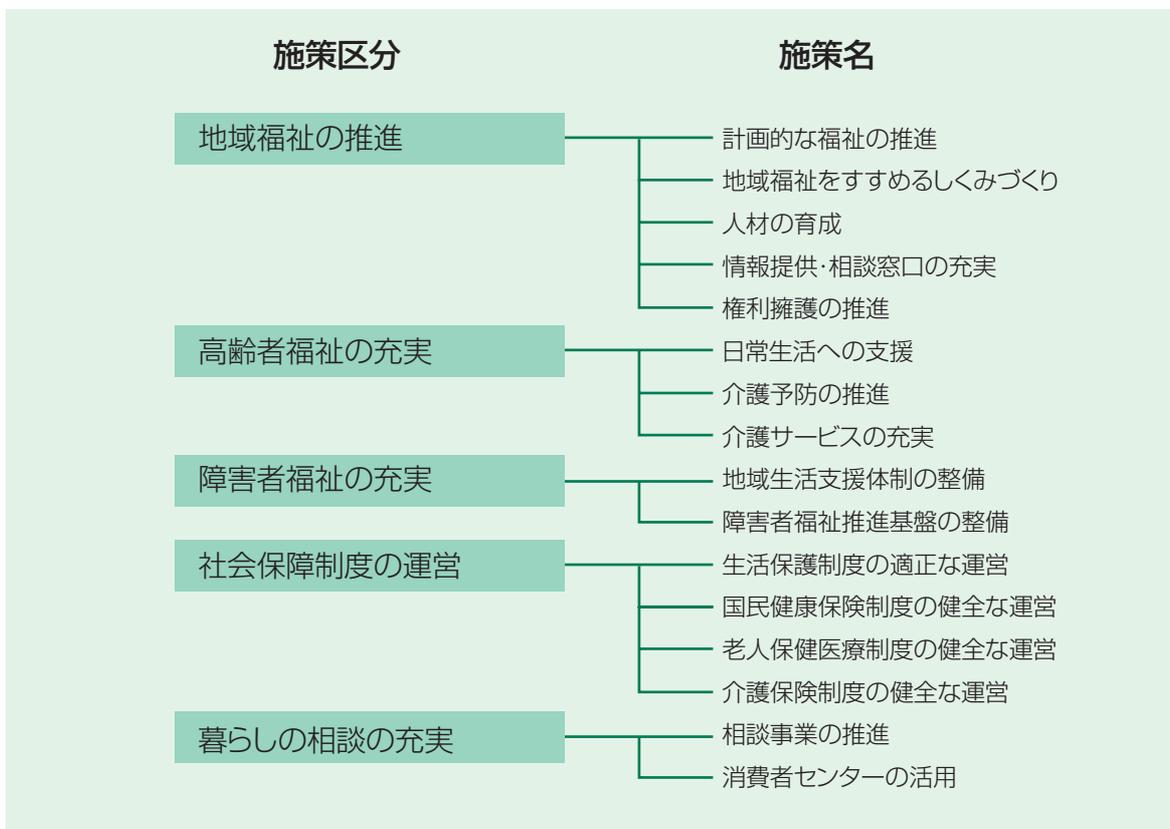
『笑顔で暮らすまちづくり』は、次の2つの視点で取り組みます。

安心して暮らすために〔笑1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしくみが変化しているなか、利用者の主体的な選択に添えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。



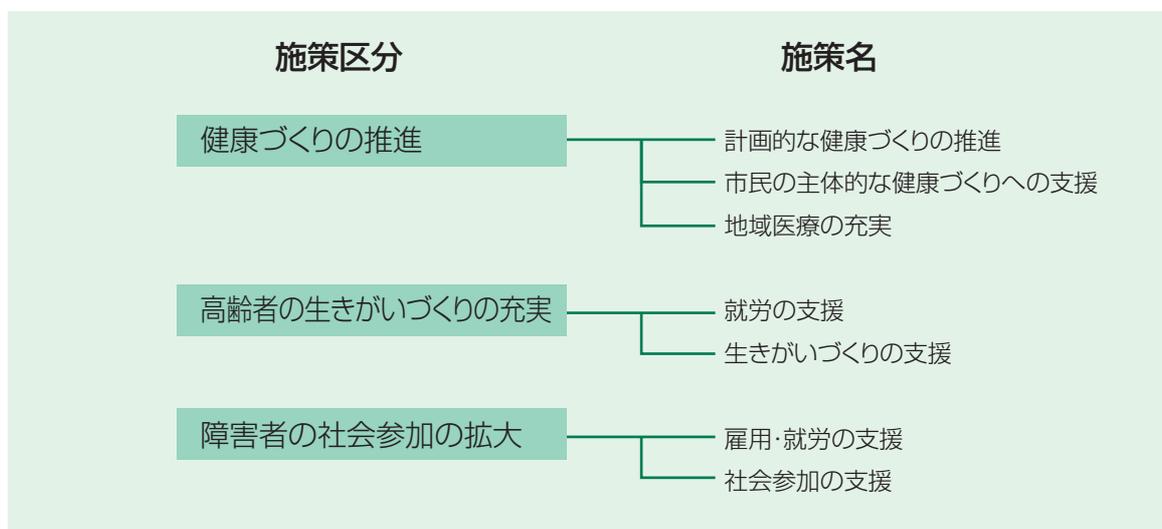
元気に暮らすために〔笑2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活をおくるために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることのできる地域社会を実現します。



地域福祉の推進

現状 課題

近年、少子高齢化の進行をはじめ、家族形態や地域社会の変化などに伴い、福祉サービスの形態やしくみが変わり、利用者のニーズが多様化しています。利用者が主体的に福祉サービスを選択・利用するシステムに対応するためにも、サービスを総合的かつ効率的に提供するための体制や、福祉サービス利用者の利益を擁護するためのシステムが求められています。

市内では、民間の企業・事業所のほか、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなどが多様な福祉活動を行っており、行政とともに各々の特徴を活かした協力・連携体制をつくっていくことが大切です。また、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*など、だれもが快適に利用しやすい環境の整備も求められています。

これからは、地域に根ざした福祉をすすめるため、自助・共助・公助のバランスのとれた役割分担によって福祉を支えあうしくみを構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉を推進していく必要があります。

用語解説

「バリアフリー」

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

「ユニバーサルデザイン」

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

「総合的地域ケアシステム」

住み慣れた地域で、だれもが安心して生活できるよう、一人ひとりに適した保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供し、地域全体で支えるしくみのこと。

「第三者評価制度」

事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度のこと。個々のサービスの質の向上とともに、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報の提供をめざしたもの。

「成年後見制度」

痴ほう性の人や知的障害・精神障害がある人など自分で十分に判断することができない人が、財産管理や各種契約、遺産分割などの法律行為をするとき、悪徳商法などの一方的に不利な被害にあわないよう法律面や生活面で支援し、その権利を保護することを目的とした制度。

「地域福祉権利擁護事業」

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを、一人でするのが難しい方への援助を行う。

多様な福祉サービスの充実とともに、お互いに支えあうしくみを整え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちをめざします。

施策 内容

●計画的な福祉の推進【笑1-1-1】

○地域福祉計画を策定し、だれもが地域において質の高いサービスを利用して安心して暮らせるためのまちづくりを計画的に推進します。

●地域福祉をすすめるしくみづくり【笑1-1-2】

○だれもが地域で安心して生活していくために、市と社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動を積極的にすすめるとともに、活動しやすい環境整備に努めます。

○社会福祉協議会や在宅介護支援センター、民生委員・児童委員やNPO・ボランティアなどと連携して、小地域での総合的地域ケアシステム*の整備について検討します。

●人材の育成【笑1-1-3】

○地域福祉の担い手であるNPO・ボランティアや、ふれあいのまちづくりなどの地域組織を支援していきます。

○保健・医療・福祉を中心としたさまざまな領域にわたる調整・アドバイスができる福祉従事者の専門性の向上を図るとともに、ホームヘルパー、生活支援ヘルパーなどの育成にも努めていきます。

●情報提供・相談窓口の充実【笑1-1-4】

○福祉情報の総合ネットワークを構築し、市民、事業者、NPOなどに対して、同時、双方向性のある福祉情報を提供していきます。

○福祉サービス第三者評価制度*を普及・推進し、利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実していきます。

○保健福祉サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整えていくため、総合相談できる窓口体制を検討していきます。

●権利擁護の推進【笑1-1-5】

○判断能力の不十分な人が、安心して福祉サービスの利用を受けられるように、成年後見制度*の利用支援を図る権利擁護センター「あんしん西東京」を充実していくとともに、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業*を支援していきます。

高齢者福祉の充実

現状 課題

本市においては、平成15年1月現在、65歳以上の高齢者は31,682人で、人口の17.6%を占め、このうちおよそ5人に1人は要介護高齢者となっています。市の人口推計によると、高齢化率は今後も上昇を続け、平成32年には24%程度に達する見込みです。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯はあわせて約10,700世帯で、総世帯数の14%程度となっています。

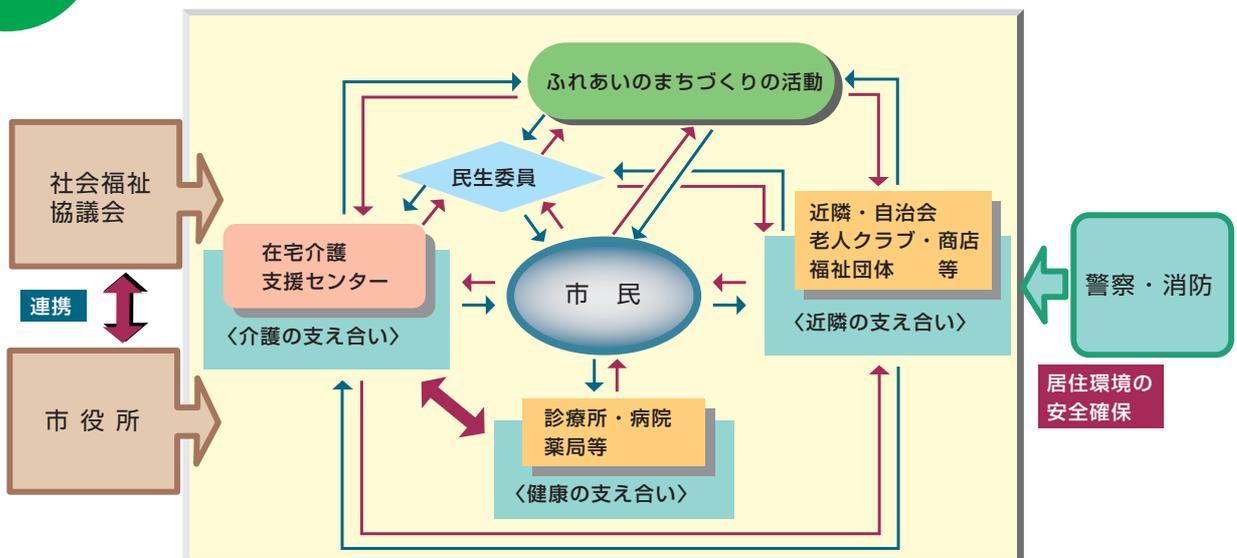
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、それぞれの健康状態や生活状態に応じた高齢者施策に取り組んでいくことが必要です。そのためには、公的なサービスの拡充はもとより、保健・医療・福祉・教育等の連携、社会福祉協議会を核とした関係機関・団体等の市民参加による地域社会づくり、民間企業・NPO・ボランティアによる新たなきめ細かなサービス提供、さらには高齢者自らも健康づくりや介護予防に努めるなどの自助努力が求められます。

高齢者ができるだけ自立した生活をおくるために、地域の相談支援機能の充実・強化や、ひとり暮らし高齢者を身近な地域で見守り、手助けをするしくみを創っていくことが望まれています。

要介護・要支援者に対しては、利用者のニーズに対応できるサービス基盤を整備するとともに、高齢者が要介護状態になるのを予防したり、重度になることを予防するシステムの推進が求められています。

背景 データ

■ 西東京市地域の支えあいネットワーク イメージ図



用語解説

「ケアマネジメント」

高齢者や障害者、またその家族などへの情報提供やさまざまな相談に対応するとともに、個々のニーズを的確に把握したうえで、総合的、効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする活動のこと。

高齢者が住み慣れた地域で安心してすこやかにいきいきと暮らせるまちをめざします。

施策内容

●日常生活への支援【笑1-2-1】

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、高齢者を地域で支えていくためのしくみやネットワーク機能の充実を図っていくとともに、地域の市民などの協力を得ながら地域での見守り活動の拠点整備をすすめていきます。
- 高齢者が地域でできるだけ自立した生活がおくれるよう、住宅改修やホームヘルプサービス事業および配食サービス事業などの充実に取り組んでいきます。

●介護予防の推進【笑1-2-2】

- 介護のいらない自立した暮らしを続けてもらうため、個々の健康状態に見合った運動や栄養指導などの介護予防策を推進していきます。
- 介護予防のためのさまざまな事業・活動全体を有機的、機能的に活かせる介護予防事業の連携と新たな事業の推進を図っていきます。
- 医療・保健・福祉の連携のもと、効果的なりハビリテーションのあり方を調査・研究します。

●介護サービスの充実【笑1-2-3】

- 要介護・要支援の高齢者が自立した生活を営むことができるよう、ケアマネジメント*を支援しながら、介護保険制度*に基づく幅広いサービスを提供していきます。
- 市内7か所の在宅介護支援センター*とこれらを統括する基幹型在宅介護支援センターとの連携と機能の充実を図り、介護サービスの提供をはじめ、さまざまな相談や情報発信の拠点として活用します。
- 高齢者が安心して住むことのできる見守りやケア付きの住宅施設として、社会福祉法人やNPO、民間企業などとの連携により、痴呆性高齢者グループホーム*の整備をすすめるとともに、高齢者生活基盤施設の整備について検討します。

用語解説

「介護保険制度」

寝たきりや痴呆症などの介護を必要とする高齢者に介護サービスを提供するための社会保険制度のこと。介護保険の財源としては、全体の50%が被保険者の保険料から、残り50%は公費(租税)でまかなわれている。

「在宅介護支援センター」

在宅で寝たきり高齢者等の介護を行っている家族が、身近なところで気軽に専門家に相談でき、市町村の窓口に行かなくても必要な福祉サービス等が総合的に受けられるよう調整する24時間体制のセンターのこと。基幹型と地域型の2種類がある。

「グループホーム」

専門スタッフの個別ケアを受けながら、小人数で家庭に近い環境の中で共同生活をする場。

障害者福祉の充実

現状 課題

障害者を取り巻く環境は、障害者自身の高齢化や障害の重度・重複化、また保護者である家族の高齢化など複雑・多様化してきています。本市の障害者（児）は平成15年4月現在約6,100人で、人口の約3%を占めています。

平成12年の社会福祉法の改正・施行により、個人の自立を基本とし、その選択を尊重した福祉サービスの利用制度の確立や、地域福祉の充実等がすすめられることとなりました。平成14年度には精神保健事務の一部が東京都から市に移管され、平成15年度からは支援費制度*が導入されています。

ホームヘルプサービスやデイサービス*、ショートステイ*など多くの福祉サービスが、行政がサービスの内容を決定する「措置制度」から、利用者本人が契約に基づきサービスを利用する「利用制度（支援費制度）」へと変わるにあたり、利用者が必要なサービスを受けられるよう、サービスの充実を図るほか、サービス利用に関する支援、情報提供や相談体制の確立、苦情解決のしくみづくりが必要とされています。

障害者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、一人ひとりの多様なニーズに応えられる地域生活支援体制の整備が求められています。特に、自分の生活スタイルに合わせた生活をおくれるよう、グループホームの整備など、多様な暮らし方が選べる体制を整備することが求められています。

背景 データ

■ 西東京市内の障害者数（年齢別）（H15.4.1現在）

年齢区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
身体障害者数	130	1,486	2,449	4,065
知的障害者数	220	456	21	697

年齢区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合 計
精神障害者数	0	29	89	69	79	44	13	323
難病患者数	34	42	96	121	187	231	285	996

用語解説

「支援費制度」

利用者主体の障害福祉サービスのしくみ。利用者自らがサービス事業者を選択し、直接契約を行いサービスを利用し、所得に応じた利用者負担額を、事業者に支払う。

「デイサービス」

高齢者や障害者など、介護が必要な在宅の人を福祉・保健、医療施設に日中に数時間受け入れ、日常生活の援助やリハビリテーションを行うサービスのこと。

障害のある人が、地域で自立した生活をおくることができるまちをめざします。

施策 内容

●地域生活支援体制の整備〔笑1-3-1〕

- 住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイ・デイサービスなど在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。
- 地域生活支援センター*事業を推進するなど、障害の状況に配慮した情報提供・相談体制のしくみを整えていきます。
- 何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・生活寮は、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備をすすめていきます。
- インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換等を行うネットワークづくりを支援していきます。

●障害者福祉推進基盤の整備〔笑1-3-2〕

- 身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備をすすめます。
- 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の総合的な在宅支援の拠点として、通所授産施設*やデイサービス施設を備えた（仮称）障害者福祉総合センターの建設をすすめていきます。
- 現在、市内に2か所ある障害者センター機能を見直し、デイサービス事業の充実・拡大や、養護学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練等の充実を図っていきます。

用語解説

「ショートステイ」

介護に携わる人が急病などのため、一時的に在宅介護が困難になった場合に、要介護者を社会福祉施設に短期入所させ介護サービスを提供すること。

「地域生活支援センター」

障害のある人が、総合的なサービス提供が継続的に受けられるようにするセンター機能のこと。地域で生活していくうえで必要となる情報を提供したり、さまざまな相談に対応する。

「通所授産施設」

障害のある人たちなどに就労や技能の修得のために必要な機会を提供し、自立支援を行う施設のこと。

社会保障制度の運営

現状 課題

社会保障制度は、だれもが健康で文化的な生活をおくることができるよう支えあう制度です。

本市における最近の生活保護の動向をみると、平成15年3月末日現在で1,160世帯、1,711人ですが、平成14年3月と比較すると世帯で16%、人員で18%の増加となっています。長びく社会・経済情勢等の低迷による相談も多く、ここ数年被保護世帯が増加しています。生活保護制度は、最低限の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的とするもので、関係法令等の遵守に努め、適正な保護の実施を図ることが必要です。

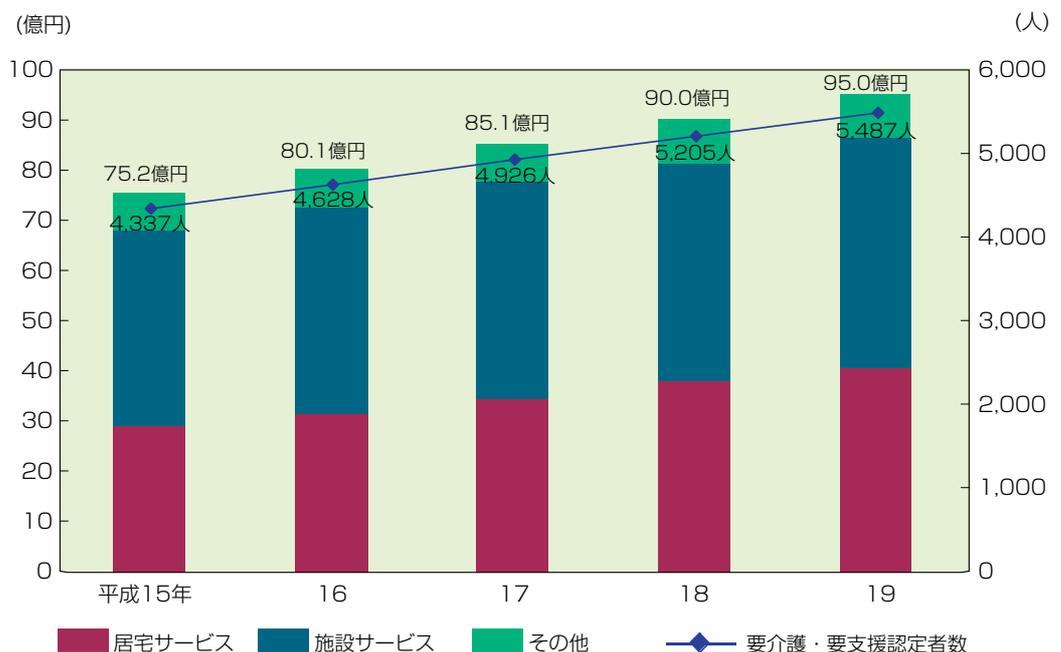
国民健康保険は独立採算を基本として運営されていますが、近年の急速な高齢化、医療技術の高度化などにより、医療費は年々増えつづけ、財政状況は厳しさを増しています。このため、市民の健康保持を図るとともに、負担と給付のバランスの観点から、保険料の適正化を図っていく必要があります。

老人保健医療については、高齢化の進展により年々医療費が増加していることから、高齢者の健康保持や疾病の予防・早期発見などにより健全な運営が図られるよう努めていく必要があります。

介護保険については、高齢者人口の増加が予測されるなか、介護を必要とする高齢者の増加も見込まれるため、介護保険制度を安定して運営していく必要があります。

背景 データ

■ 西東京市の介護保険の状況（見込み）



市民のだれもが、健康で文化的な生活がおくれるよう、社会保障制度の適正・健全な運営に努めていきます。

施策 内容

●生活保護制度の適正な運営〔笑1-4-1〕

○生活保護制度の適正な運営に努めるとともに、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。

●国民健康保険制度の健全な運営〔笑1-4-2〕

○国民健康保険制度の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図るとともに、保険料の改定や徴収率向上など財源の確保に努める一方、医療制度の見直しや財政支援について国や東京都に要請していきます。

○国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動の推進、疾病予防としての保健事業の充実を図ります。

●老人保健医療制度の健全な運営〔笑1-4-3〕

○老人保健医療制度については、高齢者の健康保持や疾病の予防・早期発見などに取り組むことにより、福祉の向上と財政的な負担の軽減を図り、健全な運営に努めます。

●介護保険制度の健全な運営〔笑1-4-4〕

○介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実や基盤整備をすすめていきます。

暮らしの相談の充実

現状 課題

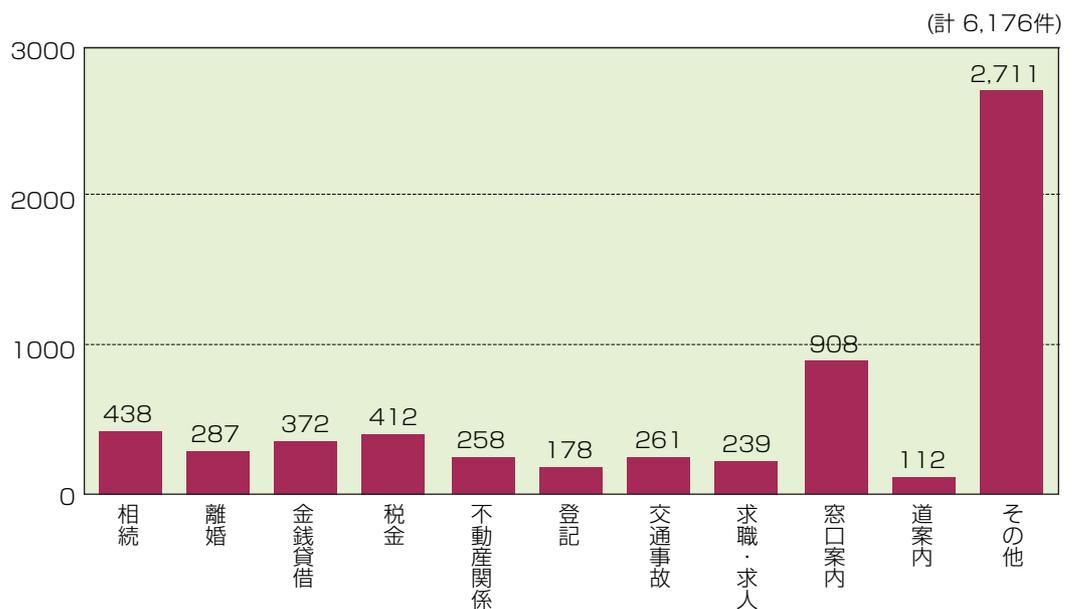
毎日の暮らしのなかで困ったことや悩みごとに対して、市では弁護士や専門の相談員により相談事業を実施しています。日々の暮らしを取りまく問題は、法律問題、消費生活、就労、健康、税務など幅広い分野に及んでおり、相談内容も多種・多様化しています。最近では、訪問販売のトラブル、インターネット取引による売買やサービスにおけるトラブルなどが生じています。

今後は、それぞれの相談事業の体制をいっそう充実させるとともに、専門的な助言や具体的な支援を受けられるよう、相談者への適切な対応が求められています。

また、市民が巻き込まれやすい消費生活上のトラブルについては、被害を未然に防ぐための取り組みをすすめていくとともに、環境に配慮した地球にやさしい消費生活や、毎日の生活にかかわりの深い食の安全についても対応していくことが必要です。

背景 データ

■ 西東京市の一般市民相談件数 (平成14年度)



さまざまな相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちをめざします。

施策 内容

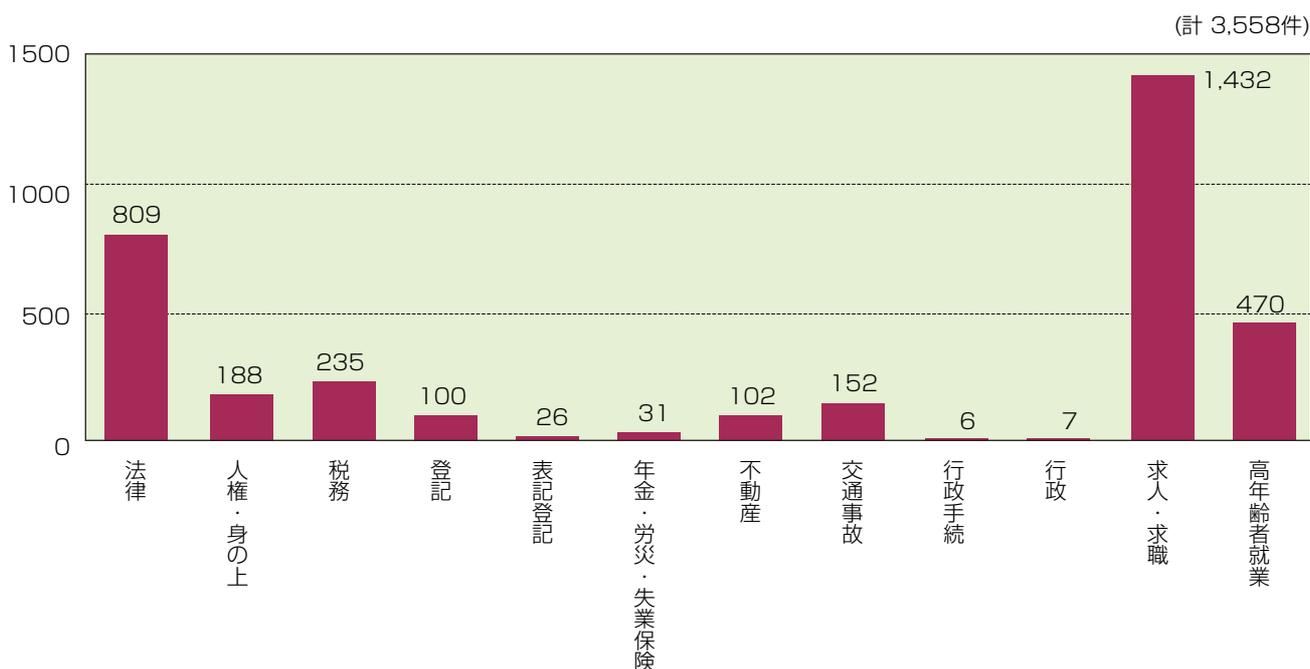
●相談事業の推進【笑1-5-1】

- 市民がかかえるさまざまな問題解決に向けての相談を充実していくとともに、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。
- 相談が複数の分野にまたがるもの、他の機関との連携が必要なものなど、多種多様な相談に対して適切な対応をし、具体的支援へとつなげられるよう、相談機能のネットワークを構築していきます。

●消費者センターの活用【笑1-5-2】

- 消費生活の安定と向上を図るため、消費者がより相談しやすい体制づくりに努めるとともに、消費生活にかかわるトラブルを未然に防ぎ、解決に向けての対応を支援しながら、よりよい消費生活をおくれるよう取り組んでいきます。
- 国や東京都をはじめ関係機関と連携しながら、食の安全などその時々に応じた各種の問題を取り上げ、さまざまな啓発活動や消費生活講座などを充実していきます。

■ 西東京市の専門相談件数（平成14年度）



健康づくりの推進

現状 課題

近年の健康食品ブームや、生活習慣病*に対する予防の重要性が指摘されるなど、食や健康への関心は高まっています。生涯を健康に過ごしていくためには市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る・将来介護を必要としない健康づくりをめざす」といった健康に対する意識づくりが大切です。

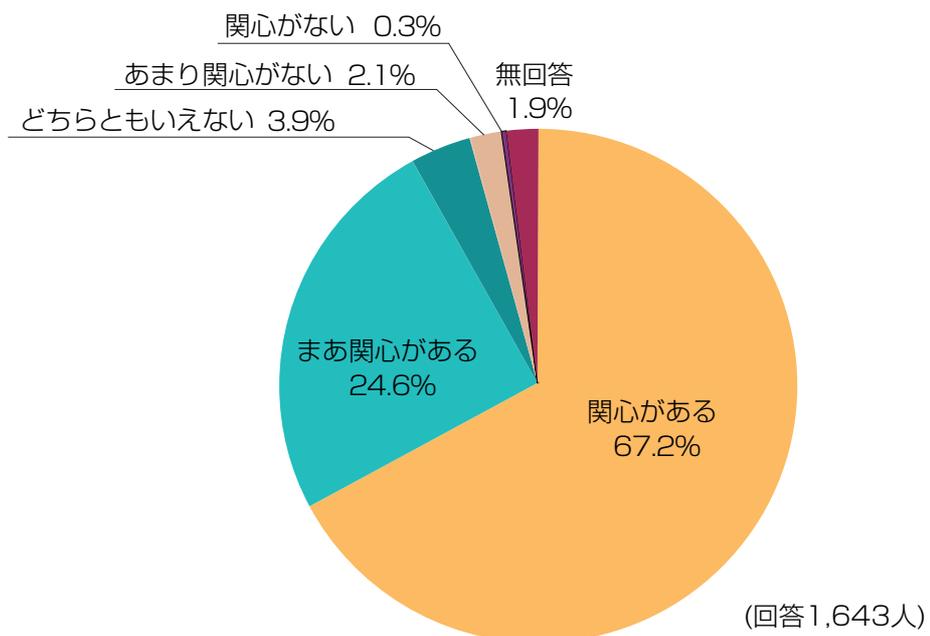
本市では、乳幼児から高齢者までそれぞれの年齢に合わせて、さまざまな健康診査、相談事業、検診などを行っています。

これらの事業は早期発見・早期治療のために実施しているものですが、今後は、「健康の保持・増進」といった一次予防を目的とした、自主的な健康管理を支援するための取り組みも必要です。特に市民の健康に対する意識の啓発や健康教育、また市民や市民団体の主体的な健康づくりの取り組みへの支援などが求められています。

また、夜間や休日、緊急時などにも適切な医療が受けられるよう、医療体制を整備していくとともに、高度医療や救急医療にも対応した地域医療体制の充実が求められています。

背景 データ

健康への関心の程度 (平成13年度健康づくり推進プラン策定のための市民アンケート調査より)



乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた、からだと心の健康づくりを支援します。

施策 内容

●計画的な健康づくりの推進〔笑2-1-1〕

- 市民の健康づくりを推進するにあたり、健康日本21*や健やか親子21*などを基本としつつ、健康づくり推進プラン*を策定し、地域における健康づくりをすすめ、市民の主体的な取り組みを支援します。
- 市民のニーズをとらえた施策と実施方法の工夫、学校保健・教育との連携、健康推進のための環境整備などを検討していきます。

●市民の主体的な健康づくりへの支援〔笑2-1-2〕

- 乳幼児とその保護者や妊産婦に対して、きめ細かな相談や健康管理、保健指導などの支援体制を整えていきます。生活習慣病や要介護を予防するため、生活指導、基本健康診査やがん検診などを実施していきます。
- 疾病・老化等により心身の機能が低下している方に対しては、日常生活の自立を助けるため、必要な訓練を行っていきます。
- 健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室などをすすめ、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを促していきます。

●地域医療の充実〔笑2-1-3〕

- だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医の普及を図っていきます。
- 高度医療、救急医療の機能を持つ地域医療センターとしての公立昭和病院の充実に努めていくとともに、救急医療体制の強化として、広域的な連携による医療の充実について関係機関に要請していきます。

用語解説

「生活習慣病」

アンバランスな食事内容と不規則な食事時間、運動不足、ストレス、喫煙、過度の飲食など、体の負担になる生活習慣を続けることによって引き起こされる高血圧や高脂血症、糖尿病などのこと。

「健康日本21」

2010年度を目途とした国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」のことで、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりを推進するための計画。

「健やか親子21」

2010年度を目途とした国民みんなで推進する運動計画のことで、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するもの。

「健康づくり推進プラン」

国の「健康日本21」や東京都の「健康推進プラン21」をベースにして、市民に密着したきめ細い健康づくりの施策の推進と、健康づくりに関する総合的な方策を位置づけた本市の計画。

高齢者の生きがいづくりの充実

現状
課題

日本人の平均寿命が伸びつづけるなか、高齢期を健康で生きがいをもって暮らしていくことは大きな課題となっています。

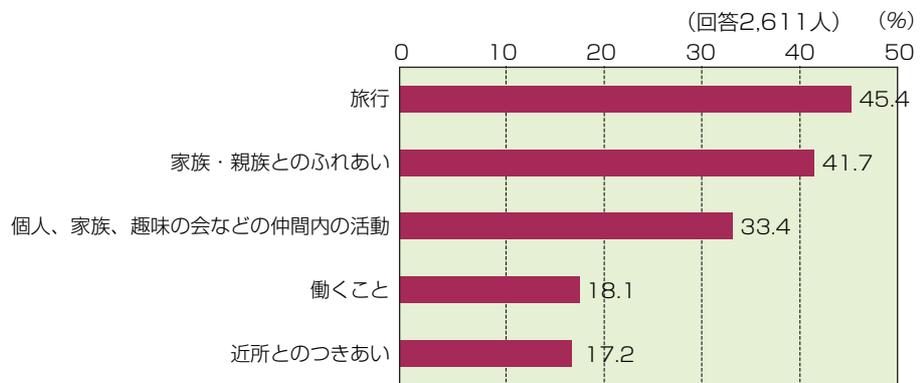
高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、地域社会の一員として活動していくことは、高齢者の健康の保持、増進の上からも、介護予防の面からも必要なことです。

本市では、シルバー人材センター*を中心として、元気な高齢者の就労支援を行い、身近な地域で多様な働き方が実現できるよう事業をすすめています。また、福社会館や老人福祉センターを中心として、高齢者が地域のなかで健康で明るい生活がおくれるよう、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に実施しています。

今後は、これらの事業を充実・活性化していくとともに、よりいっそう社会参加や地域交流を促進していくことが大切です。

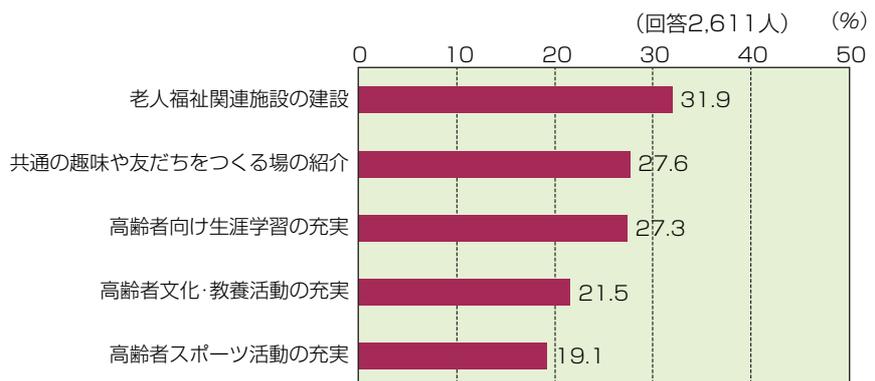
背景
データ

■ 今後行いたいこと/上位5項目 (平成13年度高齢者一般調査より)



■ 高齢者の生きがいづくりで、今後市に特に力を入れてほしいもの/上位5項目

(平成13年度高齢者一般調査より)



高齢者が地域のなかで生きがいをもって人生をおくれるまちをめざします。

施策 内容

●就労の支援〔笑2-2-1〕

○高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保するため、シルバー人材センターの運営を支援していくとともに、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、就労支援の拡充に努めます。

●生きがいづくりの支援〔笑2-2-2〕

○知識や経験を若い世代に伝えるための世代間交流を深めたり、健康の保持・増進のためのスポーツやレクリエーション活動の促進、知識・教養の向上、社会奉仕活動などといった、生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。

○地域の高齢者の生きがい対策の拠点である、福社会館の建替えや改修を計画的にすすめるとともに、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として再構築を図ります。



用語解説

「シルバー人材センター」

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により設置された公益法人。高齢者が経験や知識、能力を活かし、身近な地域で多様な働き方を実現することを目的としている。

障害者の社会参加の拡大

現状 課題

障害者が就労することは、社会的自立のための経済基盤となるとともに、生きがいをもって生活していく上で重要な意味をもっています。障害者がその希望と適性を尊重され、働くことができるような社会が求められています。

市内には福祉的就労*の場として、小規模通所授産施設*や作業所が12か所設置され、働く機会が提供されていますが、これら作業所の自立と経営の安定を推進していく一方、一般就労の機会の拡大を図っていく必要があります。

また、生活を豊かで潤いのあるものにする、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への参加機会を増やすとともに、情報提供や移動支援、IT技術の活用などの促進などをすすめ、社会のさまざまな分野に参加できるように支援していく必要があります。

今後も、ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害者が地域のなかで生きがいをもって生活ができるよう、社会参加の環境整備をすすめていく必要があります。

背景 データ

■ 障害者が働くために大切な環境整備 上位3項目 (複数回答)

(平成13年度身体障害者調査、知的障害者調査、精神障害者調査、難病患者調査より)

(%)

○身体障害者〔身体障害者手帳所持者2,434人〕		
健康状態にあわせた働き方ができること		43.0
自分の家の近くに働く場があること		38.8
障害のある人に適した仕事が開発されること		34.5
○知的障害者〔愛の手帳所持者354人〕		
障害のある人に適した仕事が開発されること		65.0
自分の家の近くに働く場があること		64.4
事業主等が障害者雇用について十分理解していること		55.6
○精神障害者〔精神障害者通所作業所等の利用者69人〕		
自分の家の近くに働く場があること		55.1
健康状態にあわせた働き方ができること		53.6
障害のある人に適した仕事が開発されること		42.0
○難病患者〔特定疾患の医療費助成を受けている者715人〕		
健康状態にあわせた働き方ができること		61.7
自分の家の近くに働く場があること		46.9
事業主等が難病者の雇用について十分理解していること		35.4

障害のある人が、地域のなかで、元気に生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

施策 内容

●雇用・就労の支援〔笑2-3-1〕

- 養護学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害者の就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、市として雇用に努めるほか、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。
- 小規模通所授産施設の立ち上げを活性化させる支援や、自立と経営の安定化を図るための法内化施設*への支援、授産製品の販路拡大などの支援を行います。

●社会参加の支援〔笑2-3-2〕

- 障害のある人もない人も、地域のなかでともに生活していける環境を整えていきます。
- 障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動を楽しむことができるよう、機会の提供を図っていきます。
- 障害者の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者により移送サービスを拡充していきます。

用語解説

「福祉的就労」

授産施設や小規模作業所で働くことをいう。自立や更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

「小規模通所授産施設」

これまで通所授産施設は定員20名以上とされてきたが、社会福祉法の改正により新たに「定員10名以上19名以下の通所授産施設」を「小規模通所授産施設」として定義するようになった。主に、法内化した小規模作業所がこれにあたる。

「ノーマライゼーション」

障害のある人が、社会の中で普通に生活ができることを当然とする考え方のこと。

「施設の法内化」

障害がある人のための小規模作業所の多くは、これまで任意団体（法外施設）として運営されてきたが、一定の要件を満たすことにより社会福祉法人として認可されるようになった。そのような動きを施設の「法内化」としている。



環境にやさしいまちづくり

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。

居住環境の心地よさをつくり出す豊かなみどりを守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしくみを整えたまちづくりをすすめます。

『環境にやさしいまちづくり』は、次の2つの視点で取り組みます。

豊かなみどりを保つために〔環1〕

豊かなみどりは私たちに潤いややすらぎを与えると同時に、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

施策区分

施策名

みどりの保全・活用

公園・緑地の保全・活用
農地の保全・活用

みどりの空間の創出

公園・緑地の拡充
身近なみどりの創出

持続可能な社会を確立するために〔環2〕

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にすまちを実現します。

施策区分

施策名

環境意識の高揚

環境を大切にすまちづくり
環境学習の推進

ごみ対策の推進

ごみの減量
資源循環の推進
廃棄物処理対策の推進

公害対策の推進

公害の防止
大気汚染の防止

地球温暖化対策の推進

省資源・省エネルギー対策の推進
新エネルギー導入の推進

みどりの保全・活用

現状 課題

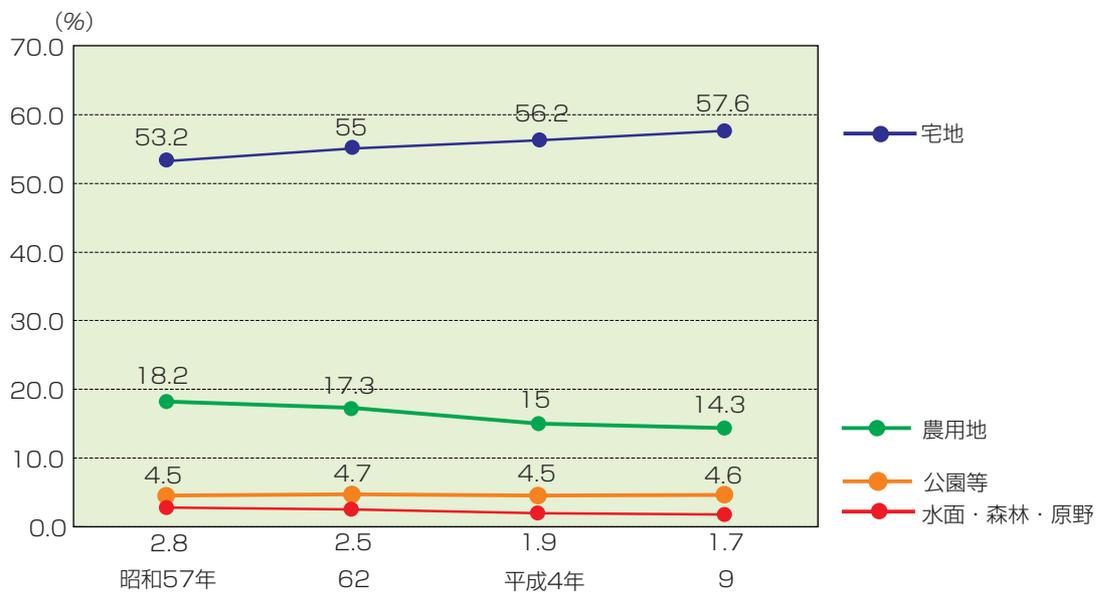
大気汚染の防止やヒートアイランド現象の緩和、さらに地球温暖化への対応等地球環境保全の観点から、みどりの保全・活用が地域の課題として重要な位置を占めています。それだけではなく、屋敷林や寺社林、河川などの地域の資源は、景観面を含めて魅力あるまちづくりに欠かせません。

本市の緑被率*には、農地・樹木・樹林が大きな割合を占めています。公園や緑地をはじめ、既存の生垣や屋敷林、雑木林などの保全に努めるなど、身近なみどりを守り活かしていくとともに、地域の資源の一つである農地を保全していくことも重要です。また、そのためには、地域住民、行政、農業従事者などが、これらのみどりを保全していくことについて、共通の認識をもつことが必要です。

さらにこれからは、「西東京市みどりの保護と育成に関する条例*」を踏まえるとともに、「みどりの基本計画*」を策定し、緑地の保全・創出や緑化の推進を図り、市民の手による積極的なみどりの保全・活用をすすめることが求められています。

背景 データ

■ 西東京市用途別土地利用比率の推移



資料：東京都都市計画局「東京の土地利用」

用語解説

「緑被率」

樹林地、草地、農地、河川・池のみどりに被われた部分が占める割合のこと。

「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」

市・市民・事業者が一体となって緑化をすすめることで、本市のみどりの保護と育成とともに、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保護する目的で、平成13年1月21日、本市の発足と同時に制定された。

市民による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

施策内容

●公園・緑地の保全・活用〔環1-1-1〕

- みどりの基本計画を策定し、緑地の維持を図るため、緑地保全地区・樹林地の保全だけではなく、民有地における樹林・樹木・生垣の保存を支援し、市民の理解を啓発するための情報提供を行います。
- 一定規模の樹木の移植や幹旋を行うグリーンバンク制度*の設立をめざします。
- （仮称）合併記念公園の整備に伴い、市民による公園づくりの一環として、市民による植樹や雑木林の育成管理、花壇や池・小川の管理など、公園ボランティア活動を積極的にすすめていきます。
- 東大農場については、農場移転の方針を踏まえ、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう関係機関等との調整を図りながら、市の方針を策定していきます。

●農地の保全・活用〔環1-1-2〕

- 市民と農業のふれあい交流として市民農園や家族農園を推進します。
- 農業後継者や農業ボランティア・ヘルパーの育成をすすめるなど、農業の継続による農地の保全を促進します。
- 市民の農業体験の場づくりとして、体験型農園等の新たな形態について検討します。



用語解説

「みどりの基本計画」

都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

「グリーンバンク制度」

一定規模の樹木を登録し、不必要になったときの公共施設への移植や法人・個人に対する幹旋事業のこと。

みどりの空間の創出

現状 課題

豊かなみどりは私たちに精神的・身体的にやすらぎや潤いを与えるとともに、多様な生物が生息する環境となります。そのような豊かなみどり、良好な自然環境を維持していくためには、保護や保全と同時にみどりをつくりだし、増やす取り組みも必要です。

市内には西原自然公園や文理台公園など比較的大きな都市公園のほか、地域に身近な児童遊園などの小規模な公園も多数ありますが、市民意識調査では、公園や遊び場、自然保護とみどりの育成、水辺やみどりなど自然環境が豊かなまちを望む声があげられています。

これからは既存公園の保全、適切な維持管理に加えて、公園の新規整備や緑地の保全・確保等により、みどりある憩いの空間をつくり出していく必要があります。

また、身近な環境の積極的な緑化をすすめていくことにより、目に映るみどりを増やしていくことも大切です。そのような身近な緑化をすすめるとともに、みどりを育む市民の意識を啓発するための情報提供や市民参加型のみどりの創出事業を行いながら、市民の主体的な活動を支援し、拡大していくことが求められています。

背景 データ

■ 地域に必要なもの／上位10項目 (平成13年度市民意識調査より)



公園や緑地の拡充に加え、街路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化をすすめ、目に映るみどりの創出をめざします。

施策
内容

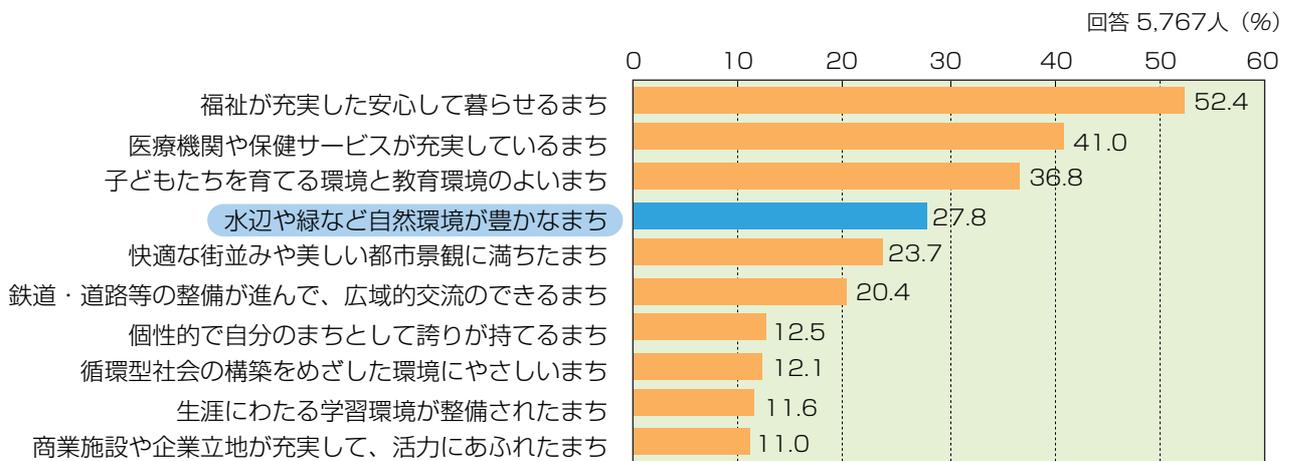
●公園・緑地の拡充〔環1-2-1〕

- （仮称）合併記念公園の整備をすすめるとともに、買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林等を計画的に買い取り、新たな公園・緑地の確保を図ります。
- 下野谷遺跡の公園化についての検討をすすめたり、東伏見都市計画公園の整備について東京都に要請を行うなど、公園の拡充を積極的に推進します。

●身近なみどりの創出〔環1-2-2〕

- 街路整備における余剰地を活用して、散策時の休息所や憩いの場として利用できるポケットパークを整備したり、公共施設における緑化を積極的に推進するなど、身近な空間におけるみどりを創出していきます。
- 市民が自宅でみどりに親しむことができる苗木配布や生垣の造成を支援していきます。
- 公園などの公共用地の花壇の計画・植え付け・管理を市民と協働で行う「花いっぱい運動」等の市民の活動を積極的に推進します。

■ これからのまちづくり 市の基本方向／上位10項目（平成13年度市民意識調査より）



環境意識の高揚

現状 課題

地球温暖化やオゾンホール拡大など、地球規模で環境の汚染や破壊がすすんでいます。これらの原因は複合的ですが、資源の大量消費・大量廃棄型という現在の生活スタイルも大きな要因となっています。

本市では環境基本条例を制定し、平成14年4月から施行しています。健康で豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐために、環境への負荷の少ない社会を構築していくことが必要です。このため環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

地球環境を保全していくためには、行政、市民、事業者それぞれの自覚と協力が重要です。

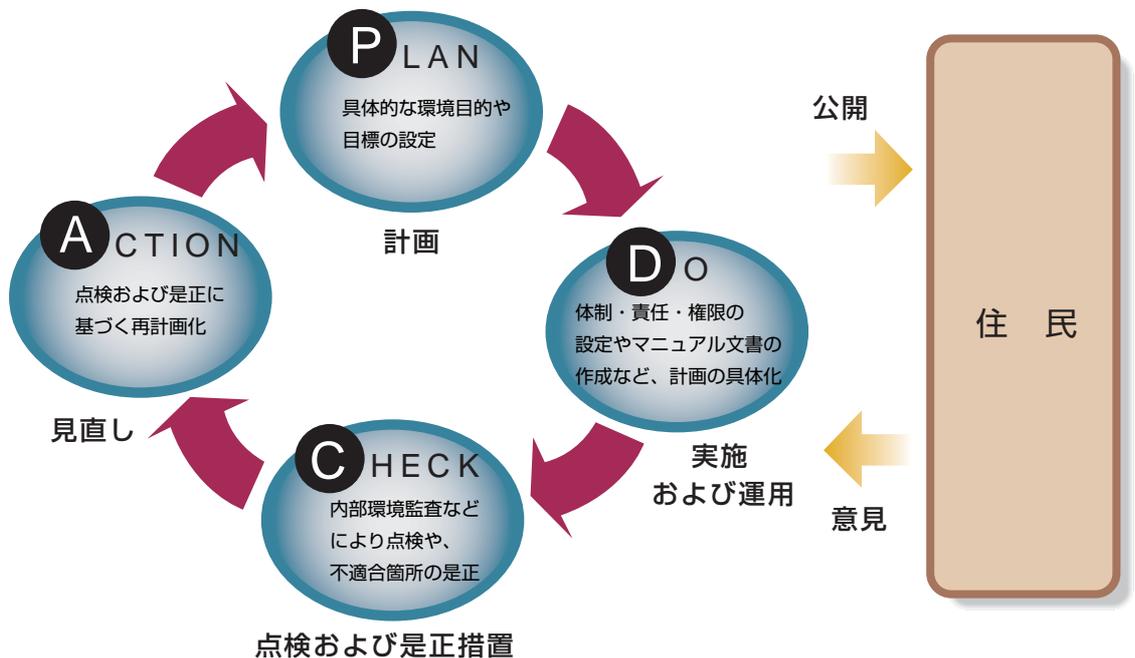
まず、行政が率先して環境意識を高め、環境に配慮した行動を実践するために、ISO14001環境マネジメントシステム*の認証を取得し運用するとともに、このシステムを家庭や学校、事業所にも応用して、運動を広げていくことが必要です。

一方、市民や事業者の環境意識を高めるため、環境学習を促進し、実践活動が浸透していくような施策が求められています。

背景 データ

ISO14001環境マネジメントシステムのPDCAサイクル イメージ図

P(計画) → D(実施) → C(評価) → A(見直し)



環境を大切に作るしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民・事業者および行政の環境意識の高揚をめざします。

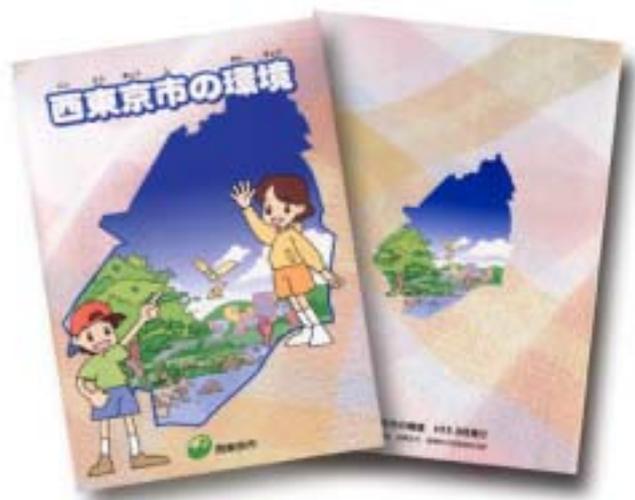
施策内容

●環境を大切に作るしくみづくり〔環2-1-1〕

- 環境基本計画を策定し、公害防止、みどりの創造・活用、省エネルギー、ごみ減量や廃棄物処理対策など、広範にわたる環境施策を着実に実行していきます。可能な限り具体的な目標値を設定し、点検を行っていきます。
- 市においては、ISO14001の認証を取得し、率先して環境に配慮した行動を推進します。また、一人ひとりが環境に配慮する意識づくりをすすめるため、市独自の家庭版ISO、学校版ISO*などについて検討します。

●環境学習の推進〔環2-1-2〕

- 環境についての知識や理解を深め、環境にやさしい行動を実践するため、環境学習基本方針を定め学習の推進を図ります。
- 環境問題について市民や地域全体で考え行動できるように、環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点機能の整備を検討します。
- 学校教育においては、環境読本（「西東京市の環境」）を活用するとともに、地域の自然や人材を活用した環境教育プログラムの導入などを検討します。



用語解説

「ISO14001環境マネジメントシステム」

企業や自治体などの組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に改善していくためのしくみ（マネジメントシステム）を国際的に規格化したもの。システムの運用として、「P（計画）-D（実施）-C（点検）-A（見直し）」というサイクルを導入しているのが特徴。

「家庭版（環境）ISO・学校版（環境）ISO」

ISO14001規格の手法をもとにして、家庭や学校で環境負荷をかけない生活や循環型社会を構築するための指針や基準を、自治体等が独自で定めたもの。実行性や実効性を担保するために、宣言-行動-記録-見直しというマネジメントシステムを模するのが特徴で、実績に基づいて市長などが認証を行う事例が増えている。

ごみ対策の推進

現状 課題

平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進する基盤を確立するとともに、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みが推進されています。

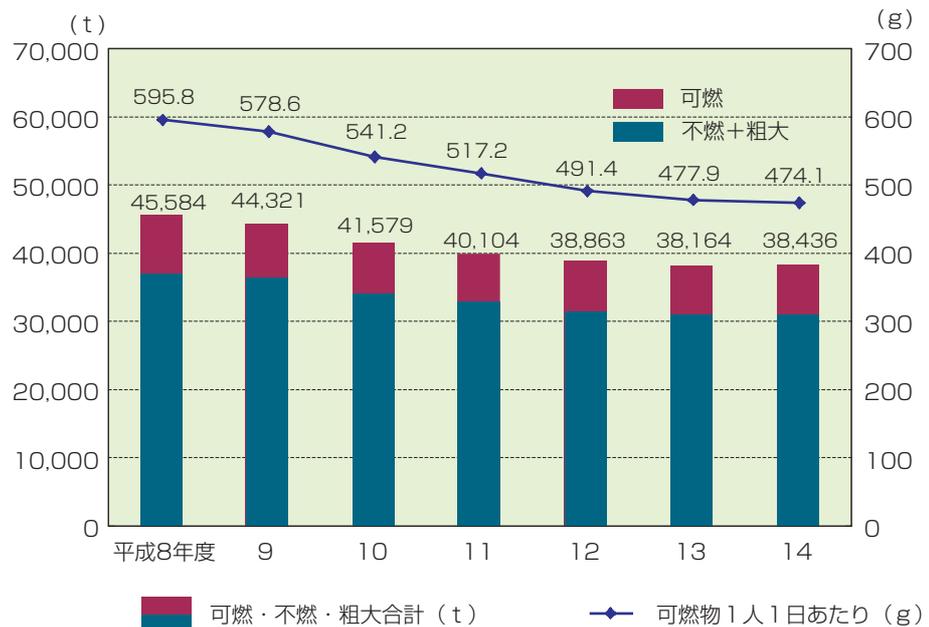
本市では、一般廃棄物処理基本計画*に基づき、ごみの排出抑制や資源化に向けて、市民の協力を得ながら分別収集によるごみの減量に努めてきました。この結果、可燃ごみ・不燃ごみの排出量は年々減少傾向にあります。

環境負荷の少ない循環型社会を築くためには、できるだけごみを出さない生活様式に変えていく必要があります。そのため、市民や事業者に対する意識啓発や、資源となりうる廃棄物について、再利用・再生利用によって活用していくことが求められます。

一方、ごみ処理については、柳泉園組合*で可燃ごみの焼却と不燃ごみ・粗大ごみ等の処理を行い、残った焼却灰などは二ツ塚廃棄物広域処分場*で埋め立て処理されています。今後とも、ごみの減量化に向けて、これらの組合とその構成自治体とのいっそうの連携・協力が必要です。特に、二ツ塚廃棄物広域処分場については延命化が求められているため、焼却灰などの資源化に向けたさらなる取り組みも必要です。

背景 データ

■ 西東京市ごみ排出量推移



できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみ減量化への取り組みを通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

施策 内容

●ごみの減量〔環2-2-1〕

- 市民や事業者が、できるだけごみを出さないという意識を高めるとともに、ごみ減量のための各種施策を展開します。
- きめ細かなごみ減量意識啓発のための廃棄物減量等推進員の拡充、生ごみの減量とリサイクルのための堆肥化推進などを行います。
- 資源物収集の推進、集団回収の促進など、資源化の間接的手段としてごみ収集の有料化についても検討します。

●資源循環の推進〔環2-2-2〕

- 廃棄物の再利用・再生利用をすすめる市民啓発や、環境学習などの拠点として、（仮称）リサイクルプラザを建設し、施策を推進します。
- 現在自治会や子ども会を中心に行われている集団回収活動を、継続して実施していきます。
- その他プラスチック類*については、柳泉園組合およびその構成自治体と十分な調整、協議を行い、貯留スペース・選別施設の建設等の課題について検討していきます。

●廃棄物処理対策の推進〔環2-2-3〕

- ごみ・資源物については、柳泉園組合に搬入し、適正処理・資源化に努めていくとともに、柳泉園組合から排出される焼却灰および不燃物については、引き続き二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立て処分していきます。
- 最終処分場の延命化のため、廃棄物減容（量）化計画に基づき、焼却灰のエコセメント化事業を推進していきます。

用語解説

「一般廃棄物処理基本計画」

一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な対応を示した計画。

「柳泉園組合」

主に燃やせるごみの処理を行うため、昭和35年に東久留米市に設置された一部事務組合で、西東京市、清瀬市、東久留米市で構成されている。

「二ツ塚廃棄物広域処分場」

本市が加入する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が管理・運営する一般廃棄物（焼却残渣、不燃ごみおよび焼却不適ごみ）の最終処分場で、日の出町にある。

「その他プラスチック類」

容器包装リサイクル法に基づき、リサイクル（再商品化）の対象となるペットボトル以外のプラスチック製の容器包装のこと。例えばプラスチック製の箱、袋、チューブ、キャップなどをいう。

公害対策の推進

現状 課題

きれいな空気・水、静かな生活環境は、人が暮らしていくための基本的な条件です。高度経済成長期には、工場などによる大気汚染や水質汚濁・騒音などの公害が社会的な問題となり、国や地方自治体などが連携して公害の防止や抑制に努めてきました。

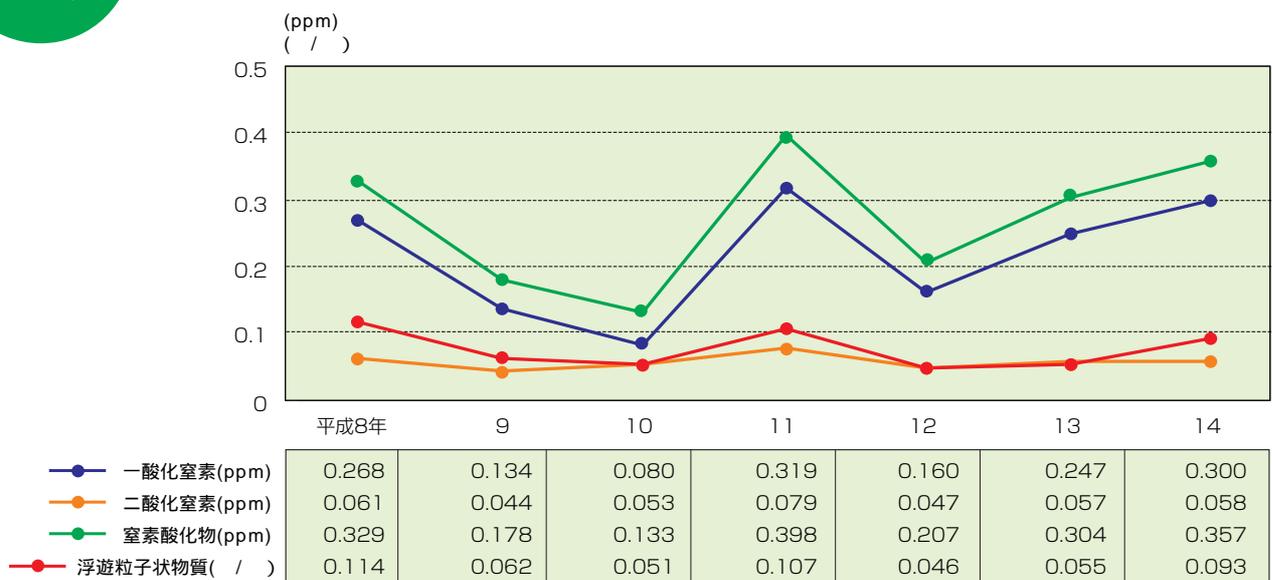
近年では、社会経済状況の発展や利便性を求める生活様式の変化により、自動車公害や市街地における近隣騒音・悪臭など都市・生活型公害が新たな課題となっています。さらに、浮遊粒子状物質*・ダイオキシン類*などの有害化学物質が新たな公害として認識され、これらへの対策も求められています。

本市では、市内主要交差点における大気汚染調査をはじめとして、交通量・騒音・振動測定、河川の水質調査、地下水水質調査、酸性雨に関する調査、ダイオキシン類大気調査等を行い現状の把握に努めています。

今後も、公害から自然や市民生活を守るため、調査の継続や監視体制を強化して、法令等に定める環境基準値内に常時保たれるよう問題の早期発見に努める必要があります。また、新たな環境の汚染源については、近隣自治体や東京都・国と連携して、影響を未然に防ぐことが求められます。

背景 データ

■ 西東京市内主要交差点大気汚染経年変化 (北原交差点大気環境調査より)



自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

施策 内容

●公害の防止〔環2-3-1〕

- 自然や市民生活を守るため、大気汚染、河川の水質、地下水、騒音・振動等の調査などを引き続き実施していきます。また、公害に関する情報の市民との共有を図っていきます。
- 新たな公害であるダイオキシン類等の有害化学物質については、環境汚染調査を行うほか、これら問題の発生や被害を防止するため、近隣自治体・東京都・国と連携し必要な対策を速やかに行います。

●大気汚染の防止〔環2-3-2〕

- 各種公害のなかでも、市域を越えた広域的な課題である大気汚染の防止のため、関係団体と連携をはかり、市民・事業者・行政の意識の向上と着実な行動を推進します。
- 市は現在実施している大気汚染測定を継続し、問題の早期発見に努めます。
- 市は市民・事業者と協力して自動車利用の抑制、公共交通や自転車の利用促進、アイドリングストップ運動など大気汚染防止策をすすめます。
- 低公害車の普及促進に向けて、市は計画的な導入をすすめるとともに、事業者への働きかけや市民への意識啓発を行います。



用語解説

「浮遊粒子状物質」

空気中を漂っている大きさ10ミクロン以下の極小の粉塵のこと。呼吸によって肺の奥まで入ったり、発ガン性があるなど、健康に悪影響を及ぼすとされている。

「ダイオキシン類」

ごみ焼却の煤煙など、塩素を含むプラスチックなどを800度以下で燃やしたときに発生する化学物質。人体への影響が大きいので、法律、都条例などにより各種の規制が行われている。

地球温暖化対策の推進

現状 課題

石炭や石油などを大量に消費することに伴い、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）が増加しています。これにより地球温暖化が進行し、地球的規模での環境の異変や自然の生態系等への影響など深刻な問題が指摘されています。このため、世界の国々が協力して温室効果ガスの削減目標やその達成方法を取り決めていきます。

地球温暖化対策は地球的規模での課題として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。国では必要な法整備をすすめ、産業界では環境会計*の導入、ゼロエミッション*の実施などの取り組みをすすめています。また市民一人ひとりも日常生活において省資源・省エネルギーなどに取り組んでいく必要があります。

このため、石炭や石油など化石燃料系のエネルギーを削減する一方、環境にやさしい新しいエネルギーを導入していくことが求められます。市は公共施設での太陽光・太陽熱利用や、ごみ収集車への天然ガス車の導入など率先的な取り組みをすすめているところですが、あわせて市民や事業者への啓発・普及を促進していくことも必要です。

背景 データ

■ 西東京市における住宅用太陽光発電システム導入状況

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
設置件数	8	6	14	11	4
設置kW総計	19	27	44	34	14

資料：財団法人 新エネルギー財団

用語解説

「環境会計」

企業等が、事業活動における環境保全のためのコストと活動により得られた効果を認識し、可能な限り貨幣単位または物量単位に換算し、公表するしくみ。

現状では、まだ統一した手法が確立しておらず、試行の段階といえる。

「ゼロエミッション」

生産－流通－消費－廃棄の各段階で、排出物（エミッション）や副産物が他の産業等の資源として活用され、全体としていかなる形の廃棄物も生み出さない「循環型社会」を構築しようという考え方。

「新エネルギー」

太陽光発電・熱利用、風力発電、雪氷熱利用など、技術的には実用化可能であるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーをすすめるとともに、環境にやさしい新しいエネルギーの導入・活用をめざします。

施策 内容

●省資源・省エネルギー対策の推進〔環2-4-1〕

- 地球温暖化対策のため、地球温暖化防止計画を策定し、市が率先して取り組むとともに、市民・事業者にも省資源・省エネルギーに対する協力を求めています。
- 環境施策に関する情報ネットワークづくり、環境施策プロジェクトの研究など広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討していきます。

●新エネルギー導入の推進〔環2-4-2〕

- 省エネルギーの推進・新エネルギー*導入を計画的にすすめていきます。
- 公共施設等における太陽光・太陽熱利用、天然ガス自動車等の導入など、行政における新エネルギーの利用推進とあわせて、市民・事業所への新エネルギー導入を啓発・促進します。





保谷駅とはなバス

安全で快適に暮らすまちづくり

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保はかせません。

快適な居住空間の整備と駅周辺・道路・交通環境の整備により、日常生活における市民の利便性の向上を図るとともに、防災・防犯に取り組むなど、安全に暮らせるまちづくりをすすめます。

安全で快適に暮らすまちづくり

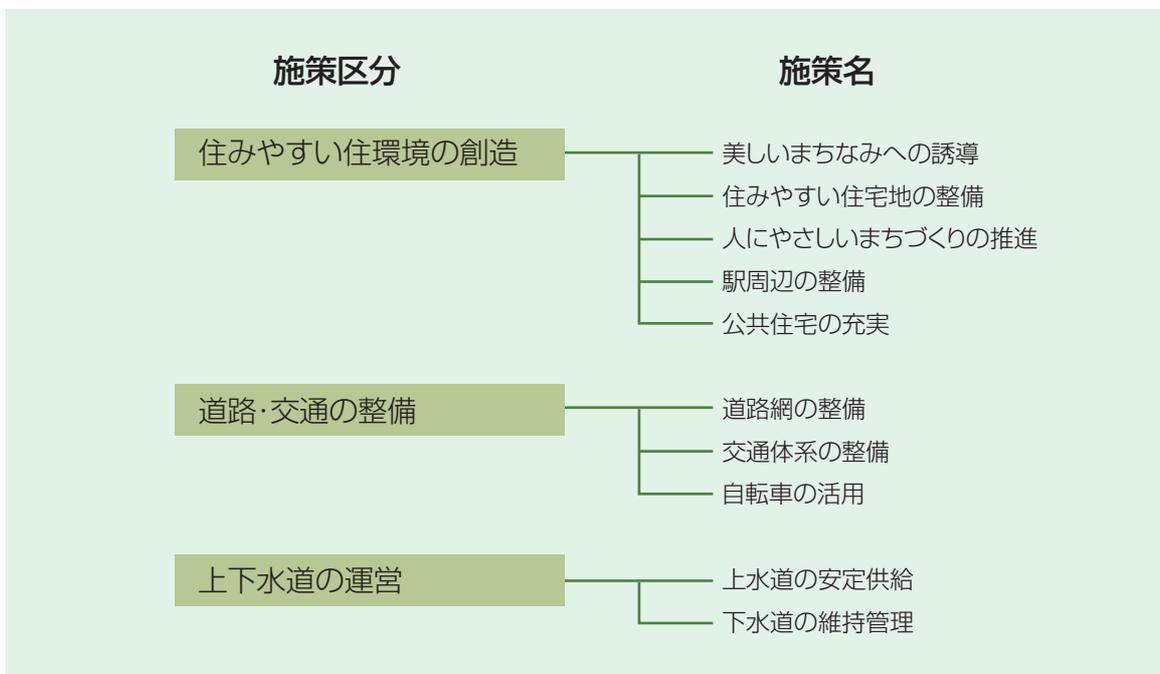
『安全で快適に暮らすまちづくり』は、次の2つの視点で取り組みます。

快適な日常生活のために〔安1〕

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティバス（はなバス）のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。



安全な暮らしのために〔安2〕

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

施策区分

施策名

災害に強いまちづくり

防災基盤の整備
救助・救急体制の充実
雨水溢水対策の充実

防犯・交通安全の推進

防犯体制の充実
交通安全の推進

住みやすい住環境の創造

現状 課題

快適な日常生活をおくるためには、計画的に土地の利用方法を検討したり、商業地や駅など多くの人が利用する空間の整備をすすめていくことが重要です。

本市の土地の利用用途は、宅地の割合が約6割と非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が望まれているところもあります。

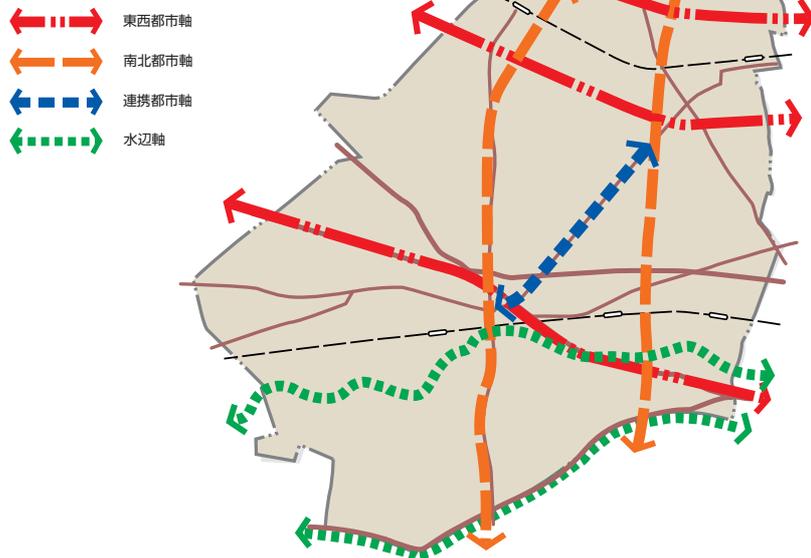
今後は、良好な都市環境の確保に努めるため、都市計画マスタープラン*や住宅マスタープラン*を策定し、計画的にまちづくりをすすめるとともに、道路・公園・駅等の公共空間や各種施設のバリアフリー化など福祉のまちづくりをすすめていくことが重要です。

さらに、公営住宅や公団住宅などの建替えの際には高齢者等のニーズに応じた住居形態や周辺環境に配慮した整備をしていく必要があります。

背景 データ

■ 西東京市将来都市構造図

(西東京市都市計画マスタープラン(素案)より)



用語解説

「都市計画マスタープラン」

本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、総合計画などを踏まえて、都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、各地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、都市づくりの総合的な指針となる計画のこと。

「住宅マスタープラン」

地域の特徴等を踏まえ、安全・快適な居住環境を目標にした、総合的な住宅政策の基本的な方針をまとめたもの。

「宅地開発等に関する指導要綱」

市内の宅地開発事業に関し、事業者の行うべき施設整備等の事業実施基準や手続きについて、必要な事項を定めるもの。市民の快適な生活環境および良好な都市環境の確保を図ることを目的としている。

「タウンモビリティ」

障害・病気・ケガ・高齢などのため、常時または一時的にスムーズな移動が難しい人々に、電動スクーターや車椅子などを無料で貸し出し、ショッピングを含め、街の諸施設を利用できるようにするシステム。

市民、事業者および行政が協働し、計画的にまちづくりをすすめることにより、住みやすい暮らしの空間を創ります。

施策内容

●美しいまちなみへの誘導【安1-1-1】

- 都市計画マスタープランを策定し、地域の特性をいかし自然と都市機能の調和した良好な都市づくりを計画的にすすめていきます。あわせて、地域固有の景観形成を誘導するための制度等を検討します。
- ゴミ・ゼロ運動など市民の自主的な活動を支援していくとともに、環境美化の取り組みについて検討していきます。

●住みやすい住宅地の整備【安1-1-2】

- 住宅マスタープランを策定し、住みなれた地域でいきいきとした生活をおくれるよう、魅力ある居住空間をめざしていきます。
- 良好な生活環境の確保のため、建築基準行政の取り組みについて検討します。

●人にやさしいまちづくりの推進【安1-1-3】

- （仮称）人にやさしいまちづくり条例を制定し、住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちづくりをすすめます。また、無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備を図るため、宅地開発等に関する指導要綱*の条例化を検討し、あわせて人にやさしいまちづくりを推進するためのしくみを検討します。
- 市内の全駅にエレベーター・エスカレーターを設置していくほか、道路や交通機関、公共施設などを安全に利用できる環境を整備していくとともに、タウンモビリティ*について調査研究していきます。
- 人にやさしい歩行者空間の確保のため、段差解消や電線の地中化を関係機関と連携をとりながらすすめていきます。

●駅周辺の整備【安1-1-4】

- 本市北部の商業中心拠点であるひばりヶ丘駅周辺の整備を推進します。南口側は、都市基盤整備公団が整備を計画している都営亦六住宅跡地の開発にあわせて、自転車駐車場や市政窓口などを整備します。北口側は、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、都市計画道路とのつながりを踏まえたまちづくりに取り組みます。
- 生活に身近な商業施設が集積した保谷駅周辺は、南口地区を市街地再開発事業として、快適で安全な買物環境・良好な住宅環境となるよう整備をすすめます。

●公共住宅の充実【安1-1-5】

- 老朽化した市営住宅の建替えをすすめ、土地の高度利用と不燃化による住環境の向上を図るとともに、高齢者住宅などの確保に努めます。
- ひばりが丘団地の建替えに伴い、公共施設や高齢者住宅などの確保について、都市基盤整備公団に要請していきます。

道路・交通の整備

現状 課題

安全で快適な暮らしには、道路が整備されていることやスムーズに移動できる交通が整っていることが求められます。

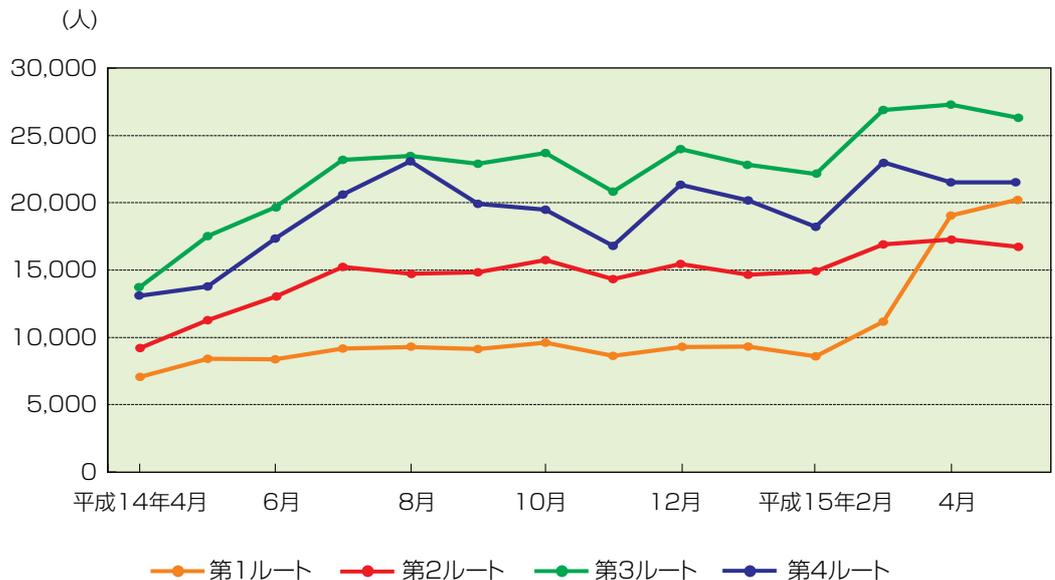
市内には、都道として主要地方道が8路線、一般都道が6路線ありますが、幅員が6メートル未満の部分があったり、歩道が整備されていないところが多いなどの問題があります。都市計画道路は37路線が都市計画決定されていますが、進捗率は全体で27%程度にとどまっているため、この整備促進が課題となっています。また、市道は805路線ありますが、幅員が4メートル未満の部分も多く、市民意識調査では重視すべき市の施策として「道路・交通環境の整備」が上位にあがっています。

今後とも、道路交通の円滑化を図るため、都道の整備を要請するとともに、歩行者の安全や震災・救急時の対応なども含め、都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、市道についても円滑な利用と市民の安全を確保するために、新設改良や拡幅など計画的に整備をすすめる必要があります。

道路などの基盤整備にあたっては、環境への配慮をしていくと同時に、公共交通のあり方や自転車の活用を検討するなど、交通需要マネジメントの視点から総合的・計画的な取り組みが求められています。

背景 データ

■ はなバスルート別利用者推移 (平成14年4月～平成15年5月)



道路・交通を整備し、市民の日常生活における利便性、安全性の向上をめざします。

施策 内容

●道路網の整備〔安1-2-1〕

- 幹線道路については、円滑な車両交通の流れを確保するため、都市計画道路を中心に整備をすすめ、住宅地や駅周辺などにおける通過交通の侵入を抑制するとともに、避難路としての防災性を高めていきます。特に調布保谷線については、ゆとりある歩道や植栽帯等で構成される環境施設帯を備えた広幅員の幹線道路として整備します。
- 通勤、通学、買い物などで日常的に利用する生活道路については、安全・快適に利用できるよう整備をすすめます。また、道路整備計画を策定し、交通危険箇所を優先的に局所改修するなど、新設改良や拡幅を計画的に推進していきます。
- これらの道路の整備にあたっては、歩車道の分離や歩道の広幅員化をすすめ、歩行者や自転車利用者の安全を確保していきます。

●交通体系の整備〔安1-2-2〕

- 市内の交通問題を解決するとともに、将来に向けてより快適な市民生活を実現するために、市民・事業者・行政が一体となってめざす目標や具体的な取り組み方向を示す総合的な交通計画を策定し、体系的に整備をすすめます。
- 交通不便地域の解消と公共施設への利便性の向上を図るため、コミュニティバス（はなバス）の運行について計画的に推進していきます。
- 鉄道の連続立体交差化にむけて、広域的に連携しながら調査・研究・要請していきます。

●自転車の活用〔安1-2-3〕

- 環境にやさしい身近な交通手段として、自転車の活用を促進します。そのための基盤整備として、市内の全駅に有料の自転車駐車を整備します。
- 自転車の活用を重視した取り組みとして、自転車の安全・快適な通行の確保や、商店街と連携してまちの賑わい・活性化を支援する方策などについて調査・研究していきます。

上下水道の運営

現状 課題

本市の水道事業は、東京都水道事業の事務委託を受け、安全で良質な水を安定して供給できるよう、水道施設の維持管理や水質の安全確保などに努めてきました。一方、東京都は、多摩地区水道経営改善基本計画*を策定し、東京都水道事業への統合をすすめています。

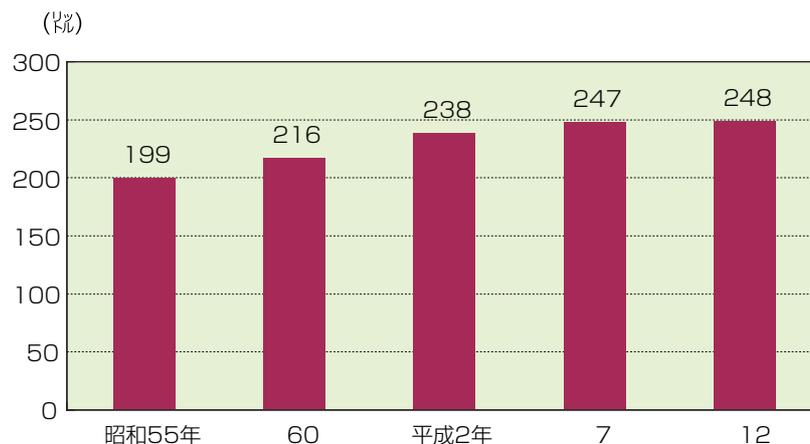
平成15年度の業務運営計画に基づく水道事業の内容は、給水人口185,000人、年間配水計画2,172万2千立方メートル、配水管の管理延長322,000m、水源の内訳は都補給水73.8%、自己水源26.2%となっています。今後とも給水人口の増加や新たな開発、老朽化した配水管の布設替などの水道需要や、災害時における重要なライフラインとしての位置づけなどに対し、東京都と緊密な連携をとりながら、計画的な事業運営に基づき、安全な水を安定して供給していくことが必要です。

また、公共下水道事業の汚水整備は、快適な市民生活には不可欠な都市基盤整備です。

現在の整備面積は市全域の100%、1,585haで、区域内の水洗化普及率は95%となっており、今後は老朽化した排水管の布設替やポンプ場の維持管理のほか、未水洗化世帯への水洗化の促進に努めていくとともに、下水道事業のよりいっそうの効率化を図るため、広域・共同化による下水道事業の運営について、関連自治体との取り組みも必要です。

背景 データ

東京都における家庭での1人当たりの使用水量（1日当たり）



資料：東京都水道局 平成12年度 生活用水実態調査

上下水道の安定運営と維持管理に努め、市民の生活を支えます。

施策 内容

●上水道の安定供給〔安1-3-1〕

- 水道事業については、東京都と緊密な連携のもとに、計画的な運営に努めていきます。
- 水質の安全確保を図るため、水質検査の監視体制を継続するとともに、老朽化した配水管や石綿管*の布設替をすすめていきます。
- 水資源の確保を図るため、市民・事業者へ節水意識を高めていきます。
- 水道施設は重要なライフラインの一つであり、浄水所は地震発生時における給水拠点でもあるため、震災に強い配水管の布設、災害時における給水体制の整備などについて東京都とともに取り組んでいきます。

●下水道の維持管理〔安1-3-2〕

- 下水道事業の汚水整備については、老朽化した排水管の布設替やポンプ場の管理など計画的な維持管理に努めていくほか、未水洗化世帯への水洗化を促進していきます。
- 下水道事業の経営の安定化を確保していくとともに、よりいっそうの効率化を図るため、東京都や関連自治体と連携しながら、広域・共同化による下水道事業の運営について研究していきます。

用語解説

「多摩地区水道経営改善基本計画」

平成15年6月に東京都水道局が策定した多摩地区の水道事業に関する経営改善の基本的な考え方を明らかにした計画。効率的な事業運営とさらなる市民サービスの向上を図ることを目的として、多摩地区25市町に事務委託している水道事業を、今後10年間で東京都の直接運営に切り替えることを主な内容としている。

「石綿管」

石綿(アスベスト)繊維とセメントを原料とし、整形、養生して管状にした材料。耐用年数が短く、他の管材料と比べて老朽化したときの強度が著しく低いために、漏水の原因となりやすい。

災害に強いまちづくり

現状 課題

地震や火災などさまざまな災害から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるよう災害への備えを整えることは、重要な取り組みです。

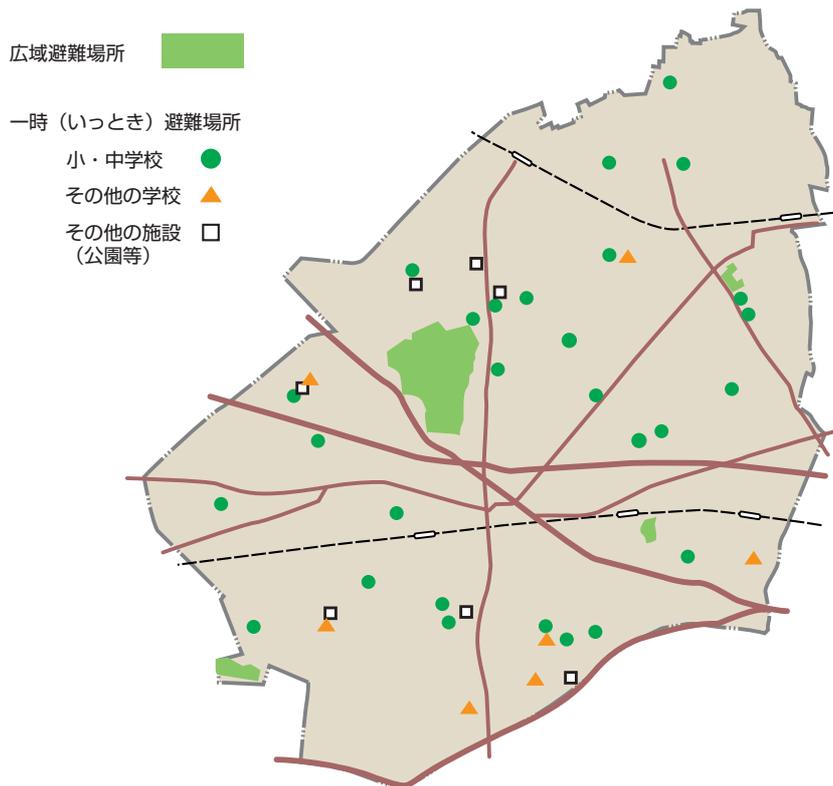
本市では地域防災計画を策定し、避難所の確保、防火水槽の設置、緊急物資の備蓄、防災無線の整備など、防災基盤や緊急時の体制を整えています。また、災害から地域ぐるみで地域社会を守るための防災連携態勢の確立を図っています。

今後は、引き続き防災基盤を充実させ、災害に強い安全なまちづくりをすすめていくことが必要です。さらに、防災意識の向上を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の助けあいの精神をもった防災市民組織づくりの育成・助言等を行うとともに、関係機関・近隣市や姉妹都市などとの広域的な相互協力体制を整えることも重要です。

また、都市化の進展に伴い、市内には台風や集中豪雨で雨水が溢れる箇所があります。既設の雨水管の管理体制の整備と、計画的な溢水防止の対応が求められています。

背景 データ

■ 西東京市広域避難場所および一時（いっとき）避難場所



市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備を計画的にすすめ、災害に強い安全・安心なまちづくりをめざします。

施策 内容

●防災基盤の整備〔安2-1-1〕

- 防災意識の高揚を図るとともに、防災市民組織づくりを促進し、市民主体の地域での防災体制を整えます。
- 防火水槽の設置、防災備蓄倉庫*の設置、防災無線の整備など計画的に防災基盤を整えていきます。
- 地域消防組織としての消防団の強化を図られるよう、消防団員の確保、消防団詰所の整備、消防ポンプ車の購入などを計画的にすすめていきます。

●救助・救急体制の充実〔安2-1-2〕

- 災害から地域ぐるみで地域社会を守るための防災連携態勢の確立を図っていくとともに、消防署や医療機関など関係機関との連携を強化し、地域における救助・救急体制を整えます。
- 近隣市や姉妹都市など、関係自治体との災害時における広域的な相互協力体制を整えます。

●雨水溢水対策の充実〔安2-1-3〕

- 既設の雨水管の管理体制を整え、緊急性の高い地域を中心に、面的な雨水溢水対策を計画的に推進します。
- 公共施設や家庭などへの雨水浸透・貯留施設の整備をすすめると同時に、貯留雨水の活用も促進します。
- 集中豪雨等による都市災害を解消するため、引き続き白子川の改修をすすめ雨水処理能力の向上をめざします。



用語解説

「防災備蓄倉庫」

災害時用食糧・生活用品・災害対策用医療資材セット等を備蓄保管するため、小・中学校等に設置している倉庫。

防犯・交通安全の推進

現状 課題

市民意識調査によると、住みよい暮らしのために市が取り組むべき優先度の高いものとして、防犯対策、交通安全対策が上位にあがっています。また地域に必要なものとして街路灯をあげる人の割合が非常に高くなっています。このように、まちで安心して暮らしていくためには、防犯対策、交通安全対策ともに重要な位置にあります。

警察など関係機関の取り組みはもとより、地域を守る観点から市や市民の行動も求められています。

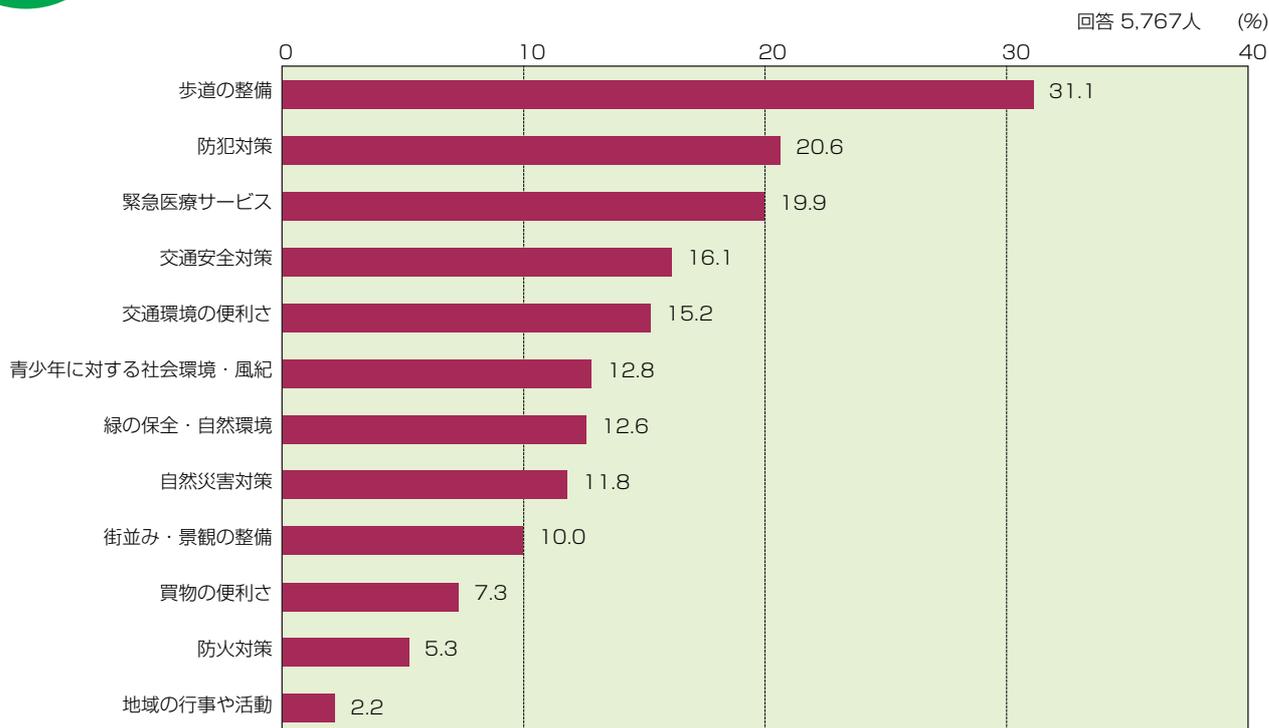
防犯については、防犯協会等地域の関係団体との連携、PTAなどでのパトロール、子どもが危険を感じたときに助けを求めることができる「子ども110番の家*」への協力など、地域一体となって防犯に努める必要があります。

また、市内において交通事故は年間1,100件程度発生していますが、なかでも高校生以下の事故や高齢者の事故が目立つとともに、特に朝・夕の通勤・通学時間帯での発生や出会いがしらの事故が多くなっています。このため生活道路への通過車両の抑制、道路標示等の改善、通学時の安全確保などのほか、交通安全についての啓発が求められています。

背景 データ

住みよいまちづくりのために西東京市が取り組むべきこと

(平成13年度市民意識調査より)



防犯や交通安全を推進し、安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

施策 内容

●防犯体制の充実〔安2-2-1〕

- 市民生活の安全を守るために条例を制定し、防犯協会等地域の関係団体との連携や市民との協力を深め、地域ぐるみで防犯体制を整えていきます。
- 交番の設置やパトロールの強化などを東京都に要請するとともに、夜間における市民の安全確保のため、街路灯を整備したり、私設の街路灯設置の支援を行います。

●交通安全の推進〔安2-2-2〕

- 交通安全意識を高めるため、関係機関と協力しながら交通安全キャンペーンや交通安全教室を開催します。
- ガードレールやカーブミラー、道路のカラー舗装など、交通安全施設の整備を行うとともに、交通規制について関係機関に要請していきます。
- 子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員や交通安全協力員の拡充を図ります。



用語解説

「子ども110番の家」

子どもが通学途中などに身の危険を感じた時に避難できる家で、近隣市民の協力により実施。本市では「ピーポ君の家」という。



活力と魅力あるまちづくり

産業構造が変化するなか、市民や企業、行政相互による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれています。

これからは、市内に根づく活力ある産業を支え、新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集まる魅力あるまちづくりをすすめます。

活 力と魅力あるまちづくり

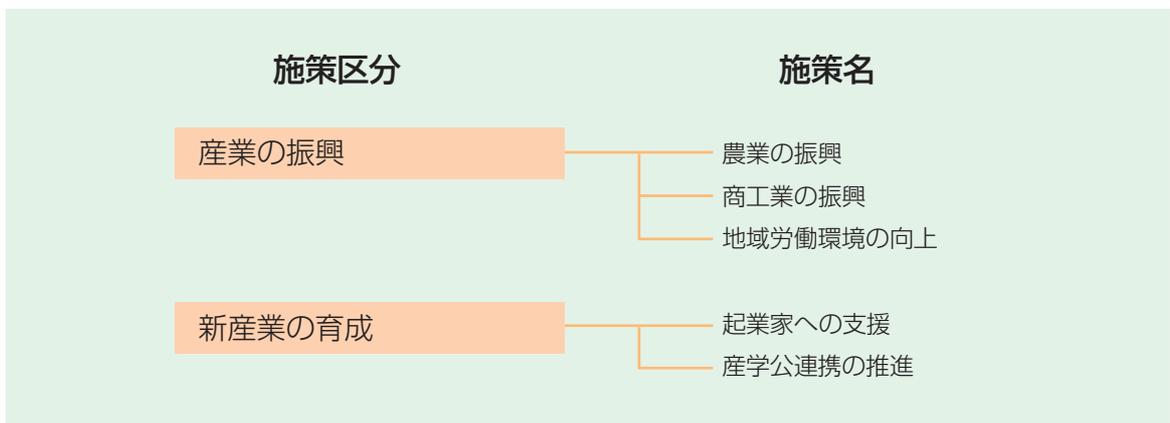
『活力と魅力あるまちづくり』は、以下の2つの視点で取り組みます。

活力ある産業のために〔活1〕

市場のニーズに応じて産業構造が変化するなか、本市においては農業の経営耕地面積の減少、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、よりいっそうの振興を図るとともに、労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携等を推進していくなかで、地域の活力の創出を図っていきます。



人が集まるまちになるために〔活2〕

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集しやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりをすすめるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

施策区分

施策名

まちの魅力の創造

- 水に親しめる環境の整備
- 歩いて楽しめる散歩道の整備
- 観光資源の研究

産業の振興

現状課題

経済のグローバル化・情報化の進展により、さまざまな産業の生産拠点が海外に移ったり、新たなビジネスチャンスが生まれたりするなど、市場のニーズを察知して産業界は常に変化しています。

本市においても、農業の経営耕地面積の減少、大手工場の移転や規模縮小などにより、産業構成としては第3次産業の占める割合がますます高くなっていますが、農業・工業についても今後とも新たな展開が期待されます。特に農業については、食の安全性や新鮮な生産物の供給の観点からの期待も高く、農地の積極的な保全とともに地域での流通・販売の促進が望まれています。

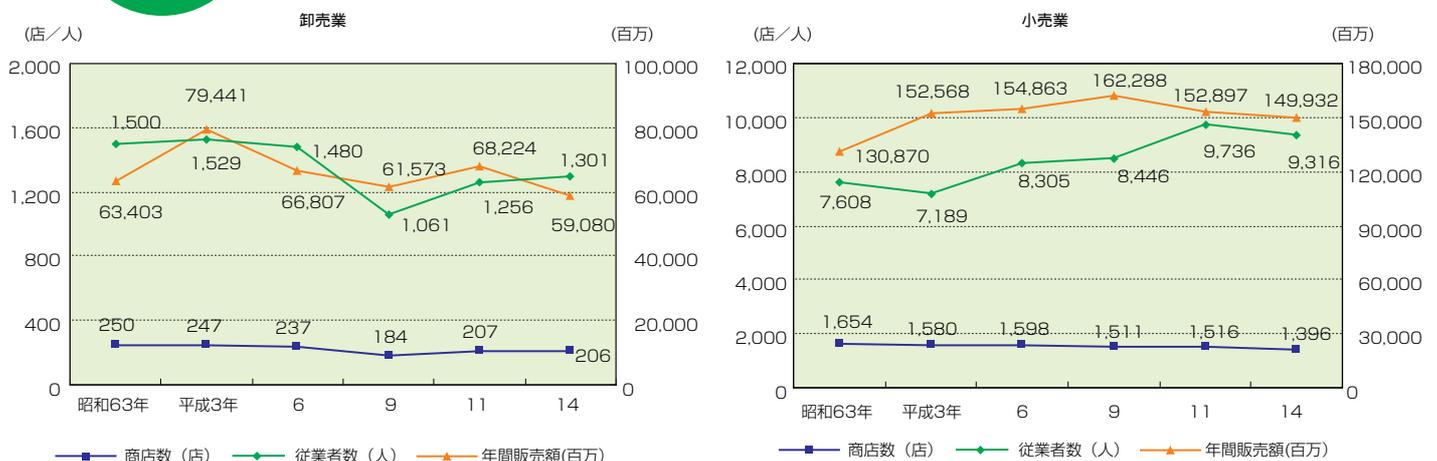
また、工業については、小規模であっても技術力の高い工場が市内に点在するなど、今後とも市内の産業としての発展が期待されます。商業については、その活性化が活力あるまちづくりには欠かせないものです。消費者のニーズを的確にとらえた商業展開とともに、商業者と地域住民との連携によるまちづくりが期待されます。

そしてこれからの西東京市では、都心に近いという地理的利点を生かし、システム開発センターなどの情報産業など、大規模な用地を必要としない形態の産業の発展が期待されます。

産業が活性化することは、地域経済の発展にもつながり、市民にとっても就業の機会が増えることにもなります。関係機関と連携しながら働く場としての西東京の魅力も高めていく必要があります。

背景データ

■ 西東京市の商店数、従業者数、年間販売額の推移



資料：商業統計調査報告

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

施策内容

●農業の振興〔活1-1-1〕

- チップ化した剪定枝や生ごみを堆肥化し利用するなど、できるだけ農薬や化学肥料の使用を抑えた農業を推進します。市内で生産される農産物等の商品価値を高め、収益性の高い産業として魅力のある農業経営となるよう支援します。
- 市民が生産の喜びと農業に対する理解を深められる機会を提供したり、地産地消を促進するなど、多面的に振興を図ります。

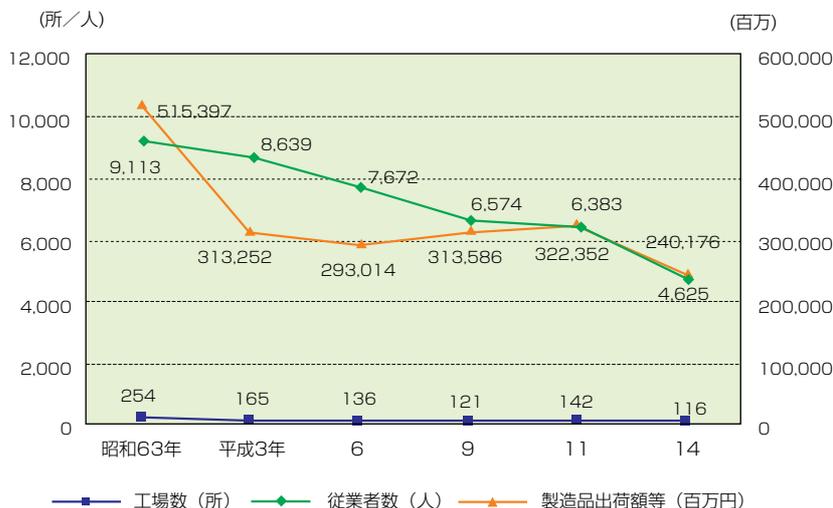
●商工業の振興〔活1-1-2〕

- 魅力ある商業や商店街をつくっていくリーダーを養成したり、商店街等の組織力を強化するための、広域的な組織づくりをすすめます。そして、商工業者と生活者のパートナーシップによる商店街やまちづくりがすすめられるよう、しくみをつくっていきます。
- 中小企業者に対しては、自主的な経済活動を促進し、経営の安定を図るための支援をしていきます。
- 商工業の振興を図るため、拠点整備の検討をします。
- 情報産業など大規模な用地を必要としない形態の産業を誘致するための方策を検討していきます。

●地域労働環境の向上〔活1-1-3〕

- 関係機関と連携し市民の就職機会を提供したり、国の中小企業者の退職金共済制度への加入を促進するなど、地域内の事業所やそこで働く人の労働環境改善を支援します。

■ 西東京市の工場数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査報告

新産業の育成

現状 課題

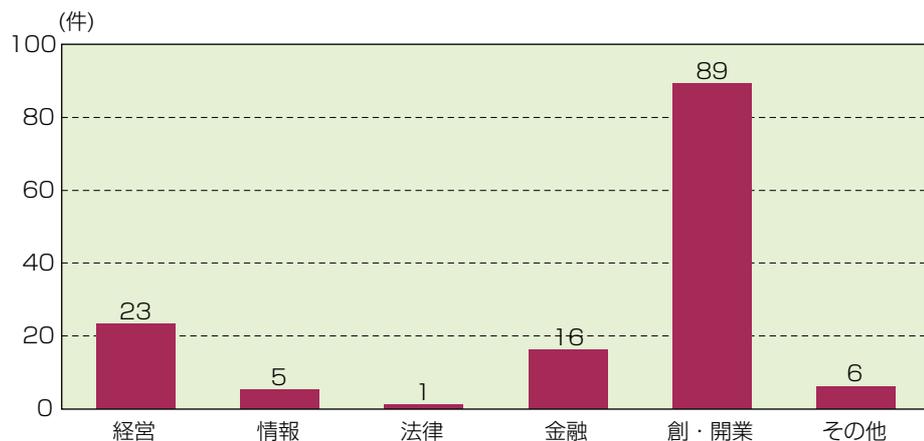
本市の既存産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、事業主の高齢化による後継者不足、不況や消費行動の変化による売上高・事業所数の減少、また、大規模企業の工場移転の動きなど、市内全体において変化が生じています。

そのなかで、新たな活力を生み出す方策として、コミュニティビジネス*など地域に根ざした業態やコミュニティFM*やケーブルテレビ(CATV)*などの高度情報通信を活用した新産業の育成から、パソコンを活用したSOHO*や、大学等の研究機関の技術を商品化するための機関の設置など、起業・創業への期待が寄せられています。

個人が創業する際の気軽に相談できる窓口の充実や関係機関との連携、また、研究機関や事業者間を結ぶコーディネート役が必要となっています。

背景 データ

■ 西東京創業支援相談センターへの相談例 (平成14年7月～平成15年3月実績)



起業・創業に対する支援を行い、新たな地域産業の活性化をめざします。

施策 内容

●起業家への支援〔活1-2-1〕

○ベンチャービジネス・SOHOなど、これから起業・創業を行う人に対して、事業内容、資金などの相談やアドバイスを行うとともに、その動きを誘発する助成や空き店舗活用、人材育成支援などを行います。

●産学公連携の推進〔活1-2-2〕

○市内外の大学等の研究機関と事業者および行政が共同または連携して行う「知的資源」を活用した起業や事業化について、コーディネートおよびマッチングを行うほか、新たな展開を模索する異業種間の交流・連携についての調査・研究をすすめます。



西東京創業支援相談センター

用語解説

「コミュニティビジネス」

高齢者の生活支援や子育てサービス、教育、環境など地域ニーズに対応し、身近な地域で、地域の資源を活用して行う小規模ビジネスのことをさす。利益の追求だけにとどまらず、地域の問題を解消していくことをめざすもの。

「コミュニティFM(放送局)」

平成4年1月に郵政省により制度化された、市町村に開設するFMラジオ局のことをいい、地元のニュースを中心に、住民参加型で放送をつくっていく地域密着型のメディア。

「ケーブルテレビ(CATV)」

アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビのこと。双方向通信が可能で、回線は電話・インターネットにも用いられる。CATVとは、community antenna television(共同体アンテナテレビ)の略。

「SOHO」

「Small Office Home Office」(スモールオフィス・ホームオフィス)の略で、情報通信技術(IT)を活用して事業活動を行っている従業員10名以下程度の規模の事業者のことをさす。

まちの魅力の創造

現状 課題

人が集まるまちになるためには、地域産業の活性化だけではなく、同時に特徴あるまちづくりが必要です。例えば、景観が整えられた地区や商業を集積させた地区、またはみどりの環境を活かした環境保全地区など、特徴のある空間を人々は楽しみに訪れます。

このような特徴あるまちづくりとして、本市では屋敷林や寺社林を保全し、豊かな自然環境を活かした散歩道を整備するなど、住まいのまちとしてやすらぎと落ち着きを重視してきました。

しかし、景観面も含めた市全域にわたる特徴づくりやさまざまな資源の活用はこれからも展開の余地があり、人が集まるまちとして市内外への周知も求められます。

これからの魅力あるまちづくりには、引き続き自然環境を活かしたまちづくりをすすめるほか、交通機関や商工業との連携や人が集まるきっかけづくり、さらに地域資源の発掘・研究などが欠かせません。



自然環境を活かした特徴あるまちづくりをすすめ、人が集まるまちとなるための魅力を向上させるとともに、人が集うきっかけづくりや観光資源の研究に取り組みます。

施策 内容

●水に親しめる環境の整備〔活2-1-1〕

○市街地を流れる水辺空間を活用し、水とみどりに親しめる憩いの空間にするため、石神井川沿いは、市民に開放された親水広場の整備を検討し、長期的には川沿いのほぼ全線について親水機能のある快適な空間の再生を図ることをめざします。

●歩いて楽しめる散歩道の整備〔活2-1-2〕

○市内に点在する公園や寺社、散歩道などをネットワーク化し、散策ルートの設定を行うなど、歩いて楽しめる魅力ある空間づくりをすすめます。
白子川などふたかけ河川については、緑道化を図ります。
○東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出します。

●観光資源の研究〔活2-1-3〕

○人が集う魅力あるまちをめざして、市内の憩いの場や交通機関、商店街や特産物などのさまざまな観光資源の活用など、まちの魅力の創出と人が集まるきっかけづくりを研究し、実現へ向けての方策を検討します。



ふれあいのまちづくり シルバー昼食会

協働で拓くまちづくり

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりには、市民と行政のパートナーシップによる推進が不可欠です。

これからは、地域での市民の活動を支えるとともに、市民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、市民・企業・行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりをすすめます。

『協働で拓くまちづくり』は、以下の2つの視点で取り組みます。

まちを支える市民のために〔協1〕

まちに暮し、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

施策区分

施策名

市民主体のまちづくりの推進

- コミュニティ活動の支援
- コミュニティ施設の充実
- 市民交流の推進

協働のまちづくりの推進

- 市民参加の推進
- 市民との協働
- ボランティア活動の推進

持続発展するまちであるために〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚ましい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。

施策区分

施策名

開かれた市政の推進

- 広報広聴の充実
- 積極的な情報公開

地域情報化の推進

- 暮らしの情報化
- 地域経済の情報化
- 行政の情報化

健全な自治体経営の推進

- 行財政改革の推進
- 行政評価の実施
- 行政サービス体制の見直し
- 市民が利用しやすい庁舎づくり
- 分権時代にふさわしい職員づくり
- 広域行政の推進

市民主体のまちづくりの推進

現状 課題

人口の流動化、核家族化、少子化等の変化をうけて、地域との関係をもたない人が増えるなど、コミュニティが希薄になる傾向がみられます。市内においても自治会・町内会のない地域もある一方で、「子育てを応援してほしい」「一人暮らしで話し相手がほしい」など、地域での支えあいへのニーズは高まっています。

「ご近所さん」という地縁型のコミュニティに限らず、趣味や学習の集まり、子育て仲間など、テーマ型のコミュニティ活動が生まれるきっかけづくりや育つための支援などが求められています。一方、防災・防犯面などではこれまでどおりの地域でのつながりが重要であることには変わりありません。

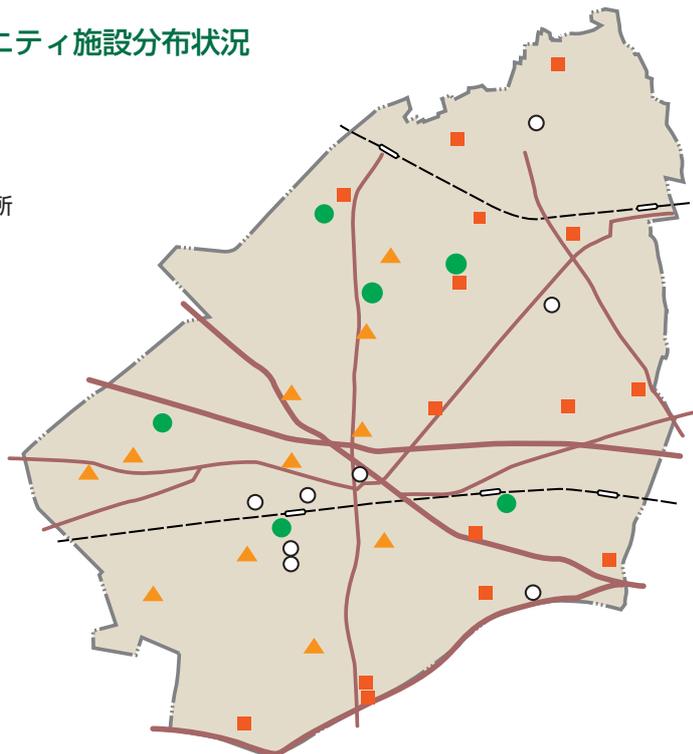
市内には、市民相互の交流の場・自治活動の場として公民館や地区会館、集会所、コミュニティセンターなどが整備されています。これらの施設は地域住民の生涯学習の場としての需要が高いこととあわせて、親子交流や世代間交流、団体交流の場として、また青少年の活動の場としての期待も高まっています。

今後は、新しいコミュニティが生まれるためのきっかけづくり、活動を活性化させるための場の確保などが必要です。また、市内には多様な施設がありますが、使いやすい施設とするための工夫や、より多くの市民がふれあうための機会が求められています。

背景 データ

■ 西東京市コミュニティ施設分布状況

- 公民館
- ▲ 地区会館
- 市民集会所
- その他



市民の視点にたった活動の場や機会を充実させ、市民が主体的にいきいきと“まち”で暮らすための条件を整えます。

施策 内容

●コミュニティ活動の支援〔協1-1-1〕

- 公民館や地区会館、集会所、児童館などを通じて生まれる、趣味のグループや子育てのサークルなどのコミュニティ組織が活動しやすいような環境の充実を図ります。地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。
- 自治会・町内会や市民の主体的な地域活動など、地域コミュニティのあり方について研究・検討していきます。

●コミュニティ施設の充実〔協1-1-2〕

- 市内には多様なコミュニティ施設*があります。現在ある施設を有効に活用しながら、今後は、さらにより市民が利用しやすいよう各施設の運営方法等を検討するとともに、老朽化が進んでいる施設を計画的に改修し、コミュニティ施設の充実を図ります。

●市民交流の推進〔協1-1-3〕

- 姉妹都市である山梨県須玉町・福島県下郷町との交流を増やすため、児童・青少年のキャンプやスポーツ、文化・芸術交流、お互いのまつりへの参加などといったさまざまなテーマで機会をつくるとともに、あらたな友好都市との交流について検討していきます。
- 高齢者と児童、核家族の子育て世代と祖父母世代との交流など、世代間の交流の機会をつくります。
- 市民交流の場である市民まつり*をさらに活性化するよう支援していきます。

用語解説

「コミュニティ施設」

町会や自治会、小学校区などを単位とした地域（コミュニティ）活動の拠点となる場所や、市民活動を通じて、よりよい地域づくりをめざす市民交流施設。公民館、児童館、コミュニティセンター、地区会館などがあげられる。

「市民まつり」

西東京市の誕生を機に、それまでの「市民まつり」「産業まつり」「農業祭」を統合してできたイベント。11月ごろに行われ、芸能、出店、直売などで賑わう。

協働のまちづくりの推進

現状 課題

地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。

市民がまちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをよりいっそう充実させていくことが必要です。また、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し協力することも必要です。

本市では市民参加条例を制定し、平成14年10月から施行しています。この条例では、市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の信頼関係に基づく協働をすすめ、相互の協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現することを目的としています。あわせて、政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図ることによって、より市民のニーズに合った企画・立案を行っていくことも目的としています。

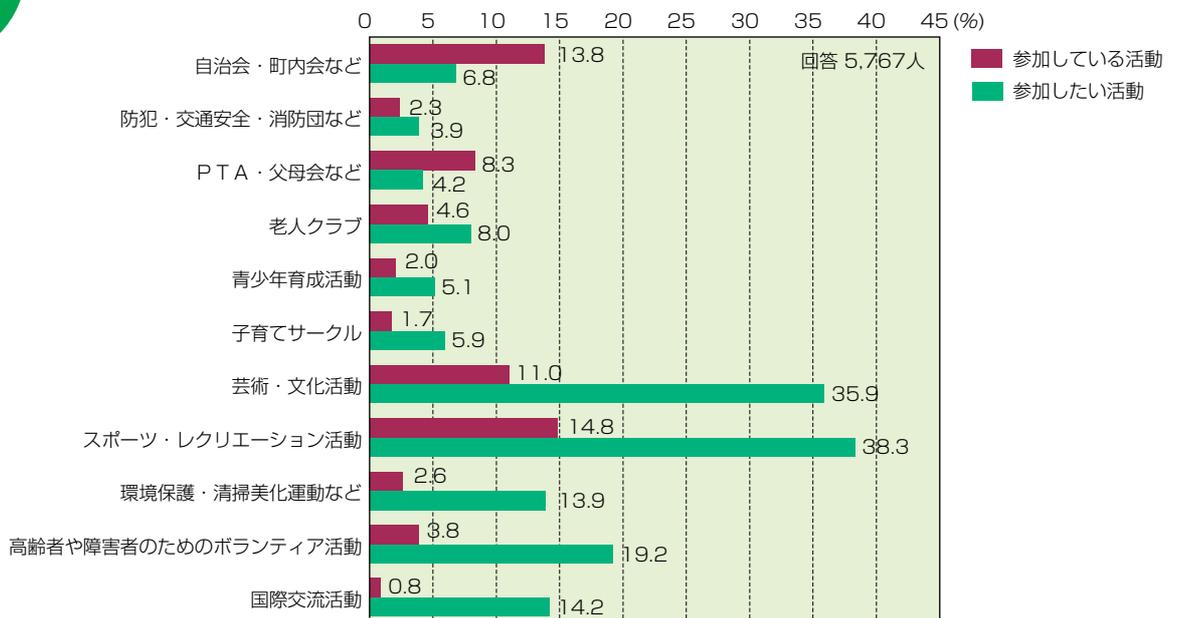
市民参加の推進とあわせて、市民との協働、ボランティア活動の推進を図っていくことも必要です。地域の課題解決や、市民ニーズの多様性に応えるためには、市民活動が育ちやすい環境を整えるとともに、NPO等との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

市では、市内唯一の大学である武蔵野大学と相互協力に関する協定をむすび、積極的に協働をすすめています。

また、市民の自発的なボランティア活動を支援するため、地域に根ざしたボランティア活動の促進が望まれています。

背景 データ

■ 地域活動参加状況と参加したい地域活動 (平成13年度市民意識調査より)



責任をもって主体的にまちづくりに参画する市民と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりをすすめることをめざします。

施策内容

●市民参加の推進〔協1-2-1〕

- 「西東京市市民参加条例*」に基づき、市民意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会等への市民公募枠の確保や市民意見提出手続制度（パブリックコメント）*、市民説明会、市民ワークショップ*などを実施していきます。

●市民との協働〔協1-2-2〕

- 多元化する地域課題の解決や、多様化する市民ニーズへの対応には従来の画一的な行政サービスだけでは限界があります。個人・民間企業・NPOなどと市が、それぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くとともに、協力できる体制を整え、協働のまちづくりを推進していきます。
- 市内唯一の大学である武蔵野大学とは相互協力に関する協定に基づき、人事交流や人材育成、生涯学習の推進に取り組んでいきます。

●ボランティア活動の推進〔協1-2-3〕

- ボランティア活動に関する情報提供を行い、ボランティアをしたい人、してほしい人のマッチングをするなど、社会福祉協議会が運営する「ボランティア・市民活動センター」等と連携して、ボランティア活動、市民活動の支援を行います。
- ボランティア活動をさまざまな側面から支援するとともに、地域の活動に子どもたちが参加する機会を設けるなど、活動の担い手の広がりを促します。

用語解説

「西東京市市民参加条例」

平成14年10月1日に制定された、市民の意向を市政に反映させ、まちづくりを行っていくための条例。

「市民意見提出手続制度（パブリックコメント）」

市の政策立案過程において、市が策定した原案に対して、市民から意見を提出してもらう制度。

「市民ワークショップ」

さまざまな市民が集まり、討議や実地体験をとおり、課題・問題点を抽出し、解決の糸口を探ったりしていく会議の方法のこと。

開かれた市政の推進

現状 課題

地方分権の流れのなか、地方自治体は、行政運営の「自己責任」や「自己決定」を求められています。各地方自治体が判断を誤ることなく自己決定を行っていくためには、地域の状況や特性を踏まえる一方、市民ニーズを的確に把握し、政策判断することが重要です。

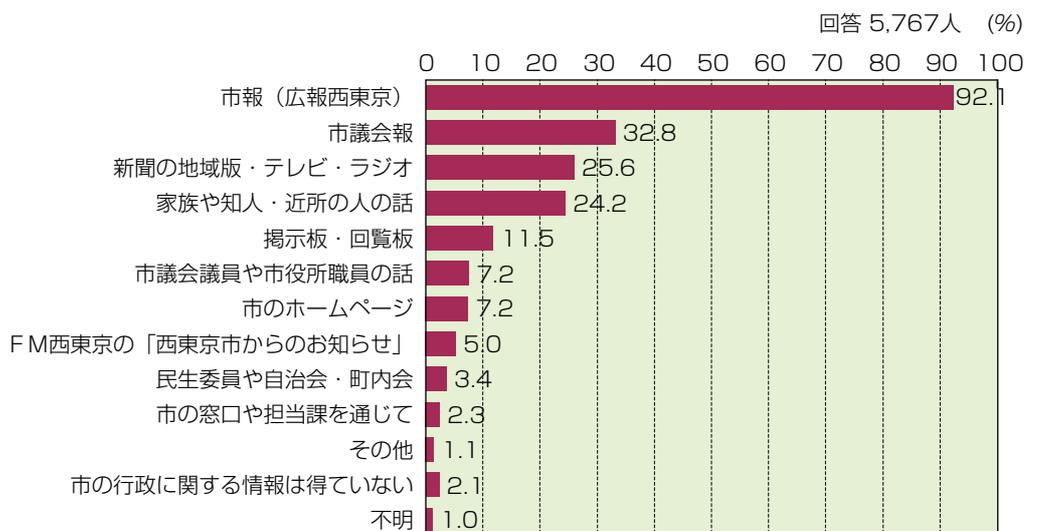
その過程においては、市民参加を推進するとともに、行政は、透明性を確保するための積極的な情報公開と、行政運営に対する説明責任を果たす必要があります。

本市では、市民がほしい情報を入手する方法の一つとして、田無・保谷両庁舎に情報公開コーナーを設け、各種行政資料を整備し閲覧に供するとともに、公文書の開示等を行っています。また、「広報西東京」をはじめとした広報紙の発行やホームページの拡充など、さまざまな媒体によって情報提供を行う一方、市民窓口をはじめ、手紙や電子メール等による市民からの意見・要望を集約するなど、開かれた市政の実現に取り組んでいます。さらにこれからも、よりいっそうの情報の提供・収集をすすめる必要があります。

しかし一方で、電子媒体や電子情報の利用の拡大に伴い、情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータウイルスも増加しており、これらの危険要因から個人情報や各種行政情報を守るため、細心の注意をはらったセキュリティ対策に取り組む必要があります。

背景 データ

■ 市政に関する情報源（平成13年度市民意識調査より）



市民が情報を得やすいしくみを整えるとともに、情報管理に関する職員の知識・運用の向上を図り、市民と市との双方向の情報交流や市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

施策内容

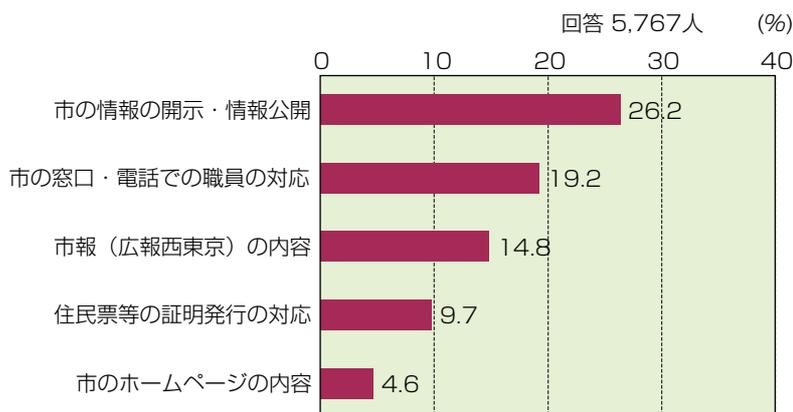
● 広報広聴の充実〔協2-1-1〕

- 市民が情報を得やすい環境の整備として、「広報西東京」、ホームページ、コミュニティ放送局を通して市民への情報提供を充実させます。
- 市民の意見を聴く手段としてモニターや懇談会の設置など、積極的な市民の声の把握に努め、市民と市との双方向の情報交流ができるしくみを実現していきます。

● 積極的な情報公開〔協2-1-2〕

- 市民への積極的な情報公開を推進するため、適切な窓口対応および公文書開示や行政資料の提供等を行い、情報公開コーナーを充実させます。
- 文書の電子化に対応した管理システムの構築を行い、情報公開手続の電子化をすすめるとともに、既存の情報提供施策のほかインターネットによる情報提供をよりいっそう充実させます。
- 情報提供のあらたな手法として「出前講座*」の検討を行います。
- これらの施策を有機的に活用し、市政の透明化、市民との市政情報の共有化をめざします。

■ 行政の対応として西東京市が優先的に取り組むべきこと（平成13年度市民意識調査より）



用語解説

「出前講座」

市が行っている仕事のなかで、市民が「聞きたい、知りたい」内容をメニューのなかから選んで、担当職員等が講師となって地域や学校に出向き、業務の取り組みや事業・施策などの話や説明をするもの。

地域情報化の推進

現状 課題

IT（情報通信技術）の急速な進展は、市民生活のあらゆる場面において、そのしくみや生活スタイルに大きな変化をもたらしています。

国では、平成12年に「IT基本法」を施行し「e-Japan戦略」に基づいた「電子政府」の構築を急速にすすめています。また、地方公共団体においても自治体経営や行政サービス、教育分野でのさまざまな取り組みが行われ、「電子自治体」の構築がすすめられています。

本市では、「地域情報化*の推進」を新市建設計画の重点施策の一つとして位置付け、図書館の蔵書の検索・予約、公共施設の予約などの市民サービスの取り組みをはじめ、「電子市役所」の構築に向けた整備をすすめています。

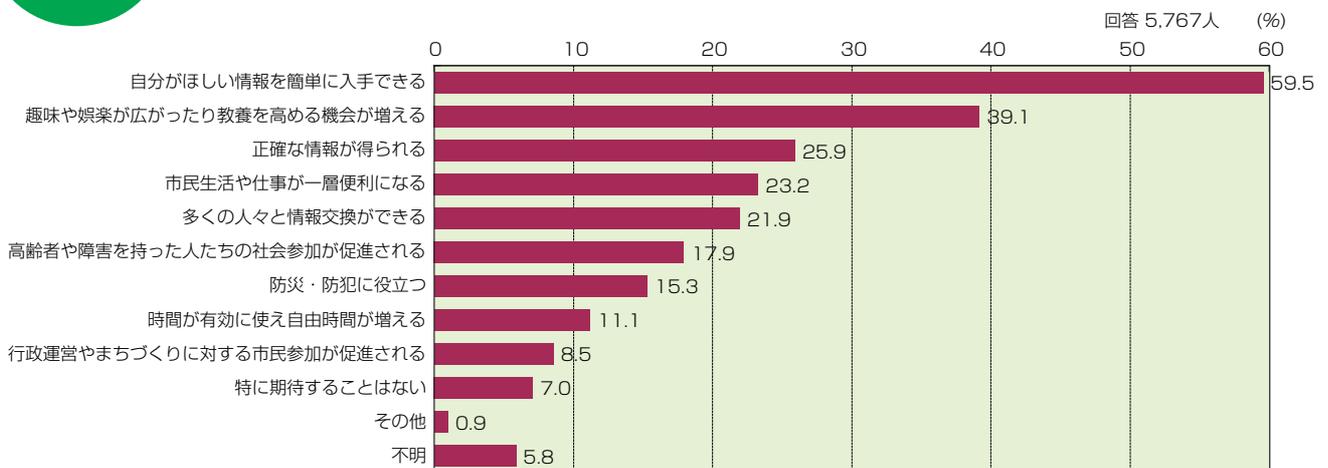
一方、「西東京市情報セキュリティポリシー*」を策定し、個人情報をはじめとした情報資源の保護に取り組んでいます。

今後は、日常生活に必要なあらゆる情報をその情報の特質を活かした媒体で提供し、だれでも簡単に情報を得ることができるしくみを整え、コミュニケーションを活性化するとともに、市民、事業者、行政との協働を視野に入れながら、容易にまちづくりに参加できるしくみをつくる必要があります。

さらに電子市役所化を推進し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報が得られる行政サービスについて、市民とのコミュニケーションを重ねながら検討する必要があります。

背景 データ

■ 情報化が進むことによる期待（平成13年度市民意識調査より）



人と人が出会い・対話する豊かな情報交流が生み出す、新しいかたちのコミュニケーション社会の創出をめざします。

施策 内容

●暮らしの情報化〔協2-2-1〕

- 地域情報化計画に基づき、こころの交流を大切にした地域情報化を推進します。
- 安全に暮らすことのできる防災・防犯・交通・環境の情報、安心して暮らすことのできる医療・福祉の情報などを、だれでも簡単に得ることができるしくみづくりをすすめます。
- 市民どうしのコミュニケーションや市民と行政のコミュニケーションを活性化し、人と人とのつながりを大切に育てるとともに、市民のアイデア、ノウハウ、知恵をまちづくりに活かせる情報化をすすめます。

●地域経済の情報化〔協2-2-2〕

- 地域経済が活性化し、にぎわいと活気があふれるまちとなるよう、特産品・新商品・各種イベント・求人・リサイクルなどのあらゆる情報を提供できるしくみを、市民・事業者・行政の協働により検討します。

●行政の情報化〔協2-2-3〕

- 時間や場所に制約されない行政サービスを提供するための電子市役所化を推進します。
- 各種の申請や手続き等がインターネットでできるしくみについて、東京都、区市町村との連携をとりながらすすめます。



用語解説

「地域情報化」

地域の市民（住民）・事業者（産業）・行政が、今以上に情報の流通を活性化し、地域を便利で快適な活力あるまちにしていくこと。

「西東京市情報セキュリティポリシー」

情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータウイルス等の脅威から本市の情報資源を守るため、総合的、体系的に情報セキュリティ対策をまとめたもの。

健全な自治体経営の推進

現状 課題

日本経済は、バブルの崩壊以降の長引く景気の低迷を反映して、依然として厳しさを増しており、今後とも予断を許さない状況下に置かれています。このようななか、地方自治体を取り巻く財政環境も極めて厳しい状況にあり、今後とも、山積する行政課題に対応するためには、自治体自らが行政全般について見直しを行い、自治体経営を健全な状態に維持していくことが必要です。

本市では、新たなまちづくりの実現に向けて、限られた財源、人的資源等を効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、平成14年7月、「西東京市行財政改革大綱*」を策定し、行財政運営の全般にわたり見直しをすすめてきました。今後も、本市を取り巻く財政環境が厳しさを増していくと予測されるなか、少子高齢化への対策、情報化への対応、環境問題への取り組みなどの新たな行政サービスへの需要の高まりや、行政サービスの担い手としての民間企業やNPOなどの進出、そして、自治体の自主性や自己責任に基づく施策の展開などに積極的に取り組んでいくために、よりいっそう行財政改革をすすめていくことが求められています。

これからの行政運営においては、費用対効果や市民満足度の視点から市政を評価し、より効率的に事務事業を実施するようなコスト意識、マネジメント意識をもった行政運営に努めていくほか、市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応するため、画一的・一律的なサービス提供のあり方を見直し、市民に便利で分かりやすいサービス提供に努めていくとともに、地方分権の時代にふさわしい自治体経営をすすめていく必要があります。

用語解説

「西東京市行財政改革大綱」

行財政の運営の基本的な考え方および実施計画をとりまとめたもの。

コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営、市民との連携による行政運営、市民に便利でわかりやすいサービス提供、の3つの視点のもと、70の実施項目を掲げている。

「西東京市人材育成基本方針」

高度化・多様化した行政需要に対応できるよう、職員の能力向上をめざして定められた人材育成の基本方針。

「専門委員制度」

地方自治法に規定されている専門委員をいい、地方公共団体の長が、専門の学識経験を有する者を専門委員として選任し、専門委員が調査研究を行った結果を、長が行政を執行するうえでの資料とする制度。

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営および市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

施策 内容

●行財政改革の推進（協2-3-1）

- 「西東京市行財政改革大綱」の進行管理を行いながら、健全で安定した行財政運営への取り組みや、適正な執行体制・人事体制の確立などをすすめ、行財政の効率化やサービスの向上をめざします。

●行政評価の実施（協2-3-2）

- 市民満足度の視点から事務事業を見直し、事務改善につなげるとともに、総合計画や個別計画の進行管理に役立てるため、本市の実態に合った評価制度の導入をめざします。

●行政サービス体制の見直し（協2-3-3）

- 市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応できるよう、多様なサービスの提供や窓口の改善など、市民から見てわかりやすく利便性が高いサービス体制の確立をめざします。
- 行政サービスの質の確保と責任の所在に留意しながら、民間企業やNPOへの事業委託など、市民との協働による行政運営を行います。

●市民が利用しやすい庁舎づくり（協2-3-4）

- 田無・保谷庁舎を有効に活用し、市民サービスの向上を図るため、当面は両庁舎の整備をすすめます。
- 市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の「1市2庁舎体制」の課題・問題点などを調査し、庁舎機能の整備・拡充について検討します。

●分権時代にふさわしい職員づくり（協2-3-5）

- 「西東京市人材育成基本方針*」に基づき、多様な派遣研修への取り組みや民間からの人材登用の検討等を行います。
- 今後ますます重要性を増すと考えられる政策開発や政策法務などの能力を有する人材の育成を図ります。
- 福祉などの専門分野における専門委員制度*の導入について検討します。

●広域行政の推進（協2-3-6）

- 広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業をすすめていきます。
- 幹線道路、河川、ごみ処理など広域的に対応すべき課題については、国・東京都および関連自治体との連携を強化していきます。

新市建設計画重点施策

(アクションプログラム)

- 1 (仮称) 合併記念公園の整備
- 2 コミュニティバスの運行
- 3 地域情報化の推進
- 4 ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進



(仮称)合併記念公園の整備

(仮称)合併記念公園は、東京大学原子核研究所の移転に伴い、広さ約45,600の跡地に西東京市の誕生を記念したシンボリックな公園として整備する計画です。

公園には、子どもの遊び場、みどりへの親しみ、災害時の避難場所など、多様な用途があり、市民の期待や要望も高くなっています。そこで、(仮称)合併記念公園は、「自然・人・生き物のふれあいの場」との考えを基に、市民ニーズを反映した「ゆとり」と「活気」のある公園として、また市民参加により継続的に守り育てていく公園、さらに防災機能を付加した公園をめざして整備をすすめています。

市民に親しまれるとともに、市外の人たちにも利用してもらえ、地域全体の活性化につながるような公園づくりを行っていきます。

[施策の展開]

市民との協働による愛される公園づくり

多くの市民が楽しんで利用できる魅力ある公園をつくっていくためには、市民の意見を広く取り入れるとともに、市と市民が適切に役割分担しながら、維持・管理を協働で進めることが求められます。

公園ボランティアなど、園内の自然環境や施設の維持・管理に市民が積極的に参加できるしくみを整え、市民の意向を反映した公園をつくっていきます。

市民のふれあう場としての公園づくり

本市では、幼児期から青少年まで、子どもたちが安心して遊ぶことができる場の確保が求められています。また、子どもだけでなく、高齢者を含めて地域のさまざまな人たちとの交流を楽しみ、いろいろな過ごし方のできる場も望まれています。

これらのことをふまえ、市民まつりなどのイベント、地産地消をとり入れた朝市や園内での教養活動を開催することのできる施設、遊び場等を整備し、だれもが自由に集い、遊び、世代を超えた交流など、多様な体験やコミュニケーションが展開できる「人が集まる公園づくり」をすすめていきます。

誰もが楽しめる施設整備

公園は、さまざまな人びとが集まる場として、だれもが利用しやすく楽しめる環境を実現する必要があります。

拠点施設となるパークセンターや園路などの整備には、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、多くの人々が集まり「ゆとり」と「活気」が感じられる公園施設の整備をめざしていきます。

環境に配慮した施設整備

これからの施設は、地域の自然環境に配慮した設計や地球環境にやさしい太陽光発電などの新エネルギーの導入、剪定枝の堆肥化などのリサイクルのしくみを取り入れていくことが大切です。(仮称)合併記念公園でのさまざまな施設整備においても、これらの環境に配慮した施設設計やしくみを取り入れていきます。

また、豊かな自然環境を残す公園として、緑や昆虫や野鳥などの生息維持・拡大を図り、自然観察や環境学習を楽しむことができる機会づくりも求められています。

自然環境や新エネルギー、リサイクルなどに取り組むことにより、環境問題について市民とともに考え、行動できる公園づくりを行っていきます。

広域避難地としての機能整備

オープンスペースを有する都市公園には、災害時における防災機能が重要な役割のひとつとなっています。

(仮称)合併記念公園は、広域避難地である東京大学農場・演習林と隣接していることから、広域避難地の機能を補う公園として、また延焼防止帯、避難地、災害復旧拠点としての防災機能を備えることが要件となります。

また、大規模な災害から住民の生命を守る防災拠点として、防災備蓄倉庫や防火水槽などの施設整備を行っていきます。

注)

(仮称)合併記念公園の名称については、平成16年1月25日に「西東京いこいの森公園」として公表されましたが、今後、公園の設置告示等の手続きが必要となるため、これらの手続きが完了した時点(平成17年5月頃)で正式な名称として取扱うこととなります。本計画では従来どおりの(仮称)合併記念公園という表記をしています。

コミュニティバスの運行

本市は、東西に西武新宿線・西武池袋線の鉄道2路線が横断し、両線の5つの駅間を、南北のバス路線が結ぶ交通体系となっています。

しかし、これらバス路線は、運行経路が幹線道路のみであるため、利用圏域が狭く、いわゆる公共交通の空白地域が存在していました。また、高齢者の増加に伴い高齢者等が利用しやすい交通ニーズの高まりに加えて、新市発足後の全市的なネットワークの形成が必要となってきました。このため、平成14年3月より市内4ルートの「はなバス」の運行を開始し、市民の身近な足として、利用されています。

これまで、順調に利用者も増加し、平成15年6月20日には運行開始から1年3か月で利用者100万人を達成するなど、市民に親しまれるようになってきています。今後は、より利便性を向上させるための検討をすすめるとともに、夢のあるまちづくりやまちのイメージ向上に貢献できるコミュニティバスとして充実を図っていきます。

【施策の展開】

公共交通空白地域の解消

公共交通の空白地域である田無駅南西部地域や、西武池袋線北側の地域、谷戸新道と都道233号線の間地域を中心として、狭い道路幅員や交差点および不整形な道路線形における安全性を考慮しながら、公共交通空白地域の解消に努めていきます。

また、渋滞や踏切待ちなどのさまざまな交通事情を踏まえ、公共施設や駅・商店街等へのアクセス向上などを考慮し、適宜、既存ルートの見直しや延長を行い、運行の定時性の確保や利便性の向上をめざしていきます。

都市計画道路の整備にあわせた将来運行ルートの増設

現在、市内では都市計画道路の整備がすすめられていますが、その完成にあわせ、公共交通空白地域の解消をめざして、新たなルート運行の検討を行っていきます。特に、保谷庁舎周辺の行政サービス拠点やひばりヶ丘駅周辺の商業中心拠点を結ぶ新ルートについては、早期の実現をめざしていきます。

市民の利便性の向上

多くの人に親しまれるコミュニティバスとするためには、さまざまな人々が利用できる条件を整える必要があります。

「はなバス」では、高齢者や子ども、障害者など、いわゆる交通弱者が、気軽にバスに乗って余暇活動や買い物、通院、通学などができるよう、車両やバス停周辺のバリアフリー化、安全性の確保をめざしていきます。

また、住民のニーズにあわせて、運行時間・便数などのダイヤ改正や、乗車料金の一律100円の維持に努めるなど、今後も可能な限り多くの市民の意向を反映させながら、利便性の向上を図っていきます。

地域間移動における利用者増加に向けた取り組みの推進

市民の足である「はなバス」の利便性を維持・向上していくためには、相当額の収入を確保し、市の財政負担を軽減していく必要があります。そのためには、利用者を増やすことが必要です。

これまで、利用者のあまり多くなかった市内の事業所や学校への通勤・通学者などの利用促進のため、事業所や教育機関等への広報・PRをはじめ、鉄道からの乗換時間を考慮したダイヤ編成等による利便性の向上を図っていきます。

また、「はなバス」は、地域に密着したコミュニティバスとして、住宅地と商店街・公共施設等に連絡を図れることから、住宅地から商店街等への買物客の誘導や公共施設へのアクセシビリティが利用者のメリットとなります。たとえば、商店街と連携した買物優待券の発行や、「はなバス」のイベントの企画など、地域との関わりや、高齢者などの活動区域を広げる取り組みを進めることにより、利用者増加をめざします。

さらに、コミュニティバスは買い物だけではなく、市内のさまざまな資源(公園、学校、公共施設など)にアクセスできるため、まちの豊かさを楽しむことができます。西東京市の自然や歴史など、多くの資源を楽しむ散策ルートの設定や散策イベント等とのタイアップにより、市内外の多くの人が西東京市で過ごせるような取り組みも検討していきます。

地域情報化の推進

インターネットなどIT(情報技術)を利用して、時間や場所または立場や世代にとらわれない「新しいかたちのコミュニケーション」が生まれてきています。

ITを有効に活用すれば、行政サービスの向上や、市民のふれあいによる地域の活性化を図っていくことが可能となります。情報化は、市民の暮らしや地域経済、行政へとますます広がってきています。これからは、市民・事業者・行政の連携を、よりいっそうすすめていくことが必要となります。

そのために、環境、保健・医療・福祉、そして災害などの情報を的確かつ迅速に市民へ提供していく「安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)」、次代を担う子どもたちのIT機器への親しみをはじめ、あらゆる層の市民による地域の交流を活性化する「楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)」、地域経済の活性化や雇用の拡大、交通情報の提供など都市機能を高める「うるおいある元気なまち(キラキラ情報化)」、市民がサービスや情報を簡単に利用できる「便利で快適なまち(ラクラク情報化)」の4つの視点で、地域情報化をすすめていきます。

【施策の展開】

安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)

市民が安心して健やかに生活するためには、保健・医療・福祉、防災・防犯、環境に関する情報を安心して便利に受けられる環境を整える必要があります。

保健・医療・福祉サービスでは、関係団体や医療機関などの理解と協力を得ながら、情報の共有化をすすめ、情報やサービスをわかりやすく一元的に提供できるシステムの整備を推進します。

平常時の防災情報はもとより、災害発生時に住民が最適な行動をとることができ、災害状況・安否情報をさまざまな方法で市民が把握できる災害情報提供システムの整備を図ります。

また、環境学習を支援する環境情報提供システムを整備し、情報の提供に加えて地域全体の環境やリサイクル意識の向上を推進します。

楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)

情報化社会を楽しく豊かに生活するためには、学校での情報教育環境や、あらゆる層の市民が学習活動等の情報の入手できる環境、まちづくりなどに市民の知恵を集約するしくみの整備が必要となります。

児童・生徒がインターネットを活用して情報発信を行えるような学校のホームページの活用や、不登校児童をサポートするネットワークシステムの構築により、学校・家庭・地域を結ぶIT活用を推進します。

また、生涯学習情報を一元的に提供できる生涯学習情報システムの構築を図り、市民交流の活性化の推進を行います。

さらに、市民が自由にコミュニケーションできる電子会議室や、地域活動情報ポータルサイトによる一元的な情報提供をとおして、市民の情報活用の利便性向上をめざします。

うるおいのある元気なまち(キラキラ情報化)

地域経済が活性化し、うるおいのある元気なまちを実現するためには、地域の店舗・商品情報等のイメージを高める情報が発信される環境や、就職情報等をいつでも利用できる環境、交通情報等を的確に提供する環境の整備が必要となります。

ホームページなどを利用して、商店・商店街や市民が感じた西東京らしさの情報を発信できる環境を充実していきます。商店等のインターネット活用を促進するため、事業者を対象としたIT活用の支援を行いながら、商店や商品のデータベースを構築し、生活者の消費行動に供します。

また、交通機関利用者の利便性を図るためのバスロケーションシステムや、駐輪場情報の提供を推進します。

便利で快適なまち(ラクラク情報化)

便利で快適なまちを実現するためには、利用者が利用したいサービスや情報をいつでも、どこでも、簡単に入手できる環境を整える必要があります。

行政サービスにおいては、住民票等の自動交付機の設置場所の拡大、電子申請システムの構築により、市民の利便性向上に努めます。また、電子入札システムによる公共工事入札の迅速化および不正行為の防止を図ります。

また、市のホームページを充実させ、市が提供するサービスや保有する情報を積極的に公開し、市民が容易に要望や意見を伝えられるしくみの構築をめざします。

さらに、行政改革推進のため、電子決裁システムを構築し、行政事務の簡素化・効率化を図ります。あわせて、インターネットの活用に向けたセキュリティ対策の充実や、職員のIT活用意識の向上に努めます。

ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

ひばりヶ丘駅の乗降客は1日あたり約6万5千人と、市内では田無駅についで多く、駅周辺は商店街・公共施設が集積しており、市民はもとより隣接市からも多くの人々が集まり、このエリアの商圈の中心に位置しています。

ひばりヶ丘駅周辺地域は旧市の市域が入り組んでいたため、これまで一体的な整備が行われてきませんでした。合併に伴い総合的な整備を中長期的に推進します。ひばりヶ丘駅前という立地条件を活かし、鉄道の利便性とにぎわいのある商業環境を備えた、利便性の高いまちづくりをめざします。

また、これらの整備を推進するうえでは、バリアフリーの観点を十分留意し、バリアフリーネットワークの形成に努めます。

【施策の展開】

ひばりヶ丘駅南口

ひばりヶ丘駅南口は、都市基盤整備公団が整備を計画している都営亦六住宅跡地の開発を中心に、駅前立地の利便性を活かし、さらなるまちの活性化が図れるよう、周辺整備をすすめていきます。

このため、駅前広場周辺の低未利用地の有効活用を検討するとともに、都営亦六住宅跡地周辺では、土地開発公社により先行取得した用地を有効に活用しながら、公共施設や公共自転車駐車場などを整備していきます。

これにあわせて、関連する市道を生活道路として拡幅整備し、歩車の分離を図り、安全性・快適性を高めます。

ひばりヶ丘駅北口

ひばりヶ丘駅北口は、小規模店舗が立ち並ぶ市道沿いの商店街となっていますが、道路幅員が十分ではなく、特に線路を横断する道路は車両の交通量が多く、歩行者の安全確保が課題となっています。また、住宅地の中には、行き止まりの道路も多く、緊急車両が転回できない等の問題や、防災上の問題などがあります。

これらの課題を解決するためにはいろいろな手法が考えられますが、商業地としての役割を確保しながら、良好な住環境を整えていくためには、地域住民の意見を尊重しながら、計画的なまちづくりをすすめていくことが必要です。

このため、早期に地域整備のための基本構想を策定したうえで、市街地と住宅地の調和したまちづくりを目標に、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、駅前広場の整備や魅力ある商店街の形成をはじめ、都市計画道路や生活道路の整備、良好な住宅地の整備に努めていきます。

南北通路の整備

ひばりヶ丘駅周辺の南北一体の活性化を念頭においたまちづくりをすすめるため、鉄道を横断する手段として都市計画道路や駅舎の自由通路などの整備をすすめていきます。

バリアフリーネットワークの形成

ひばりヶ丘駅周辺地域では、ハード・ソフト両面から、人にやさしいまちづくりをめざします。そして、バリアフリーのモデルとなるような新しい地域づくりを実現し、誰もが安全・安心・快適に移動できるバリアフリーネットワークを形成していきます。



保谷庁舎

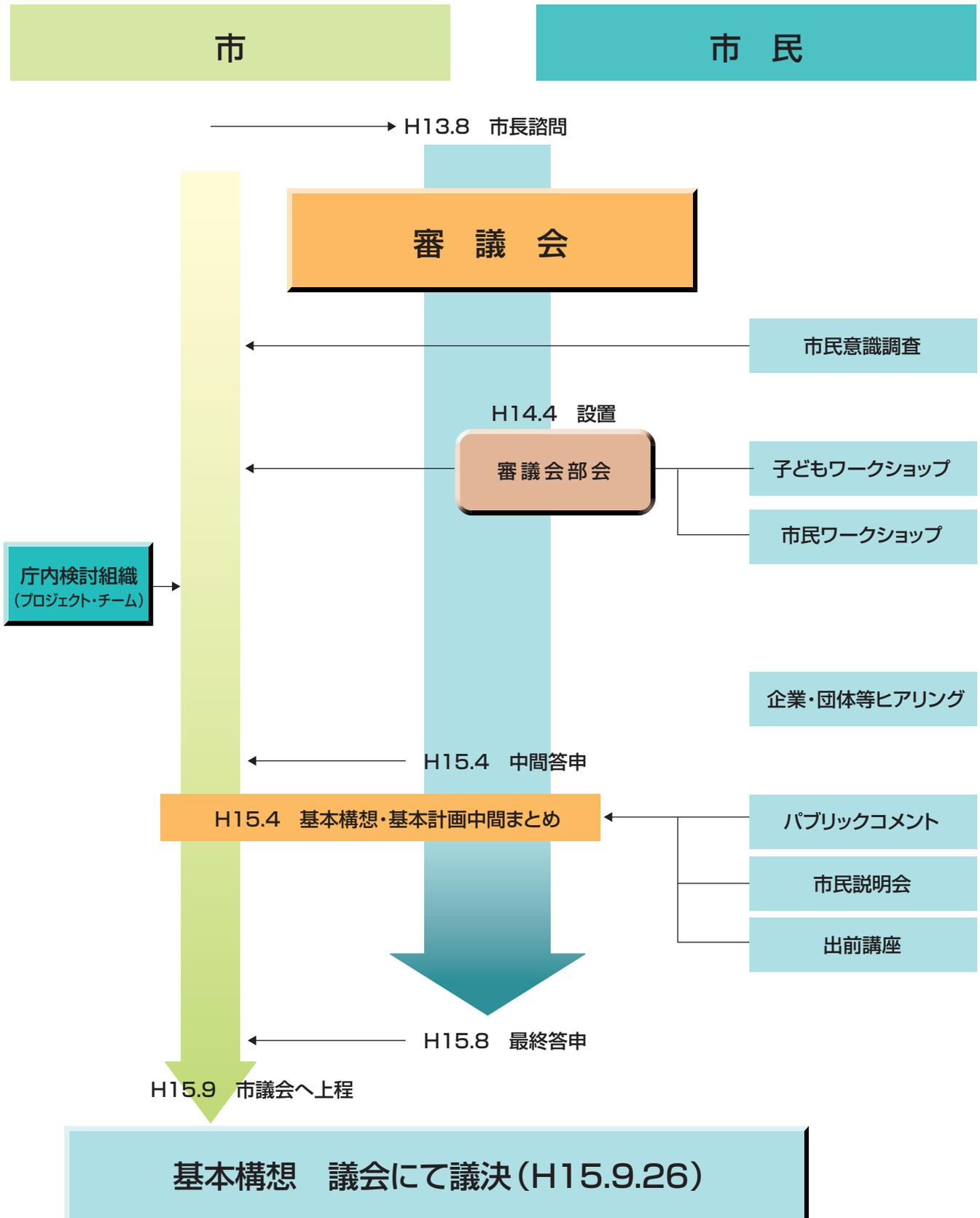


田無庁舎

資料編

(1) 基本構想・基本計画策定組織関係図	168
(2) 策定の経過	
審議会	169
審議会部会	172
市民参加等	175
庁内検討組織（プロジェクト・チーム）	176
議会	177
(3) 主要事業一覧	178
(4) 重点プロジェクト推進組織（案）	185
(5) 計画体系図	186

(1) 基本構想・基本計画策定経過の概要



(2) 策定の経過

審議会

■西東京市総合計画策定審議会条例(平成13年6月29日 条例第162号)

(設置)

第1条 西東京市総合計画を策定するため、西東京市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する必要な事項を調査審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 8人以内

(2) 市民 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料編

■西東京市総合計画策定審議会委員名簿(あいうえお順)

選出区分	委員名	備考
学識経験	川村 匡由	武蔵野大学教授(旧武蔵野女子大学)
	◎ 倉持 忠勝	元田無市・保谷市合併協議会委員
	小林 廣子	元田無市・保谷市合併協議会委員
	武田 千明	元NHKアナウンサー
	○ 竹内 芙美代	元田無市・保谷市合併協議会委員
	永田 尚三	武蔵野大学講師(旧武蔵野女子大学)
	堀越 義章	早稲田大学理工学総合研究センター客員研究員(工学博士)
	山本 佳子	元田無市・保谷市合併協議会委員
市民公募	荒川 寛	
	磯村 鋭志	
	板垣 洋子	
	畑 皓二	

会長 ◎ 副会長 ○

■審議会検討経過

平成13年度

会議	年月日	検討内容	備考
第1回会議	平成13年8月31日(金) 14時～16時	総合計画策定審議会の運営について 会長・副会長の選出 諮問について 今後の会議日程について	委嘱状の交付
第2回会議	平成13年9月27日(金) 9時30分～11時30分	市民意識調査及び人口推計調査等について 新市建設計画の策定経過及び位置付け等について タウンウォッチングについて 今後の会議日程について	市民意識調査の方法等 タウンウォッチングの視察ルートの検討
第3回会議	平成13年10月25日(木) 13時30分～17時	市民意識調査について タウンウォッチング(市内)	市民意識調査の設問等の調整 ひばりヶ丘駅、保谷駅、(仮称)合併記念公園用地、田無タワー等
第4回会議	平成13年11月22日(木) 9時30分～11時30分	総合計画策定における基本項目について 人口推計調査について 新市建設計画について	総合計画の趣旨、期間、構成、新市建設計画の位置付け、市民参加の手法等の基本項目について検討 人口推計の方法等 新市建設計画と総合計画の関係について説明
第5回会議	平成13年12月27日(木) 14時～16時	総合計画策定における基本方針(案)について 新市建設計画について	総合計画を策定するにあたっての基本的な考え方を検討 新市建設計画と総合計画の関係について説明
第6回会議	平成14年1月28日(月) 18時～20時30分	新市建設計画について 総合計画策定における基本方針(案)について 総合計画策定のスケジュール 市民意識調査の一次報告	新市建設計画と総合計画の関係について説明 総合計画を策定するにあたっての基本的な考え方を検討
第7回会議	平成14年2月28日(金) 18時～19時20分	総合計画策定における基本方針(案)について 総合計画策定審議会部会の設置について	基本方針(案)の最終検討 平成14年度から総合計画策定審議会部会を設置し、ワークショップ形式で検討していくことを説明

平成14年度

会議	年月日	検討内容	備考
第8回会議	平成14年4月11日(木) 14時～14時40分	総合計画策定における基本方針について(答申) 基本構想・基本計画案の策定について(諮問) 市民意識調査及び人口推計調査の報告 基本構想・基本計画案の策定に関わる基本事項の調査・検討について	総合計画策定審議会部会へ基本事項の調査・検討を依頼 ※同日に総合計画策定審議会部会第1回会議をあわせて開催
第9回会議	平成14年9月26日(木) 19時～22時30分	総合計画策定審議会部会からの報告について 総合計画策定審議会のスケジュール 基本構想案の第一次素案について	総合計画策定審議会部会から基本構想・基本計画案の策定に関わる基本事項について報告 部会での検討結果を踏まえ基本構想案の第一次素案を事務局から提示
第10回会議	平成14年11月28日(木) 18時～20時	企業・団体等のヒアリングの報告 基本構想案の第二次素案について	基本構想の基本理念、まちの将来像、まちづくりの方向性について確認
第11回会議	平成14年12月26日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	基本計画案の各論部分の検討 (活力と魅力あるまちづくり、協働で拓くまちづくり)
第12回会議	平成15年1月23日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	基本計画案の各論部分の検討 修正案…活力と魅力あるまちづくり、協働で拓くまちづくり 新規…環境にやさしいまちづくり、安全で快適なまちづくり
第13回会議	平成15年2月13日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	基本計画案の各論部分の検討 修正案…環境にやさしいまちづくり、安全で快適なまちづくり 新規…笑顔で暮らすまちづくり
第14回会議	平成15年2月27日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	基本計画案の各論部分の検討 修正案…笑顔で暮らすまちづくり 新規…創造性の育つまちづくり
第15回会議	平成15年3月13日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	基本計画案の各論部分の検討 修正案…創造性の育つまちづくり 基本構想・基本計画案の第三次素案について事務局から提示
第16回会議	平成15年3月27日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	基本構想・基本計画案の中間のまとめ案について事務局から提示 重点プロジェクトに盛り込む事業の絞り込み及び名称の検討

平成15年度

会議	年月日	検討内容	備考
第17回会議	平成15年4月10日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について 市民意見提出手続制度(パブリックコメント)について	基本構想・基本計画案の中間まとめ(案)の最終確認 市民意見提出手続制度(パブリックコメント)の概要とすすめ方
第18回会議	平成15年6月26日(木) 18時～20時	「基本構想・基本計画案 中間まとめ」に関する出前講座及び市民説明会について 基本構想・基本計画案について	出前講座及び市民説明会の結果報告 パブリックコメントによる市民意見の報告及び市民意見に基づく基本構想・基本計画案の検討
第19回会議	平成15年7月10日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	第18回会議での検討結果を踏まえての修正方針案の検討 重点プロジェクト案の検討
第20回会議	平成15年7月17日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	重点プロジェクト案の検討 新市建設計画重点施策(仮称)チャレンジテーマ案の検討
第21回会議	平成15年7月24日(木) 18時～20時20分	基本構想・基本計画案について	重点プロジェクト案の検討及び確認 チャレンジテーマをアクションプログラムに変更し、検討 新旧対照表により「基本構想・基本計画案 中間まとめ」の修正部分等の検討及び確認
第22回会議	平成15年7月31日(木) 18時～20時	基本構想・基本計画案について	重点プロジェクト案の最終確認 新市建設計画重点施策アクションプログラム案の最終確認 新旧対照表による「基本構想・基本計画案 中間まとめ」の修正部分等の最終確認
第23回会議	平成15年8月7日(木) 16時～16時30分	基本構想・基本計画案について	基本構想・基本計画案(最終答申)を市長へ提出

審議会部会

■西東京市総合計画策定審議会部会設置要綱

第1 設置

西東京市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査検討するため、西東京市総合計画策定審議会部会(以下「部会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

部会は、西東京市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の依頼を受け、総合計画の策定に関し必要な次に掲げる事項について、調査及び検討を行い、その結果を審議会へ報告する。

- (1) 基本構想案及び基本計画案の検討に関すること。
- (2) 基礎資料等の収集に関すること。
- (3) 施策及び事業等の調査研究に関すること。

第3 組織

部会は、委員16人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼又は任命する。

- (1) 西東京市総合計画策定審議会委員 12人以内
- (2) 市の職員 4人以内

2 部会は、総合計画の策定に関し、専門的な意見を聴取するため、部会長が指名するアドバイザーを置くことができる。

第4 委員の任期

委員の任期は、任務が終了する日までとする。

第5 部会長及び副部会長

部会に、部会長及び副部会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

部会長は、部会を招集し、会議の進行をする。

2 部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 報償

市長は、部会の委員のうち第3第1項第1号に掲げる者に対し、毎年度予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第8 庶務

部会の庶務は、企画部企画課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月3日から施行する。

■審議会部会委員名簿(あいうえお音順)

委員名	所属等
川村 匡由	総合計画策定審議会委員
倉持 忠勝	総合計画策定審議会委員
小林 廣子	総合計画策定審議会委員
武田 千明	総合計画策定審議会委員
○ 竹内 芙美代	総合計画策定審議会委員
永田 尚三	総合計画策定審議会委員
◎ 堀越 義章	総合計画策定審議会委員
山本 佳子	総合計画策定審議会委員
荒川 寛	総合計画策定審議会委員
磯村 鋭志	総合計画策定審議会委員
板垣 洋子	総合計画策定審議会委員
畑 皓二	総合計画策定審議会委員
森谷 修	市職員
倉田 紀子	市職員
安達 豊	市職員
小菅 真秀	市職員

部会長 ◎ 副部会長 ○

■審議会部会検討経過

平成14年度

会議	年月日	検討内容	備考
第1回会議	平成14年4月11日(木) 14時40分～17時	部会長・副部会長の選出 会議の進め方等について	依頼状の交付
第2回会議	平成14年4月25日(木) 14時～17時	部会の進め方について 基本理念・イメージの検討について	各委員からワークシートに基づき基本理念・イメージの発表
第3回会議	平成14年5月9日(木) 14時～17時20分	テーマ別の検討	環境にやさしく美しいまち、安全で快適なまちをワークシートに基づき検討
第4回会議	平成14年5月23日(木) 14時～17時30分	テーマ別の検討	地域の中で支えあう福祉のまち、市民が参加する活力あるまちをワークシートに基づき検討
第5回会議	平成14年6月13日(木) 14時～18時	テーマ別の検討 子どもワークショップについて 市民ワークショップについて	若者を育てるまち、さまざまな産業が育つまちをワークシートに基づき検討 子どもワークショップ及び市民ワークショップの進め方等を検討
第6回会議	平成14年6月27日(木) 14時～17時30分	ワークショップ準備会からの状況報告 部会最終到達点の確認と今後の進め方 市民ワークショップの検討	市民ワークショップの当日の進め方、ポスター・チラシ等の作成及び役割分担等を検討
第7回会議	平成14年7月11日(木) 14時～18時	子どもワークショップ準備会からの状況報告 市民ワークショップ準備会からの状況報告 市民ワークショップの各テーマの内容検討	市民ワークショップの当日の進め方(各テーマごとに内容及び進め方を検討)

会議	年月日	検討内容	備考
子どもワークショップ	平成14年7月22日(月) 8時30分～	まち探検	市内を北ルート、南ルートに分かれ、市内の高齢者施設、駅等を探検
	平成14年7月23日(火) 13時30分～	ワークショップ	前日のまち探検に基づき、グループごとに意見集約
第8回会議	平成14年7月25日(木) 14時～17時	子どもワークショップの実施報告 市民ワークショップ準備会からの状況報告 市民ワークショップの各テーマの内容検討	市民ワークショップにおける議論の方向性及び取り上げる主テーマ等の検討
市民ワークショップ	平成14年8月4日(日) 13時30分～18時	市民ワークショップ	6つのテーマに分かれ、まちの課題等について意見集約
第9回会議	平成14年8月8日(木) 14時～17時15分	子どもワークショップのアンケート集約と全体総括 市民ワークショップの報告 市民ワークショップ及び子どもワークショップを踏まえて各テーマの内容再検討 基本理念、将来像について	市民ワークショップで指摘された事項等を報告し、それを踏まえて部会での検討
第10回会議	平成14年8月22日(木) 14時～17時20分	総合計画策定審議会部会の報告書のイメージの確認 市民ワークショップ及び子どもワークショップを踏まえて各テーマの内容再検討	市民ワークショップ、子どもワークショップで指摘された事項等を報告し、それを踏まえて部会での検討

市民参加等

平成13年度

市民参加等の手法	実施期間等	内 容	備 考
総合計画策定審議会	平成13年8月31日 ～平成15年8月7日	委員12名による審議会を設置。委員12名のうち4名が市民公募による委員	
市民意識調査	平成13年11月22日 ～12月6日	総合計画策定にあたっての検討基礎資料として、行政全般・個々の取り組みに対する市民の満足度等を把握するために実施 18歳以上の市民を無作為抽出(15,000人)回答は、5,767人(38.4%)	問1～問28

平成14年度

市民参加等の手法	実施期間等	内 容	備 考
子どもワークショップ	市内まち探検 …平成14年7月22日 ワークショップ …平成14年7月23日 発表会 …平成14年8月1日	7月22日…市内を北ルート、南ルートに分かれ、市内の高齢者施設、駅等を探検 7月23日…前日のまち探検に基づき、グループごとに意見集約 8月1日…グループごとにまとめた検討結果を発表(こもれび小ホール) 参加者…市内の小中学生21人	総合計画策定審議会部会から2人の委員が準備及び当日の運営に参加
市民ワークショップ	平成14年8月4日 (コール田無)	総合計画策定審議会部会委員が中心となり、6つのテーマごとにグループにわかれ、西東京市の課題・問題点等について意見集約 参加者31人	総合計画策定審議会部会が中心となって準備及び運営に参加
企業・団体等ヒアリング	平成14年11月6日・7日	市内の企業・団体等のヒアリングを実施 11月6日…社会福祉協議会、西武鉄道、エフエム西東京、NPO(移送サービス) 11月7日…JA、青年会議所、西友、シチズン	行政との関わり、地域の住民との関わり、産学・産官連携、西東京市民の協働意識等

平成15年度

市民参加等の手法	実施期間等	内 容	備 考
パブリックコメント (市民意見提出手続)	平成15年5月20日 ～6月20日	「基本構想・基本計画案 中間のまとめ」に関するパブリックコメントを実施 92人から、183件の意見 検討結果の公表…8月15日市報で概要掲載、そのほか情報公開コーナー、ホームページで詳細を公表	郵便、FAX、電子メール等で受付
市民説明会	平成15年6月14日 ①午前10時～正午 保谷庁舎 ②午後2時～4時 田無庁舎	「基本構想・基本計画案 中間のまとめ」をより多くの市民に情報提供するために実施 市長及び企画部からの説明と参加者との意見交換 参加者…計74人(保谷庁舎…32人、田無庁舎…42人)	
出前講座	平成15年6月5日 ～6月20日	「基本構想・基本計画案 中間のまとめ」をより多くの市民に情報提供するために、10人以上の団体等からの要請に対して企画課職員が説明に伺い、あわせて意見交換を実施 9団体(参加者156人)	会場は、各団体等が確保

庁内検討組織(プロジェクト・チーム)

■西東京市計画策定庁内プロジェクト・チーム設置要領

第1 設置

西東京市における総合計画並びに各種個別計画の策定に関し、必要な事項を調査及び検討するとともに相互の連携を図るため、西東京市計画策定庁内プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

第2 定義

この要領において「計画」とは、総合計画、地域情報化計画、男女平等参画推進計画、環境基本計画、地域福祉計画、都市計画マスタープラン、教育計画及び生涯学習計画をいう。

第3 職務

チームの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画に係る部内調整に関すること。

第4 組織

チームは、座長1人、副座長2人及び委員12人以内をもって構成する。

2 座長は、企画部企画課長をもって充て、副座長は、保健福祉部保健福祉総合調整課長及び学校教育部教育庶務課長をもって充てる。

3 委員は、企画部に置かれた計画を担当する主幹、企画部情報推進課長、総務部建築営繕課長、税務部市民税課長、市民生活部生活文化課長、市民生活部に置かれた計画を担当する主幹、環境防災部環境保全課長、保健福祉部に置かれた計画を担当する主幹、児童青少年部子育て支援課長、児童青少年部に置かれた計画を担当する主幹、都市整備部都市計画課長及び生涯学習部社会教育課長をもって充てる。

第5 任期

委員の任期は、職務が終了する日までとする。

第6 座長及び副座長

座長は、チームを招集し、会議を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7 報告

チームは、計画策定に必要な事項を調査及び検討し、その結果を市長へ報告する。

第8 関係機関等との協議

チームは、職務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

第9 庶務

チームの庶務は、企画部企画課において処理する。ただし、検討の内容により、計画を所管する課において処理する。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月30日から施行する。

■西東京市計画策定庁内プロジェクト・チーム検討経過

会議	年月日	検討内容
第1回会議	平成14年5月8日 午後1時30分～	1 各計画のスケジュールの確認 2 プロジェクト・チームの今後の進め方 3 その他
第2回会議	平成14年10月4日 午前10時～	1 西東京市基本構想案(第一次素案)について 2 各計画との調整等について 3 庁内プロジェクト・チーム スケジュール概要について
第3回会議	平成14年12月11日 午前10時～	1 西東京市基本構想・基本計画案(第二次素案)について 2 各計画との調整等について
第4回会議	平成15年1月10日 午前10時～	1 西東京市基本計画「各論部分」について 2 各計画との調整等について
第5回会議	平成15年2月4日 午前10時～	1 西東京市基本計画「各論部分」について
第6回会議	平成15年4月3日 午前10時～	1 西東京市基本構想・基本計画案(中間のまとめ案)について 2 市民参加条例の運用について 3 各計画との調整等について

議会

■議会経過

平成15年5月19日 「基本構想・基本計画案 中間のまとめ」について報告

平成15年9月5日 本会議に基本構想案を議案として上程し、基本構想審査特別委員会に付託される

平成15年9月18日～19日 基本構想審査特別委員会(全議員参加のもと)

平成15年9月26日 本会議 議決

(3) 主要事業一覧

区分欄	
新市建設計画事業	合併
新規事業	新規
重点プロジェクト事業	重点

体系区分	主要施策	主要事業	区分
創造性の育つまちづくり			
一人ひとりが輝くために(創1)			
人権と平和の尊重 (創1-1)	人権尊重意識の醸成	人権啓発活動、人権教育、人権相談	
	平和意識の醸成	平和に関する学習・啓発活動、平和祈念式典への市民派遣	
国際化の推進 (創1-2)	国際交流の推進	国際化推進事業	
		国際交流組織の設立について検討	新規
	国際理解教育の推進	国際友好都市について調査	新規
	日常生活への支援	外国人英語指導補助員の派遣	新規
男女平等参画社会の推進 (創1-3)	男女平等参画推進計画の推進	日本語ボランティアの養成	
		外国語版生活情報誌の作成	新規
	男女平等意識の啓発・普及 (仮称)女性センターの整備	男女平等参画推進委員会の運営等	合併
		情報誌の発行、フォーラム・講演会の開催	合併
	女性相談の充実	合併	
	(仮称)女性センターの整備	合併	
子どもがのびやかに育つために(創2)			
子ども参加の促進 (創2-1)	子ども家庭支援センターの運営 (創2-2で再掲)	子どもの権利の啓発、相談体制の充実	合併
	児童館施設の計画的な整備	児童館施設の建替(北原、ひばりが丘、下保谷児童館の建替)	新規・合併
		児童館施設の改修	新規
	青少年センターの整備	青少年センターの整備	合併
青少年育成活動の支援	青少年育成地域活動の支援	重点	
子育て支援の促進 (創2-2)	ファミリー・サポート・センターの拡充	ファミリー・サポート・センターの運営	合併・重点
	病後児保育室の拡充	病後児保育室の運営	合併
	子ども家庭支援センターの運営 (創2-1で再掲)	学習機会の充実、子育て活動団体の育成・支援、子育て支援ネットワークづくり	合併・重点
	乳幼児の健やかな育成	乳幼児医療費助成事業の実施	
	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	
		ひとり親家庭医療助成事業の実施	
	保育園施設の計画的な整備	保育園施設の建替(みどり、田無、西原、すみよし保育園の建替)	新規・合併
		保育園施設の大規模改修	新規
		ひばりが丘団地建替に伴う保育園施設の整備について検討	新規
	保育園事業の充実	子育て相談、交流広場、一時保育事業の実施	一部新規
	保育園第三者評価制度の導入	福祉サービス第三者評価制度の実施	
	認証保育所事業の実施	認証保育所の運営	
	保育園の民間委託	保育園の民間委託に向けた検討	新規
	(仮称)こどもの総合支援センター等の建設	(仮称)こどもの総合支援センター等建設事業	合併
	学童クラブ施設の計画的な整備	学童クラブ施設の建替(下保谷学童クラブの建替)	新規・合併
		学童クラブ施設の改修	新規
	障害児の放課後対策	知的障害者放課後対策事業の活動支援	一部新規
学校教育の充実 (創2-3)	特色ある教育環境の整備	特色ある学校推進事業の実施	合併
		情報教育の推進	教育情報センターの運営、情報教育専門員の配置(協2-2で再掲)
	給食環境の整備	小中学校の教育用コンピュータの整備(協2-2で再掲)	新規
		小学校ランチルームの整備	新規
		小学校給食調理業務民間委託の推進	
		中学校給食(弁当外注方式)の実施	合併
中学校給食の導入に向け検討	合併		
学校図書館の活用	学校図書館システムの整備(協2-2で再掲)	新規	
	学校図書館専門員の活用		
障害のある子どもへの対応	教育二一スにに応じた多様な教育の展開	新規	
	通級学級の開設	合併	
校舎等の建替	青嵐中学校校舎等建替事業	合併	
	保谷中学校体育館等建替事業	新規	
小中学校校舎等の大規模改造	小学校校舎等大規模改造事業	新規・合併	
	中学校校舎等大規模改造事業	新規・合併	
小中学校施設設備の整備	扇風機設備の整備	新規	
	トイレ大規模改造事業	新規	

体系区分	主要施策	主要事業	区分
	中学校校舎等の耐震補強	中学校校舎等耐震補強事業	合併
	学校の適正規模・適正配置	学校の適正規模・適正配置の調査・研究	新規
	学校教育相談機能の充実	教育相談の充実、スクールピアの派遣	合併
		スクールカウンセラーの配置	新規
	不登校児童・生徒への対応	スキップ(適応指導)教室の充実	
		フリー教室設置について検討	新規
	地域教育協力者の積極的な活用	地域教育協力者活用事業	合併
	学校施設の地域開放と活用	(仮称)地域学習活動センターの整備(創3-1で再掲)	重点
豊かな学び・文化が息づくために(創3)			
生涯学習社会の形成 (創3-1)	学校施設の地域開放と活用	(仮称)地域学習活動センターの整備(創2-3で再掲)	重点
	生涯学習関連の情報化	生涯学習情報提供システムの構築(協2-2で再掲)	新規・重点
		生涯学習人材情報の整備、活用に向けたしくみづくり	新規・重点
	大学、高校との連携による公開講座等への参画	共同事業の企画、実施	新規
学習活動の推進 (創3-2)	公民館事業の実施	青年期教育、成人期教育、視聴覚教育の実施	
		公民館自主グループ活動への支援(協1-1で再掲)	
		地域交流活動事業の実施	
	公民館施設の計画的な整備	公民館施設の建替(住吉公民館の整備)	新規・合併
		公民館施設の改修	新規
	図書館レファレンスサービスの充実	図書館利用者インターネットシステムの整備(協2-2で再掲)	新規
	子どもの読書活動の推進	絵本と子育て事業の推進	
		子ども読書活動推進計画の策定	新規
障害者への図書館サービスの充実	音声資料作成機器の整備	新規	
図書館施設の計画的な整備	図書館施設の建替(下保谷図書館の整備)	新規・合併	
	図書館施設の改修	新規	
スポーツ・レクリエーション活動の振興 (創3-3)	スポーツ振興計画の策定	スポーツ振興計画の策定	新規
	総合型地域スポーツクラブの設立	総合型地域スポーツクラブの設立に向けた調査・研究、設立	重点
	文化・スポーツ振興財団との連携の充実	文化・スポーツ振興財団事業の充実(創3-4で再掲)	重点
	スポーツ・レクリエーションの普及	少年野球教室、少年サッカー教室等	重点
		体育指導委員の活用	重点
		姉妹・友好都市とのスポーツ交流	重点
	スポーツ施設の整備	(仮称)西東京市体育館の建替	合併
		ひばりが丘団地スポーツ施設の整備拡充に向けた調整	新規
スポーツ施設の改修			
芸術・文化活動の振興 (創3-4)	文化・スポーツ振興財団との連携の充実	文化・スポーツ振興財団事業の充実(創3-3で再掲)	重点
	市民主体の文化活動の推進	市民文化祭の充実	重点
		市民主体の文化活動への支援	重点
	伝統文化センターの整備	伝統文化センターの整備について検討	新規
	文化施設の計画的な整備	西東京市民会館施設の改修	
		西東京市民会館の建替について検討(協1-1で再掲)	新規
		こもれびホール施設の改修	
	郷土資料室の整備	郷土資料室の統合整備、文化財教室等の開催	合併
下野谷遺跡の保存	下野野遺跡の試掘調査、保存に向けた検討	新規・合併・重点	

体系区分	主要施策	主要事業	区分
笑顔で暮らすまちづくり			
安心して暮らすために(笑1)			
地域福祉の推進 (笑1-1)	福祉人材の育成・支援	福祉人材の育成・支援事業	新規
	地域福祉拠点施設の整備	地域福祉活動拠点の整備(笑1-2で再掲)	新規・重点
		ひばりが丘団地建替に伴う地域施設等の整備	新規・合併
	保健・医療・福祉関連の情報化	福祉情報総合ネットワークの構築(協2-2で再掲)	新規
	福祉サービス第三者評価制度の普及・推進	福祉サービス第三者評価の実施	
	相談窓口体制の整備	総合相談窓口の体制づくりについて検討	新規
		権利擁護センター「あんしん西東京」の充実	
社会福祉協議会地域福祉活動への支援	ふれあいのまちづくり事業への支援(協1-1で再掲)	重点	
	地域福祉権利擁護事業への支援		
高齢者福祉の充実 (笑1-2)	高齢者地域見守りネットワーク機能の拡充	高齢者地域見守りネットワーク事業の実施	重点
		地域見守り拠点施設の整備(笑1-1で再掲)	新規・重点
	自立生活支援事業の推進	ホームヘルプサービス事業、住宅改修事業、配食サービス事業等の実施	
	介護予防事業の推進	民間スポーツクラブの活用、パワーリハビリの導入	新規
	地域リハビリテーションの構築	地域リハビリテーションの構築について調査・研究	新規
	在宅介護支援センター機能の充実	在宅介護支援センター事業(基幹型1か所と地域型8か所との連携)	合併
	高齢者の生活基盤の整備	痴呆性高齢者グループホームの整備 ケアハウス、生活支援ハウス等の整備について検討	新規 新規
障害者福祉の充実 (笑1-3)	地域生活支援センター事業の推進	精神障害者地域生活支援センター事業の充実	
		心身障害者地域生活支援センター事業の実施	新規
	知的・精神障害者グループホームの整備	知的障害者グループホームの整備	新規
		精神障害者グループホームの整備	新規
	障害者ネットワークづくりの支援	障害者生活支援のネットワークの形成(協2-2で再掲)	新規
(仮称)障害者福祉総合センター等の整備	(仮称)障害者福祉総合センター等建設事業	合併	
障害者福祉センター事業の見直し	障害者福祉センター施設の改修、事業運営	新規	
社会保障制度の運営 (笑1-4)	生活保護の適正な実施	生活保護、法外援護	
	国民健康保険の健全な運営	国民健康保険の健全な財政運営、保健事業の充実	
	老人保健医療の健全な運営	老人保健医療の健全な財政運営、老人保健医療制度の充実	
	介護保険の健全な運営	介護保険事業計画の見直し	
暮らしの相談の充実 (笑1-5)	市民相談事業の実施	各種専門相談の実施	
	相談機能ネットワークの構築	相談機能ネットワークの構築についての調査・研究	
	消費者センターの活用	消費生活相談事業、消費生活講座、啓発活動の実施	
元気に暮らすために(笑2)			
健康づくりの推進 (笑2-1)	母子保健事業の実施	妊産婦・新生児訪問指導、5歳児歯科健診、母子健康教育相談事業の実施	一部合併
	成人保健事業の実施	健康相談、栄養相談、健康教育、基本健康診査、成人歯科健診、がん検診、機能訓練事業の実施	一部合併
	健康フェスティバルの充実	健康づくりのつどい事業の実施	重点
	診療体制の整備	休日診療所の充実	
		小児救急医療体制の整備	新規
	歯科医療連携推進事業の実施	ねたきり高齢者等への歯科医療サービスの提供	
	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及に向けた啓発	
感染症の拡大防止	二次感染の防止		
高齢者の生きがいづくりの充実 (笑2-2)	就業支援の拡充	シルバー人材センターへの支援	
		高齢者就業相談機能の強化	
	元気高齢者の生きがい推進	老人クラブ、高齢者大学の充実	重点
福祉会館施設の計画的な整備	福祉会館施設の建替(住吉、下保谷福祉会館の建替)	新規・合併	
障害者の社会参加の拡大 (笑2-3)	障害者への就労支援	障害者就労支援援助事業の充実	
	小規模通所授産施設等法内化に向けた支援	小規模通所授産施設等法内化支援	
	障害者(児)スポーツ等の活動支援	障害者(児)スポーツ等支援事業の実施	重点
	障害者(児)の移送支援	障害者(児)移送サービス事業の充実	

体系区分	主要施策	主要事業	区分	
環境にやさしいまちづくり				
豊かなみどりを保つために(環1)				
みどりの保全・活用 (環1-1)	緑地・樹林地の保全	碧山森・保谷北町緑地保全地域の管理 西原自然公園植生の管理	新規・重点	
	樹林・樹木・生垣の保存	保存樹木・樹林・生垣への助成		
	グリーンバンク制度の設立	グリーンバンク制度の設立	合併	
	公園ボランティアの拡充	公園ボランティア拡充事業	新規・重点	
	東大農場移転問題への対応	東大農場の移転問題に対する取り組み方針の策定に向けた調整	新規	
	市民農園等の推進	市民農園・家族農園の運営		一部新規
		体験型農園の設置		新規・重点
農業ボランティア等の育成	援農ボランティアの養成(活1-1で再掲)		新規・重点	
みどりの空間の創出 (環1-2)	(仮称)合併記念公園の整備	(仮称)合併記念公園整備事業	合併・重点	
	公園広場の整備	公園広場整備事業	合併・重点	
	下野谷遺跡の公園化	(仮称)下野谷遺跡公園整備事業	新規・合併・重点	
	東伏見都市計画公園の整備促進	東伏見都市計画公園の整備について東京都へ要請		
	ポケットパークの整備	道路整備の残地活用によるポケットパークの整備		
	公共施設の緑化推進	公共施設の新設・建替等に伴う屋上緑化等の推進	新規	
	市民による緑化推進	苗木配布の推進		重点
		生垣造成の支援		重点
	花いっぱい運動の推進		重点	
持続可能な社会を確立するために(環2)				
環境意識の高揚 (環2-1)	環境マネジメントシステムの確立	ISO14001の認証取得、運用	新規	
	環境に配慮した意識づくり	環境マネジメントシステムの啓発・普及	新規	
		環境基本計画推進協議会の設置	新規	
		環境フェア(環境展)の開催	新規	
	環境学習・活動センターの整備	(仮称)環境学習情報センターの整備	新規・合併・重点	
学校教育における環境学習の推進	環境情報提供システムの構築(協2-2で再掲)		新規・重点	
	環境読本の活用			
ごみ対策の推進 (環2-2)	ごみの減量に向けた意識啓発	環境教育プログラムの導入について検討	新規	
		パンフレット、マニュアル等による啓発活動の推進		
		廃棄物減量等推進員の拡充		
	生ごみ堆肥化の促進	廃棄物対策に関する協議会の設置	新規	
		生ごみ処理機購入助成		
	生ごみ堆肥化事業			
	ごみ収集の有料化について検討	ごみ収集の有料化について検討	新規	
(仮称)リサイクルプラザの建設	(仮称)リサイクルプラザ建設事業	合併		
集団回収活動の活性化	集団回収活動の奨励			
その他プラスチック類の資源化についての検討	その他プラスチック類の貯留スペース・選別施設の課題について検討			
公害対策の推進 (環2-3)	水質・騒音・大気等環境調査の実施	河川の水質、道路交通騒音・振動、大気汚染等環境調査の実施		
	大気汚染の防止に向けた取り組み	低公害車の普及促進	新規	
地球温暖化対策の推進 (環2-4)	地球温暖化対策	地球温暖化防止計画の策定	新規	
	広域連携の取り組みについての検討	環境自治体会議等広域連携の取り組みについて検討	新規	
	クリーンエネルギー自動車導入促進	天然ガス自動車の導入促進		
	太陽光発電の導入についての検討	太陽光発電の導入について検討	新規	

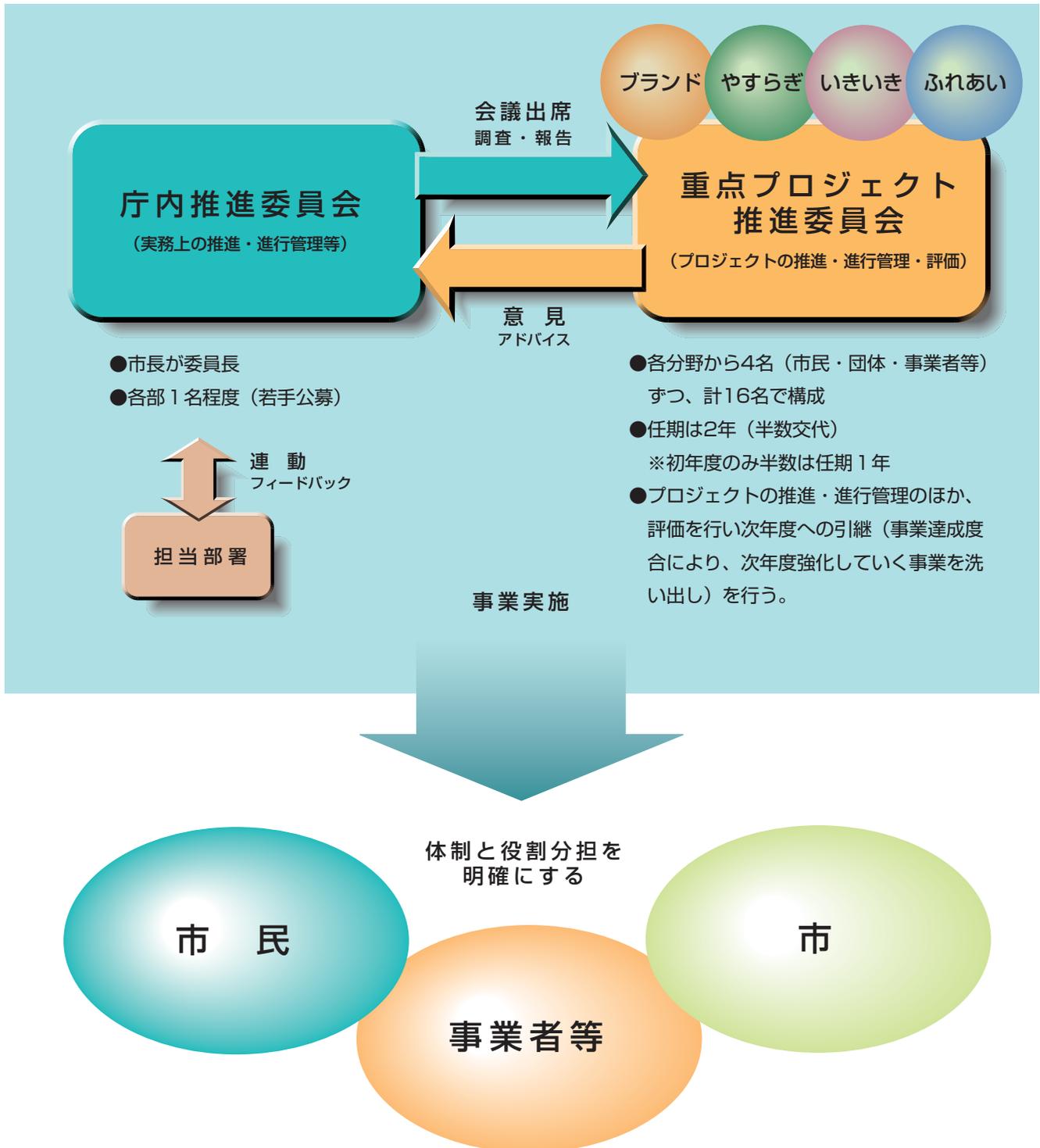
体系区分	主要施策	主要事業	区分	
安全で快適に暮らすまちづくり				
快適な日常生活のために(安1)				
住みやすい住環境の創造 (安1-1)	良好な景観整備	良好な景観整備に向けた取り組み	新規	
	環境美化の推進	環境美化活動の推進		
	住宅マスタープランの策定	住宅マスタープランの策定	新規	
	建築基準行政の取り組み	建築基準行政の取り組みについての検討	新規	
	人にやさしいまちづくりの推進	人にやさしいまちづくり条例の制定、計画の策定、バリアフリー誘導補助制度の創設		新規
			ひばりヶ丘駅、西武柳沢駅、保谷駅バリアフリー化事業	新規
	タウンモビリティの取り組みについて検討	タウンモビリティの取り組みについての調査・研究	新規	
	ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進	ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進	合併	
	保谷駅南口地区市街地再開発事業の推進	保谷駅南口地区市街地再開発事業	合併	
	市営住宅の建替	泉町・東伏見市営住宅の建替、高齢者・障害者向け住宅の確保	合併	
	道路・交通の整備 (安1-2)	都市計画道路の整備	都施行道路の整備	
			田無都市計画道路3・4・10号線	
			田無都市計画道路3・4・15号線	
			保谷都市計画道路3・2・6号線	
保谷都市計画道路3・3・11号線				
保谷都市計画道路3・4・9号線				
保谷都市計画道路3・4・13号線				
市施行道路の整備				
・都受託施行分				
保谷都市計画道路3・4・8の1号線				
保谷都市計画道路3・4・10号線				
・市施行分				
田無都市計画道路3・5・8号線			新規	
保谷都市計画道路3・4・12号線		合併		
保谷都市計画道路3・4・14号線の整備検討		新規		
生活道路の整備		道路整備計画の策定	新規	
		市道の新設改良及び幅幅		
道路台帳の整備		地理情報システム(GIS)の構築、活用(協2-2で再掲)	新規	
市道整備基金の創設		市道整備基金の創設	合併	
総合的な交通体系の整備		交通計画の策定	新規	
コミュニティバスの運行	はなバスの運行	合併		
鉄道の連続立体交差化についての要請	多摩北部都市広域行政圏協議会での調査・研究			
自転車駐車場の整備	ひばりヶ丘駅南口自転車駐車場の整備	合併		
	保谷駅南口、西武柳沢駅南口自転車駐車場の整備	新規		
放置自転車対策の推進	放置自転車放置防止指導・整理・撤去等			
自転車の利便性の向上	自転車を活用したまちづくりについて調査・研究	新規		
上下水道の運営 (安1-3)	上水道の安定供給	水質の安全確保、震災対策の推進		
		東京都水道事業への統合		
下水道の維持管理	下水道の維持管理	管路施設等維持管理、ポンプ場の維持管理、水洗化の促進		
		広域・共同化による下水道事業の運営についての調査・研究		
安全な暮らしのために(安2)				
災害に強いまちづくり (安2-1)	防災市民組織づくりの促進	自主防災組織活動への支援	重点	
	緊急物資の確保	緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備	合併	
	防災無線の整備	地域防災無線の整備	合併	
		防災行政無線(固定系)の整備	合併	
	消防施設の整備	防火貯水槽の設置	合併	
		消防団詰所の整備	新規	
		消防ポンプ車の購入		
地域防災体制の確立	消防署、医療機関等関係機関との連携			

体系区分	主要施策	主要事業	区分
防犯・交通安全の推進 (安2-2)	広域協力体制の整備	相互協力体制の整備	
	雨水溢水対策の計画的な整備	既設雨水管台帳の整備	新規
		雨水溢水対策事業の推進	新規
		雨水貯留浸透事業の促進	
	白子川の改修	白子川改修工事等	
	安心安全なまちづくりに向けた条例の制定・推進	安心安全なまちづくりの推進	新規・重点
	夜間安全対策の向上	街路灯の整備、私設街路灯設置の支援	
	交通安全対策の推進	交通安全・自転車教室の実施	
		交通安全協力員、交通擁護員の拡充	
	交通安全施設の整備	道路反射鏡、道路区画線等設置	

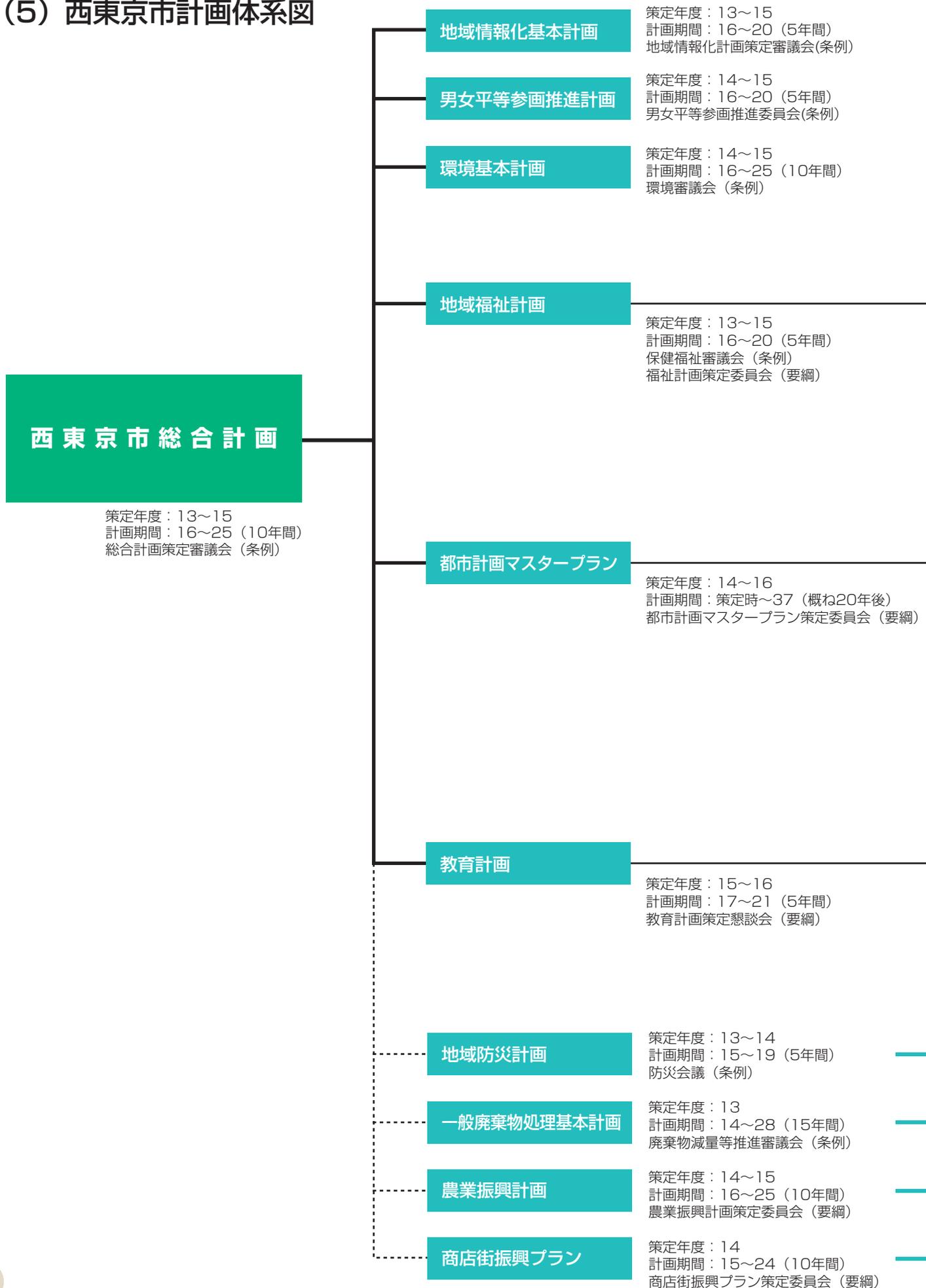
体系区分	主要施策	主要事業	区分
活力と魅力あるまちづくり			
活力ある産業のために(活1)			
産業の振興 (活1-1)	農業振興の推進	魅力ある農業経営の促進	新規
		援農ボランティアの養成(環1-1で再掲)	新規・重点
		市民に身近な生産加工流通体制づくり	新規・重点
		農を通じた市民との交流の促進	新規
	商店街振興プランの推進	21世紀商業リーダーの育成	新規
		広域型商店会活動の推進	新規
		商業者と生活者による商店街・まちづくりの推進	合併・重点
	商工会情報推進事業の推進	商工会ホームページの運営(協2-2で再掲)	合併
	地域活性化の推進	商店会地域活性化への支援	
		コミュニティビジネス支援についての検討	新規
中小企業者への支援	中小企業事業資金融資あっせん事業の実施		
	中小企業不況対策特別緊急事業の実施		
	勤労者福祉サービスセンターの運営		
	中小企業退職金共済掛金補助事業の実施		
商工業振興の拠点整備	商工業振興の拠点施設の整備について検討	新規	
就職機会の提供	就職相談会の開催		
	ハローワークと連携した就労情報の提供(協2-2で再掲)	新規	
新産業の育成 (活1-2)	創業支援と人材育成	創業支援相談センターの運営	合併・重点
	異業種交流についての調査・研究	産学公の連携についての調査・研究	新規
人が集まるまちになるために(活2)			
まちの魅力の創造 (活2-1)	石神井川の整備	東伏見石神井川緑地の整備について東京都へ要請	
		石神井川の親水公園化について東京都へ要請	新規
	散歩道の整備	散策ルートの調査・研究、整備	新規・重点
	人にやさしい椅子づくりのまち	人にやさしい椅子づくりのまち推進事業	新規
重点プロジェクトの推進	(仮称)重点プロジェクト推進委員会の設置、運営	新規	

体系区分	主要施策	主要事業	区分	
協働で拓くまちづくり				
まちを支える市民のために(協1)				
市民主体のまちづくりの推進 (協1-1)	コミュニティ施設の運営支援	地区会館地域自主運営の支援 コミュニティセンター運営の支援		
	市民の主体的な活動への支援	公民館自主グループ活動への支援(創3-2で再掲)		
	社会福祉協議会地域福祉活動への支援	ふれあいのまちづくり事業への支援(笑1-1で再掲)	重点	
	地域コミュニティのあり方について検討	(仮称)コミュニティ検討委員会の設置に向けた調査・研究	新規	
	コミュニティ施設の計画的な整備	コミュニティ施設の改修 西東京市民会館の建替について検討(創3-4で再掲)	新規	
	都市間交流	姉妹・友好都市との交流事業の実施 姉妹・友好都市施設利用の助成		
	世代間交流の機会の充実	世代間交流事業の実施	重点	
	市民まつりの充実	市民まつり実行委員会への支援	重点	
	協働のまちづくりの推進 (協1-2)	NPO等との協働の推進	NPOの育成・支援	新規・合併
ボランティア活動の推進		西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援	重点	
持続発展するまちであるために(協2)				
開かれた市政の推進 (協2-1)	広報の充実	「広報西東京」の充実 ホームページの充実(協2-2で再掲) コミュニティ放送局の活用	合併	
	広聴の充実	市民モニター制度などの実施	新規	
	情報公開の推進	文書管理システムの構築(協2-2で再掲)	合併	
	積極的な情報提供	出前講座の実施	新規	
地域情報化の推進 (協2-2)	保健・医療・福祉関連の情報化	福祉情報総合ネットワークの構築(笑1-1で再掲) 障害者生活支援のネットワークの形成(笑1-3で再掲)	新規 新規	
	防災・防犯関連の情報化	災害情報提供システムの構築について検討	新規	
	環境・リサイクル関連の情報化	環境情報提供システムの構築(環2-1で再掲)	新規・重点	
	学校教育関連の情報化	教育情報センターの運営、情報教育専門員の配置(創2-3で再掲)		合併
		小中学校の教育用コンピュータの整備(創2-3で再掲)		新規
		学校図書館システムの整備(創2-3で再掲)		新規
		学校ホームページの充実 不登校児童・生徒サポート情報ネットワークシステムの構築		新規
	生涯学習関連の情報化	生涯学習情報提供システムの構築(創3-1で再掲)		新規・重点
		図書館利用者インターネットシステムの整備(創3-2で再掲)		新規
	地域活動関連の情報化	電子会議室の構築について検討	新規	
	産業関連の情報化	商工会ホームページの運営(活1-1で再掲)	合併	
	就労関連の情報化	ハローワークと連携した就労情報の提供(活1-1で再掲)	新規	
	交通関連の情報化	パスロケーションシステムの導入の検討		合併
		自転車駐車場情報の提供		新規
	行政手続関連の情報化	住民票等自動交付機の設置		合併
		文書管理システムの構築(協2-1で再掲)		合併
		電子申請システムの構築		新規
		電子入札システムの構築		新規
		地方税電子申告システムの構築について検討		新規
		総合行政ネットワークの整備		新規
開かれた行政関連の情報化	ホームページの充実(協2-1で再掲)		合併	
行政内部関連の情報化	電子決裁システムの構築		合併	
	地理情報システム(GIS)の構築、活用(安1-2で再掲)		新規	
	行政関連情報の運営管理		合併	
健全な自治体経営の推進 (協2-3)	行財政改革の推進	行財政改革大綱の策定及び推進	一部新規	
	行政評価の実施	行政評価制度の導入	新規	
	行政サービス体制の見直し	総合窓口・ワンストップサービスの導入の検討		新規
		窓口サービスの向上		新規
	田無庁舎・保谷庁舎の整備	田無庁舎整備事業		合併
		保谷庁舎・敷地整備事業		合併
	庁舎機能の整備・拡充	1市2庁舎体制についての調査・検討	新規	
	人材育成の推進	人材育成基本方針に基づく人材育成の推進	新規	
	専門委員制度の導入	専門委員制度の導入についての検討	新規	

(4) 重点プロジェクト推進組織 (案) *名称等は、すべて仮称



(5) 西東京市計画体系図



高齢者保健福祉計画	策定年度：13～14 計画期間：15～19（5年間） 保健福祉審議会（条例） 福祉計画策定委員会（要綱）
介護保険事業計画	策定年度：13～14 計画期間：15～19（5年間） 介護保険運営協議会（条例）
障害者基本計画	策定年度：13～15 計画期間：16～25（10年間） 保健福祉審議会（条例） 福祉計画策定委員会（要綱）
健康づくり推進プラン	策定年度：13～15 計画期間：16～22（7年間） 健康づくり推進協議会（条例） 健康づくり推進プラン検討委員会（要綱） 福祉計画策定委員会（要綱）
子育て支援計画	策定年度：13～15 計画期間：16～25（10年間） 子ども福祉審議会（条例） 子育て支援計画策定委員会（要綱）
住宅マスタープラン	策定年度：16 計画期間：17～25（9年間） 住宅マスタープラン策定委員会（要綱）
みどりの基本計画	策定年度：14～15 計画期間：16～35（20年間） 緑の基本計画策定委員会（要綱）
交通バリアフリー法に基づく基本構想	策定年度：17以降 計画期間：18以降～22（5年間） 策定委員会（要綱）
交通計画	策定年度：16～17 計画期間：18～27（10年間） 策定委員会（要綱）
スポーツ振興計画	策定年度：16～17 計画期間：18～25（8年間） スポーツ振興審議会（条例） スポーツ振興計画策定委員会等の設置：未定
生涯学習推進計画	策定年度：14～15 計画期間：16～20（5年間） 生涯学習推進計画策定委員会（要綱） 生涯学習施策検討協議会（要綱）
子ども読書活動推進計画	策定年度：16～17 計画期間：18～22（5年間） 子ども読書活動推進計画策定委員会（要綱）

災害対策基本法に基づき、東京都地域防災計画との整合を図り策定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、東京都廃棄物処理計画との整合を図り、柳泉園組合及び構成2市（東久留米市、清瀬市）と合わせて策定する。

東京都の補助金を活用するにあたり、東京農業振興プランを参考とし策定する。

東京都の補助金を活用するにあたり、東京都21世紀商店街づくり振興プランを参考とし策定する。

やさしさとふれあいのまち

西東京市基本構想・基本計画

平成16年3月

西東京市

発行:西東京市企画部企画課

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13



古紙配合率100%再生紙を使用しています



本冊子は、地球にやさしい再生紙および植物性大豆油インキを使用しています。



西東京市